



三重県公報

平成31年4月26日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	監 査 委 員 公 表		
3	監査結果に対する措置の公表	（ 監 査 委 員 ）	1
4	同件	（ 同 ）	142

監査委員公表

監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成30年1月22日から同年9月28日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成31年3月までに講じた措置が知事、各種委員会等から通知されましたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成31年4月26日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	濱	井	初	男
三重県監査委員	石	田	成	生
三重県監査委員	内	田	典	夫

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (防災人材の育成・活用による地域防災力の向上) (1) 平成 29 年度に実施した「防災に関する県民意識調査」において、東日本大震災発生時に高まった危機意識が、時間の経過につれて薄れる傾向にあるとともに、20%を超える県民が内陸直下型地震や風水害による危険性を認知していないという現状が明らかになった。 また、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の県民指標である「率先して防災活動に参加する県民の割合」は、ここ数年横ばいであり目標値を達成できていない状況である。 これらのことから、県民の防災意識を高めるとともに、市町やみえ防災・減災センター等と連携し、防災人材の育成や活用を進め、地域防災力の向上に取り組まれない。 (防災企画・地域支援課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 県民の防災意識を高める取組については、みえ風水害対策の日やみえ地震対策の日に合わせて、伊勢市と津市でシンポジウムを開催するとともに、防災技術指導員が自治会等で講話を行ったほか、防災啓発車（地震体験車）を活用して地域の行事に参加することで県民の防災活動への参加を促進しました。 (2) 防災人材の育成については、みえ防災・減災センターにおいて、地域や企業等で自主的に防災活動等を行う「みえ防災コーディネーター」を育成するとともに、自主防災組織の活性化に取り組むため、自主防災組織リーダー研修を県内 3 カ所で開催しました。 (3) 防災人材の活用については、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター認定者等の「みえ防災人材バンク」への登録を促進するとともに、地域等からの防災活動に関する協力・支援依頼に対してマッチングを行ったほか、各地域防災総合事務所（活性化局）単位で地区懇談会を開催し、市町とバンク登録者がつながる機会を設けるなど、人材バンク登録者が地域で活躍できる環境整備に取り組みました。 2 取組の成果 (1) 「平成 30 年度防災に関する県民意識調査」によると、「防災意識や危機意識を持っている県民の割合」が 70.8%となり、平成 29 年度と比較して 15.6 ポイント向上したほか、危機意識が薄れつつある県民の割合も平成 29 年度は 36.2%でしたが、30 年度は 21.6%と少なくなっています。 (2) 「みえ防災コーディネーター」を 46 名育成するとともに、「自主防災組織リーダー研修」を延べ 170 人が受講しました。 (3) 「みえ防災人材バンク」に 404 名が登録され、延べ 271 名の登録者が地域や学校の防災活動を支援しました。 (平成 31 年 3 月末現在)
<u>平成 31 年度以降（取組予定等）</u> (1) 平成 31 年は伊勢湾台風 60 周年・昭和東南海地震 75 周年の節目の年であるため、「防災の日常化」推進緊急プロジェクト事業を実施するほか、引き続き防災技術指導員による講話や防災啓発車による啓発活動を行うことで、県民の防災意識の向上や防災活動に参加する県民の機会の確保に努めます。 (2) 引き続き、みえ防災・減災センターにおいて、「みえ防災コーディネーター」や「自主防災組織リーダー」など、地域防災力の向上につながる人材を育成します。 (3) 育成した防災人材を「みえ防災人材バンク」に登録することで人材バンク登録者を増加させるとともに、地区懇談会等を開催することで、地域で活躍できる環境整備に努め、防災人材の活用を一層図ることにより、地域防災力の向上に向けて取り組みます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (効果的な防災情報の提供) (2) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の活動指標である「防災みえ. j p」から防災情報等を入手している県民の割合は、平成 29 年度の目標値 23.0%に対し、17.2%となり、2 年連続目標を達成できなかった。 このため、県民が防災情報に対して関心を持ち、適切な防災行動を起こせるように、機能やコンテンツを充実させるとともに、「防災みえ. j p」等の周知・啓発を行うことにより利用促進を図り、効果的な防災情報の提供に努められたい。 (災害対策課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 「防災みえ. j p」の P R 用チラシを作成し、携帯電話販売店に置いていただいたり、生命保険会社で顧客に配布していただくとともに、防災に関するイベントや会議等で配布することにより、周知・啓発を行いました。 また、6 月 1 日から「L I N E」により、台風接近時の注意喚起情報の提供を開始しました。 2 取組の成果 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の活動指標の平成 30 年度の目標値の 26.5%には達しませんでした が、平成 29 年度の 17.2%から 25.4%へと大きく増加したことから、P R 用チラシの配布等による効果があった ものと考えられます。
<u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き防災に関するイベントや会議等で P R する等、周知・啓発を行うとともに、機能やコンテンツの充実 を図っていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 住宅火災警報器の設置啓発用リーフレットの掲載内容に誤りがあった。(消防・保安課) (2) ツイッター「防災みえ」に誤情報を投稿した。(災害対策課) (3) 「防災みえ.jp」ホームページにおいて不適切な表記を行っていた。(災害対策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 印刷物等の作成については、原稿や校正時の内容を複数の職員で確認するなどして再発防止に努めました。(消防・保安課) (2) システム構築業者に対して原因の調査を指示したところ、プログラムに誤りがあることが判明したため、プログラムの改修を行いました。また、全ての機能についてプログラム及び動作について誤りがないか調査するよう指示し、問題がないことを確認しました。(災害対策課) (3) 情報が正しく表示されるように、システムの運用方法を見直しました。(災害対策課) 2 今後の方針（取組予定等） (1) 印刷物、ホームページ等の内容について、継続して複数の職員による確認を徹底するとともに、例年の内容についても、細心の注意を払って再確認等を行います。(消防・保安課) (2) システムの改修、機能の追加時には、プログラム及び動作の確認を徹底するとともに、既存の機能に影響を与えていないかについても確認するよう、システム構築業者に徹底します。(災害対策課) (3) 見直し後のシステムの運用方法を周知徹底するとともに、システムの使用時には、情報が正しく表示されているか確認します。(災害対策課)

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 公共工事	
① 【広域防災拠点（北勢拠点）施設整備（舗装）工事】	
・250 万円以上の契約金額の変更を行った場合に必要な競争入札審査会への報告が行われていなかった。	
	（災害対策課）
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏の無いよう課内で注意喚起を図りました。	（災害対策課）
2 今後の方針（取組予定等）	
① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めていきます。	（災害対策課）

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見 (2) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 金品亡失(損傷)	
① 公用車(防災啓発車)の損傷(修理代 884,304 円)	(防災企画・地域支援課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 当該職員に所属長から嚴重注意を行うとともに、定例打ち合わせ時に、事件事例、ヒヤリ・ハット等の共有と対応策の検討を行うことで、交通事故防止に努めました。	(防災企画・地域支援課)
2 今後の方針(取組予定等)	
① 引き続き、ヒヤリ・ハット等の事例共有や交通事故防止について注意喚起を行い、交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故防止に努めます。	(防災企画・地域支援課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (損害額：県 901,800 円) (防災対策総務課) ② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 8,121 円、相手 155,520 円) (防災企画・地域支援課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 当該職員に対して嚴重注意を行うとともに、所属職員に対しても、ミーティングにおいて交通事故防止及び適正な財産管理について周知徹底し、再発防止に取り組みました。(防災対策総務課) ② 当該職員に所属長から嚴重注意を行うとともに、定例打ち合わせ時に、事件事例、ヒヤリ・ハット等の共有と対応策の検討を行うことで、交通事故防止に努めました。(防災企画・地域支援課) 2 今後の方針(取組予定等) ① 引き続き、交通事故防止の徹底、適正な財産管理に努めていきます。(防災対策総務課) ② 引き続き、ヒヤリ・ハット等の事例共有や交通事故防止について注意喚起を行い、交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故防止に努めます。(防災企画・地域支援課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 戦略企画部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見（「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進） (1)平成 27 年 10 月に策定し、29 年 3 月に改訂された「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 29 年度の取組結果については、自然減対策で進展度を B（ある程度進展した）とした一方で、社会減対策については進展度 C（あまり進まなかった）とした。これは、社会減対策の数値目標である県外への転出超過数の改善に係る平成 29 年度の目標値（2,160 人）を実績値（4,063 人）が大きく超過し、目標達成状況が 0.53 となったことによる。 また、社会減対策の取組の一つで戦略企画部が主担当となる若者の県内定着の促進に関する指標である県内高等教育機関卒業生の県内就職率についても、平成 29 年度の目標値（53.0%）を実績値（48.9%）が下回っている状況にある。 このため、数値目標の達成に向けて、各部局との連携の強化を図りながら、自然減対策を推進するとともに、県内高等教育機関の一層の魅力向上・充実等による若者の県内定着、しごとの創出、産業人材の育成等に取り組み、社会減対策を一層進められたい。 （戦略企画総務課、企画課）
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 ①「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたっては、自然減対策と社会減対策を車の両輪として、効果的・効率的に取組を展開しています。その評価と検証にあたっては、平成 30 年 6 月に「三重県地方創生会議及び同検証部会」を開催し、外部有識者の委員からご意見をいただいたほか、県議会で審議いただきました。これらの結果等を踏まえ、平成 29 年度の取組の成果について「平成 30 年版三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポート」を作成し、7 月に公表しました。 特に社会減対策については、転出超過に歯止めがかからず厳しい状況が続いています。転出超過の約 8 割を占める 15 歳から 29 歳の若者の転出超過に歯止めをかけていくことが重要となることから、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」の幹事会にワーキング部会として、「若者県内定着緊急対策会議(当会議)」を立ち上げ、計 6 回開催しました。当会議においては、部局間連携によるより効果的な取組方法や若者県内定着に向けた必要な方策等の議論を行い、その内容を取組に生かすとともに、「三重県経営方針」へ反映させるなど、若者県内定着に向けた取組が全庁で加速していくよう検討を進めました。また有識者による「三重県経営戦略会議」、「三重県総合教育会議」においても若者県内定着について専門的見地からご意見をいただくとともに当事者である若者の意見も直接聴取しました。 （企画課） ②県内高等教育機関の学生の県内定着に向けて、「高等教育コンソーシアムみえ」の取組を促進し、県内高等教育機関の一層の魅力向上に取り組みしました。また、新たな大学連携の取組として、県内の地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会を形成していくため、平成30年11月、東京大学と相互に連携・協力する協定を締結しました。さらに、県内の産業界、高等教育機関、県及び市町で構成する「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」を設置し、高等教育機関相互及び産業の分野の枠組みを越えた情報共有、意見交換、連携等の促進に取り組みしました。 （戦略企画総務課） 2 取組の成果 ①「若者県内定着緊急対策会議」の議論を活用し、より効果的な取組となるよう、実施している事業の情報共有を行うとともに連携方法等の見直しを行いました。社会減対策の数値目標である県外への転出超過数は、平成 30 年は 4,225 人となっていますが、2 年連続で減少していた転入者数が平成 30 年は増加に転じ、15 歳から 29 歳の若者の転出超過数についても、200 人減少しています。また平成 31 年度に向けては「平成 31 年度三重県経営方針」（案）の 5 つの取組方向の一つに「若者の県内定着につなげるために」と掲げ、「働く場づくり」、「ひとづくり」、「きっかけづくり」の 3 つの観点から強力に取組を進めていくこととしました。 （企画課） ②「高等教育コンソーシアムみえ」では、単位互換協定に基づく高等教育機関相互の授業公開や「三重を知る」共同授業の実施により学びの充実が図られるとともに、学生が県内企業を知る機会となるバスツアーの実施など学生の県内就職に向けた取組が実施されました。また、東京大学と県内高等教育機関等との連携の拠点になる「東京大学地域未来社会連携研究機構三重サテライト拠点」が、平成31年2月に四日市市内に設置されました。さらに、平成31年1月の第2回「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」において、東京大学地域未来社会連携研究機構長に新たに委員として加わっていただくとともに、同大学と県内高等教育機関等との連携イメージを提案いただきました。 （戦略企画総務課）
<u>平成 31 年度以降（取組予定等）</u> ①「平成 31 年度三重県経営方針」（案）に基づき、部局を超えた連携をさらに深め、若者の県内定着につなげるための取組を強力に進めるとともに、県民の皆さんをはじめ、国・市町等関係機関や企業・団体等民間の主体とも課題を共有しながら、取組を加速させます。平成 31 年度は「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度であり、目標達成に向けて取り組むとともに、これまでの取組の検証を行いながら次期総合戦略の策定を行い、人口減少の課題について切れ目ない取組を進めていきます。 （企画課） ②「高等教育コンソーシアムみえ」の取組を支援することで、県内高等教育機関の連携を進めます。 また、東京大学のサテライト拠点を中心として、県内高等教育機関等との共同研究などの連携を図るとともに、同大学によるテレビ会議システムを活用したワークショップや連続講座により、人材育成を図ります。 さらに、「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」の取組により、産学官が分野の枠組みを越えて交流する機会を増やし、若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上につなげます。 （戦略企画総務課）

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 戦略企画部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見（広聴広報活動の推進） (2) 平成 29 年 6 月に「三重県広聴広報アクションプラン（改訂版）」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、県民との接点の拡大と充実を基本的な考え方として、2つの取組視点、3つの戦略テーマで広聴広報活動を推進してきたところである。 しかしながら、アクションプラン初年度となる平成 29 年度は、評価指標「得たいと思う県情報が得られていると感じる県民の割合」の目標を達成できなかった。 県民に必要な県情報が正しく的確に伝わることは、「広聴広報活動」の基本であり、この基本が成り立ってこそ、「協創」の三重づくりが進むことになる。 このことから、アクションプランに基づき、県民に対して、より効果的かつ的確に県政情報を提供するため、メディアミックスを意識した情報発信に取り組むとともに、県のウェブサイト「つづきは三重で」等を活用したプロモーション活動を推進することにより、県の魅力を積極的に発信し、「選ばれる自治体」としての県の認知度向上・イメージアップを図るなど、広聴広報活動の推進に努められたい。（広聴広報課）
講じた措置
平成 30 年度 1 実施した取組内容 ①メディアミックスを意識した情報発信 県政情報をより効果的に県民に届けられるよう、各部局の広報担当で構成する広聴広報会議を活用し、広聴広報課がハブ機能となり各部局間で情報共有し、全庁一体となった広報展開のための「年間広報計画」を策定し、最適な時期に最適な広報媒体を連携させたメディアミックスによる広報展開に取り組んでいます。 また、県政情報発信の強化に向けた今後の広報展開について検討を行った結果、県民が得たいと思う県情報の上位を占める県からのお知らせやイベント等の情報を配信していた「県データ放送」を平成 30 年度末で終了することとし、平成 31 年度からはそれらの情報をはじめとする県からの情報発信は、県政だより、フリーペーパー、新聞などの「紙媒体」、テレビ、ラジオ等の「電波広報媒体」、県ホームページ、SNSなどの「インターネット媒体」などを適切に組み合わせ活用し展開していくこととし、4 月当初からの実施に向けた準備を行いました。 なお、「みえ県民意識調査」で県情報が得られている実感が低かった階層への対応として、若者に対しては「県政だより」の県内全ての高等教育機関（14 校）での校内配布を行うとともに、伊賀地域、東紀州地域に対しては、平成 31 年度から新たに県内全地域で展開予定のフリーペーパーでのお知らせ、イベント等の情報発信を前倒しし、平成 30 年 10 月から行っています。 ②プロモーション活動の推進による県の魅力発信 三重県ファンの更なる獲得に向けて、ウェブサイト「つづきは三重で」での三重県の取組や魅力の発信を民間のライターを活用して記事を作成し定期的に配信するとともに、より多くの読者を得るためフェイスブック、ツイッター等の SNS でも記事を紹介するなど情報発信の強化を行いました。また、インターネットのキーワード検索で「つづきは三重で」の記事が検索結果の上位により多く露出するよう、記事を作成する際にキーワード検索に用いられる可能性の高いキーワードを効果的に盛り込むなどの「SEO対策」にも取り組みました。より多くのメディアに三重県の取組や魅力が取り上げられることで更なる県の認知度向上を図るため、テレビ局や雑誌社などのメディアに強いネットワークを持つ広報専門会社を活用し、首都圏等大都市圏のメディアへの取材誘致やニュースリリース配信に取り組みました。 2 取組の成果 ①メディアミックスを意識した情報発信 県内高等教育機関に県政だよりを設置したことで、若者の県情報に接する機会が増えるとともに、県政だよりを授業において活用していただくこともつながっています。伊賀地域、東紀州地域のフリーペーパーの読者からは、新たな県からの情報配信について、好意的な声が寄せられています。 ②プロモーション活動の推進による県の魅力発信 ウェブサイト「つづきは三重で」では、ページビュー数、セッション数、ユーザー数のいずれも昨年同時期に比べ上昇するとともに、県 SNS のフォロワー数（三重県ファン）の増加にもつながっています。 また、首都圏等大都市圏の各メディアへの取材誘致やニュースリリースについても、昨年同時期を上回るペースで取材誘致が成立し、TV 番組、雑誌、ウェブへの露出件数が増加しました。
平成 31 年度以降（取組予定等）
平成 30 年度に整理を行った今後の広報展開に基づき、それぞれの媒体の特性を生かし適切なタイミングで連携させ活用することで「県民との接点拡大と充実」に向けた効果的な情報発信を行います。 ①メディアミックスを意識した情報発信 展開にあたっては、県民が得たいと思う県情報の上位を占める県からのお知らせやイベント等の情報を、最新情報への更新の即応性があり、キーワード検索で得たい情報が手軽に入手できる県ホームページに新たなページを作成し掲載するとともに、各媒体での情報発信の際に、県ホームページへの誘導を行います。 県情報が得られている実感が低い階層への対応として、若者に対しては、スマホアプリを活用し「県政だより」を配信するとともに、若者の利用者が多いツイッターでの情報発信を開始します。 50 歳代、60 歳代、正規職員に対しては、テレビからの情報入手の割合が高いことから、現在のテレビによる広報を刷新し、新たな県情報提供番組を放送します。 ②プロモーション活動の推進による県の魅力発信 ウェブサイト「つづきは三重で」やフェイスブック、ツイッター等の SNS の活用、首都圏等大都市圏のメディアへのニュースリリース配信で、更なる三重県の魅力発信に取り組むこととし、展開にあたってはより多くの三重県ファンの獲得や県の認知度向上につなげるため、フェイスブック広告を活用するなど配信する記事や情報ごとにターゲットを明確にし、訴求効果の高いプロモーション活動を行います。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 戦略企画部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 県が任命した家計調査員が、調査のための世帯名簿を紛失した。 (2) 三重県民経済計算確報及び早期推計の計数に誤りがあった。 (統計課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 平成 29 年 11 月 27 日付けで活動中の全統計調査員あてに注意喚起の文書を送付し、文書到着確認の電話及びその他面談等の機会を利用して内容の説明を行い、さらに適正管理の徹底を図りました。 また、家計調査では、調査員が携行し世帯名簿を挟むためのバインダーを、平成 30 年 1 月に書類が外れにくいクリップファイルに交換し、調査員活動においても再発防止に努めました。 さらに、それぞれの調査の調査員就任時の説明会や、平成 30 年 11 月 28 日に開催した合同指導会等において、調査員に対し書類の取扱いや管理について指導しました。特に調査前と調査後の調査書類の確認については、必ず行うよう指導しました。 (2) 県民経済計算の算出時における算定誤り等の注意すべき事案についての情報を、主務官庁である内閣府や他県からも収集し、チェックリストを作成することで、誤りのない正確な算定を、複数人で確実にできるようにしました。このチェックリストを用いた計数の確認は、平成 31 年 4 月末に公表を予定している平成 28 年度県民経済計算結果から実施します。 また、統計課が所管する全ての統計調査について、結果の集計・公表等におけるミスが発生するリスクを洗い出し、誤りを未然に防止するためのチェック体制の強化を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） (1) それぞれの調査の調査員説明会や毎年開催される合同指導会等の研修の機会以外にも、調査票の提出時や調査員からの相談等、調査員と接触する様々な機会を通じ、書類の取扱いや管理について、継続して意識啓発や指導を行っていきます。 (2) チェックリストを活用し、計数のチェックを確実にを行うことにより、次回基準改定時はもとより改定後の通常期においても正確な算出に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 戦略企画部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【「学生×地域活動」サポート情報局運営業務委託】 ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。 (戦略企画総務課)
講じた措置
1 実施した取組内容 平成 30 年度においては、総務課で作成した「委託契約に係るチェックリスト」に基づき確認を行い、速やかに契約事業者に書面報告を求めました。 また、その他の委託契約についてもチェックリストを活用し、必要書類の添付漏れがないか確認を行いました。 2 今後の方針（取組予定等） 今後も引き続き、契約にあたって、契約書に定める必要書類の提出漏れがないよう、事業担当者、経理担当者双方で「委託契約に係るチェックリスト」等で確認します。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底及び不適正事務の再発防止) (1) 平成 29 年度の懲戒処分については、前年度の 2 人から 5 人増加し 7 人の知事部局職員が、セクシュアル・ハラスメント、強制わいせつ行為及び飲酒運転等により処分されている。 さらには、過失運転致死の罪により禁錮刑の確定を受けた職員 1 人が失職している。 一方、事務処理においても、過去に多数の不適正な事務処理を行っていた事案等が発生している。 これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、原因や背景を徹底的に究明のうえ、法令遵守及び服務規律の更なる徹底並びに不適正事務の再発防止に取り組まれない。 また、平成 32 (2020) 年 4 月施行の地方自治法改正に伴う内部統制制度の整備に当たっては、こうした状況も踏まえ、十分検討されたい。 (行財政改革推進課、人事課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 コンプライアンスの徹底については、継続して取り組んできたにも関わらず、平成 30 年度に入っても、障がい者雇用率の算定誤りなど県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が連続して発生しています。事案が発生する都度、県民の皆さんの信頼を損なうような事態となっていることを、全ての職員が重く受け止め、これまでのコンプライアンスの取組に加え、原因の分析や外部有識者の意見を踏まえた再発防止策を取りまとめました。 なお、内部統制制度については、平成 31 年度に方針の策定や体制の整備等を予定しており、平成 30 年度においては、国の動向など情報収集に努め、内部での検討を進めました。 (1) 再発防止策の取りまとめ - 総務部副部長を座長に各部局総務担当課長等を構成員とするコンプライアンス推進会議を平成 30 年 10 月に設置し、実際に発生した不適切な事務処理事案や職員の不祥事について、背景・原因や課題等を分析したうえで、再発防止策の検討を進めました。 - 政策会議での議論、外部有識者によるコンプライアンス懇話会の意見聴取を経て、県としての再発防止策を取りまとめました。可能なものについては、年度内に着手するとともに、平成 31 年度から、適宜、実施していきます。 (2) 所属長等コンプライアンス研修の実施 職員の不祥事や不適切な事務処理事案が繰り返し発生している状況を踏まえ、全ての所属長等 (574 名) を対象とした研修を、平成 30 年 8 月～9 月にかけて、全 14 回実施しました。 (3) コンプライアンスの日常化に向けた継続的な取組 これまで実施してきたコンプライアンスの日常化に向けた取組について、継続して取組を進めました。 - みえ成果向上サイクルを活用した取組 各管理職員は組織マネジメントシートに、コンプライアンスの取組及び不適切な事務処理防止に向けた対応策を記載し、管理職員勤務評定制度等を通じて、進捗管理を図りました。 - 各所属コンプライアンス・ミーティングの実施 各所属において、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス・ミーティングを年 3 回実施しました。 - 職員研修 階層別研修や定期法務研修を実施しました。 - リーガル・サポート 法律相談、法務研修 (再掲)、メールマガジンの発行などの取組を継続し、職員の法令習熟度の向上に取り組みました。 2 取組の成果 継続的にコンプライアンスの日常化に取り組んできたにも関わらず、県民の皆さんの信頼を損なうような事態となっていることを真摯に受け止め、再発防止策について外部の有識者の意見等も踏まえ、3 月に取りまとめました。
<u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u> 平成 30 年度に取りまとめた再発防止策について、重点化を図りながら、計画的な実施により、全庁をあげてコンプライアンスの推進に取り組んでいきます。 また、コンプライアンスの取組状況も踏まえ、内部統制制度の整備を進めていきます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理) (2) 金品亡失(損傷)については、平成29年度の報告件数は170件で、前年度の179件から9件減少しているが、依然として職員の不注意等による金品亡失(損傷)が発生している。 このため、引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう指導されたい。 (人事課)
講じた措置
<u>平成30年度</u> 1 実施した取組内容 新任班長等研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関して、注意喚起を行いました。 また、平成30年度にも会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成30年5月31日) 2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務課長会議、班長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識徹底を図りました。
<u>平成31年度以降(取組予定等)</u> 物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、物品の適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成31年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立) (3) 平成 29 年度の決算においては、経常収支比率は 98.0%と前年度に比べて 1.8 ポイント低下、実質公債費比率は 14.2%と前年度に比べて 0.1 ポイント低下したが、依然として財政の硬直化した状態が続いている。本県の財政状況は、歳入面では県税収入は増加しているが、地方交付税や繰入金等の減少により歳入総額は減少しており、また、歳出面では社会保障関係経費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。 このため、平成 28 年 3 月に策定した「第二次三重県行財政改革取組」(28～31 年度)及び 29 年 6 月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(29～31 年度)に基づいて、県税の徴収率向上や未利用財産の売却・活用、多様な財源確保などにより歳入の確保を図るとともに、県民サービスの低下を招くことがないよう配慮しつつ、厳しい優先度判断による事業の選択と集中の徹底により歳出構造の一層の見直しを進め、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。 (財政課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 31 年度当初予算編成では、依然として深刻な財政状況にある中、最終年度となる「第二次三重県行財政改革取組」を着実に推進するとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に沿って、より一層の歳入確保に取り組むとともに、事業の選択と集中を一層進めるなど、歳出構造の見直しを行いました。なお、県民生活への影響を最小限に抑えつつ、歳出を抑制するため、将来の県債償還に備えるための基金である県債管理基金への積立を見送りました。 しかしながら、できるだけ速やかに積立不足を解消するため、一定の成果が現れてきている公債費や総人件費の抑制などを着実に進め、現時点における見込み以上に歳出構造を改善させていくことで、各年度の最終補正予算において、歳入や歳出の状況を見ながら可能な限り積立を行っていきたいと考えており、平成 30 年度最終補正予算において、将来の県債償還に備えるために 33 億 9,124 万 4 千円を積み立てました。 また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き可能な限り県債発行の抑制に努めました。 2 取組の成果 平成 31 年度当初予算は、引き続きクラウドファンディングの活用などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、防災・減災対策をはじめ、県民生活の安全・安心を守るための取組などに予算を重点化する一方で、人件費や公債費などの義務的経費については前年度より減額となりました。 また、県債発行を抑制し、臨時財政対策債等を除く県債残高については、平成 30 年度末(最終補正後)は、中期財政見通しで示した平成 30 年度末残高 7,814 億円を 92 億円下回る 7,722 億円、平成 31 年度末は、中期財政見通しで示した平成 31 年度末残高 7,684 億円を 109 億円下回る 7,575 億円となる見込みです。
<u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u> 平成 31 年度は、機動的な財政運営確保のために策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の最終年度にあたることから、財政健全化に向けた道筋を確実にするという強い使命感のもと、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざし、より一層の歳入確保と歳出構造の見直しに取り組んでいきます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (県税未収金対策の推進) (4) 平成 29 年度における県税の収入未済額は、約 32 億 8,449 万円であり、前年度に比べて約 3 億 7,865 万円減少しているが、依然として多額となっている。 特に、県税の収入未済のうち、個人県民税が 80.8% (前年度 80.3%) と、大きな割合を占めているので、引き続き、市町及び三重地方税管理回収機構との連携を更に強化し、税收確保に努められたい。 (税收確保課) 講じた措置 平成 30 年度 1 実施した取組内容 (1) 個人県民税対策 ① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。 ② 三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を大量に引き受け滞納整理を行う取組を平成 27 年度から実施しています。県では、以前よりこの取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど積極的な支援を行っており、本年度も支援を継続しました。 ③ 本県が主催する徴収関係研修等に市町職員を受け入れ、市町における徴収技術の向上を支援しました。 (2) 県税事務所における滞納整理 ① 自動車税については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。また、滞納となった自動車税について集中的な差押え等を行う「差押強化月間」(昨年度まで 12 月～1 月)を 1 ヶ月前倒し(11 月～12 月)で設定することで、早期の徴収に向けた積極的な滞納整理を行いました。 ② 高額滞納については税收確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図りました。 2 取組の成果 (1) 個人県民税対策【平成 31 年 2 月末現在】 ① 市町における指定徹底の取組により、本年度の給与所得者に占める特別徴収の割合は、昨年度と同じ 89.0%となっています。 ② 機構の少額滞納事案の取組については市町から約 2.5 億円を引き受け、約 2.4 億円を徴収しています。 なお、市町における機構への移管予告効果約 1.3 億円を含む取組効果は約 3.4 億円となっています。 ③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績 研修開催 7 回 市町職員等延べ参加人数 191 人 (2) 県税事務所における滞納整理【平成 31 年 2 月末現在】 ① 納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備により、本年度の自動車税の納期内納付率は、件数ベースで 84.6%、税額ベースで 83.6%となり、14 年連続で上昇し、件数・税額とも 80%台に到達しています。 ② 高額滞納(30 万円以上)については、金額ベースで年度当初より約 25.8%減(△53 百万円)となっています。 平成 31 年度以降(取組予定等) (1) 個人県民税対策 (2) 県税事務所における滞納整理 上記、(1)(2)の取組を引き続き進めます。
--

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 県のホームページにおいて、次回発行予定の公報の目次を誤って掲載していたものがあった。
(法務・文書課)
- (2) 厚生労働省に報告した障害者雇用率について、厚生労働省のガイドラインに定められた障害者手帳の確認等をせずに算定していた。
(人事課)
- (3) 建築基準法における法定点検の制度が十分に認識されておらず、所有する特定建築物及び特定建築設備等について、当該点検を実施していないものがあった。
(管財課)

講じた措置

1 実施した取組内容

- (1) 県ホームページへの掲載作業を確定する前に、掲載予定画面を印刷し、所属長の確認を受けた後に掲載作業を確定することとしました。
(法務・文書課)
- (2) 障がい者雇用率の算定に関して全国的な問題となったことを受け、平成 19 年度まで遡り、改めて調査を行ったところ、身体障害者手帳を返納した職員の算定数への計上、手帳の「級」の誤りなどが判明しました。
(人事課)
- (3) 法定点検が未実施であった特定建築物等については、各部局において、平成 30 年度中に、外部委託または、部局内の有資格者（資格登録者、建築士）により点検を実施しました。
また、平成 30 年 9 月 21 日付けで、県土整備部建築開発課及び防災対策部危機管理課から各部局に対し、建築基準法に基づく法定点検制度を周知徹底するため、対象となる建築物や点検時期、点検項目等を明示して通知を行いました。
さらに、同年 11 月 7 日には、管財課所管の各部局総務課等の施設管理担当者をメンバーとする「公共施設等総合管理推進会議」作業部会において、建築基準法に基づく法定点検や、消防法に係る点検、その他県有施設の適正な保全に必要な事項について、担当課から説明を行うなど改めて周知徹底を行いました。
なお、その際には、平成 31 年 5 月末まで点検が猶予されている防火設備の点検についても注意喚起を行いました。
また、防火設備及び法定点検が未実施であった特定建築物等について、平成 31 年 2 月 1 日時点の点検実施状況及び今後の実施見込みについて調査を行い、同年 3 月 14 日に開催した管財課所管の各部局総務課長等をメンバーとする「公共施設等総合管理推進会議」において調査結果の情報共有を行うとともに、改めて法定点検の適切な実施について周知徹底を行いました。
(管財課)

2 今後の方針（取組予定等）

- (1) 引き続き、事務の適正な執行に努めます。
(法務・文書課)
- (2) 今回の算定誤りの原因は、国からの調査時点（毎年 6 月）での対象者の特定と障がいの状況把握が不足していたこと、特に手帳の現認が十分でなかったことが大きな要因と考えられることから、今後は以下のとおり把握、確認することを徹底します。
 - ① 毎年の調査時、身体障害者手帳等の保有状況の有無を、全職員へ照会し、その回答結果を所属長が集約し対象者を把握する。
 - ② 所属長は、把握した対象者について、本人の同意に基づき手帳の原本の提示を求め、手帳保有を確認のうえ、手帳の内容（①手帳の種類、②番号、③障害等級、④障害名など）を新たに設ける調査票に転記し、人事課へ報告するしくみとする。
(人事課)
- (3) 建築基準法に基づく法定点検が確実に実施されるよう、様々な機会を捉えて、周知徹底していくとともに、施設を管理する各部局の点検が適切に実施されるよう、全庁的にチェックする体制を次のとおり構築します。
管財課においては、「公共施設等総合管理推進会議」を活用し、毎年度、各部局に依頼している「県有財産等自己点検」の点検項目に法定点検の実施状況を加え、施設の維持管理に必要な点検の実施状況を確認するとともに、未実施の場合は該当所属に年度末までのフォローアップを依頼します。
さらに、施設の新築時に、各部局から提出される公有財産の異動報告に対して承認を行う際、施設の管理を行う上で必要となる点検内容について資料を提供するなど、新しい施設において点検が適切に実施されるよう注意喚起を行います。
また、建築基準法に基づく法定点検や、消防法に係る点検、その他県有施設の適正な保全に必要な事項について、担当課から説明を行う機会を定期的に設け、法定点検の周知徹底を図ることとします。
危機管理課においては、毎年度、危機管理モニタリングとして各部局と危機管理の状況について意見交換を行っており、法定点検の実施について、随時、状況を確認します。
建築開発課においては、毎年度、定期点検資格者の申請案内に合わせて定期点検制度について周知を行います。
(管財課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 収入未済

① 収入未済額が平成 29 年度末現在 3,301,632,583 円あった。

(桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)

イ 収入事務

① 県税について、事務処理誤りにより不納欠損処分となったものがあった。(伊賀県税事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 収入未済

(1) 個人県民税対策

① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。

② 三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を大量に引き受け滞納整理を行う取組を平成 27 年度から実施しています。県では、以前よりこの取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど積極的な支援を行っており、今年度も支援を継続しました。

③ 本県が主催する徴収関係研修等に市町職員を受け入れ、市町における徴収技術の向上を支援しました。(税収確保課)

(2) 県税事務所における滞納整理

① 自動車税については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。また、滞納となった自動車税について集中的な差押え等を行う「差押強化月間」(昨年度まで 12 月～1 月)を 1 ヶ月前倒し(11 月～12 月)で設定することで、早期の徴収に向けた積極的な滞納整理を行いました。

② 高額滞納については税収確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図りました。(税収確保課)

イ 収入事務

① 過去の滞納事案について、電子データを活用して書類のチェックを行い、同様の事案がないことを確認しました。(伊賀県税事務所)

2 今後の方針(取組予定等)

ア 収入未済

① 個人県民税対策

② 県税事務所における滞納整理

上記、①②の取組を引き続き進めます。(税収確保課)

イ 収入事務

① 引き続き、電子データを活用して書類のチェックを行うことで、同様の事案の発生防止に努めていきます。(伊賀県税事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【平成 29 年度新地方公会計制度導入支援業務委託】 ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。(財政課) イ その他の支出事務 ① 光熱水費の支出額誤りにより歳出戻入を行っていた。(総務課) ② 通信運搬費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(法務・文書課) ③ 後納郵便料金について、支払期限の超過により延滞利息も加算して支払いをしているものがあった。(税務企画課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 業務委託 ① 契約書の内容を確認のうえ、定められたとおり実施責任者の書面での報告を受理し、適切な事務処理を図りました。(財政課) イ その他の支出事務 ① 支出負担行為整理兼支出命令書作成時における担当職員の支出命令額の入力誤りと決裁途中でのチェック漏れが重なって起きた事象です。 以後、支出命令書等の作成時における担当職員による支出命令額の再確認を行うことや、決裁途中で入念にチェックを行うことを徹底しました。(総務課) ② 県庁各課宛のすべての請求書を法務・文書課宛に送付してもらうこととし、当課で内容を確認したうえで、各課宛に配布することとしました。(法務・文書課) ③ 後納郵便料金に限らず定期的な支払業務全般について、再発防止のため次のとおり業務を改め、組織として作業状況を把握できるようにしました。 ・企画班で請求書原本を保管し、業務担当の各班でチェック作業が必要な請求書に関してはコピーを送付する。 ・各班は、送付された請求書コピー（コピー1）を更にコピー（コピー2）する。コピー1は班の一時保管場所に格納することで、チェック作業中の請求書の所在を班として管理できるようにする。担当者は、コピー2によりチェック作業を行う。 ・定期的な支払については、別途「検査記録調書」を作成し、企画班で進捗状況を管理する。 ・支払を担当する総務部総務課においても、定期的な支払をリスト化し、消込による進捗管理を総務部全体で行う。(税務企画課) 2 今後の方針（取組予定等） ア 業務委託 ① 契約内容の履行状況について確認の徹底を行うことで、引き続き適正な事務処理に努めていきます。(財政課) イ その他の支出事務 ① 引き続き、定期的に担当職員に対する注意喚起や決裁途中での入念なチェックの徹底を図り、適切な事務処理に努めます。(総務課) ② 引き続き、事務の適正な執行に努めます。(法務・文書課) ③ 引き続き、組織的に支払業務の作業状況を確認することで、再発防止に努めていきます。(税務企画課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 106,012 円、相手 0 円）（四日市県税事務所）

講じた措置

1 実施した取組内容

事故当日、運転者に今後、このような事故を起こさないよう、安全運転について厳重に注意・指導を行いました。

また、平成 29 年 8 月 24 日、25 日に交通事故防止についての所内研修を実施し、職員の交通安全意識を高めました。さらに、平成 29 年 9 月 8 日に四日市地域交通安全講習会に全職員を参加させ、交通安全意識の更なる高揚に努めました。

2 今後の方針（取組予定等）

定例会・課のミーティングで、職員の交通安全意識の向上を図り、時間にゆとりを持った運行等交通事故防止に努めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(4) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ① 納付された差押自動車公売に係る代金の受入処理及び金融機関への収納処理が遅延していた。
(桑名県税事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

滞納処分により出納員口座に入金連絡があった場合には、徴収担当者が速やかに収納管理担当者に連絡することを徹底し、入金連絡を受けた日に確実に受入処理を行い、速やかに金融機関への収納処理を行うよう、複数職員での情報共有と事務処理のチェックを徹底するようにしました。

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、複数の職員での情報共有とチェックを徹底し、事務処理の遅延防止に努めます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (医師・看護職員確保対策の推進) (1) 県の人口 10 万人当たりの医師数は 217.0 人で全国平均を下回っており (36 位、平成 28 年 12 月末現在)、医師の地域偏在や診療科偏在も大きな課題となっている。 また、県の人口 10 万人当たりの看護職員数は、准看護師を除き全国平均を下回っており (看護師 34 位、准看護師 28 位、保健師 38 位、助産師 43 位、平成 28 年 12 月末現在)、平成 25 年に県が実施した需給状況調査では、平成 47 (2035) 年時点においても、看護職員の供給不足が見込まれている。 引き続き、医師修学資金の貸与等により、県内医療機関で勤務する医師の確保に取り組むとともに、医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラム (後期臨床研修プログラム) の活用を促すことなどにより、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に取り組まれない。また、三重県ナースセンターでの就業あっせん等による看護職員の人材確保や、働きやすい職場環境づくりの支援等による看護職員の定着促進に努められたい。 (地域医療推進課)
講じた措置
平成 30 年度 1 実施した取組内容 ① 県内で医師として一定期間勤務することにより、貸与額を返還免除する三重県医師修学資金の新規貸与を実施するとともに、三重専門医研修プログラムの活用に向けたアプローチを実施しました。 また、新専門医制度が地域偏在を引き起こさないよう、三重県地域支援センターのキャリア形成支援専門部会において、専門研修プログラムについて必要な検証・調整等を実施しました。 ② 看護職員の確保について、人材確保対策では、看護師等修学資金貸付制度を活用し、看護学生の県内就業の促進を図っています。さらに、三重県ナースセンターでは、免許保持者による届出制度 (とどけるん) を周知し、ナースセンターへの登録を促進するとともに、無料の就業斡旋や復職支援研修を実施し、再就業を促進しています。また、看護の心普及事業として、一日看護体験や出前授業を行い、看護職員を目指す学生を増やす取組を行っています。定着促進対策では、三重県ナースセンターによるワークライフバランス事業や病院内保育所への運営支援等を実施しています。 働きやすい職場環境づくりの支援については、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を推進するとともに、平成 27 年度に全国で初めて「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、看護職員をはじめとした女性の医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しています。 (地域医療推進課) 2 取組の成果 ① 三重県医師修学資金貸与制度について面接等による選考のうえ、48 名に新規貸与を行った結果、貸与者の累計 (平成 31 年 3 月末) が 690 名となりました。 新専門医制度については、臨床研修 2 年目の医師修学資金貸与者に対し、専門研修プログラムの登録開始前に働きかけを行い、三重専門医研修プログラムの活用促進に取り組むとともに、キャリア形成支援専門部会において、各プログラムが指針の規定に基づき作成されていることや地域の医療機関での研修も組み込まれているなど、概ね地域医療への配慮が行われていることを確認しました。 ② 三重県ナースセンターにおいて、免許保持者による届出制度 (とどけるん) を周知し、ナースセンターへの登録を促進した結果、免許保持者による届出制度 (とどけるん) 届出数は、平成 27 年 10 月からの累計が 1,672 名 (平成 31 年 3 月末) となりました。また、三重県医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境等の改善に自主的に取り組んでいる医療機関数は平成 30 年度実績で延べ 29 件 (平成 31 年 3 月末現在) となりました。 (地域医療推進課)
平成 31 年度以降 (取組予定等) ① 三重県医師修学資金について、引き続き、新規貸与に向けた取組を進め、将来県内で勤務する医師の総数確保に努めます。さらに、新専門医制度について、引き続き若手医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足地域の医師確保支援を進めるとともに、専門研修プログラムについて必要な検証・調整等を図ります。 また、平成 30 年 7 月の医療法改正を受けて、医師の地域偏在の解消等により、地域における医療提供体制を確保するための対策を講じていくため、平成 31 年度に医師確保計画を策定します。 ② 三重県看護職員確保対策検討会において、引き続き、関係機関等と情報共有を図りながら看護職員確保の取組を進め、県内で勤務する看護職員の確保に努めます。 また、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、引き続き、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を推進するとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の取組を進めることで、医療従事者の勤務環境改善の取組を支援していきます。 (地域医療推進課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び介護人材の確保・養成) (2) 特別養護老人ホームの施設整備を行う事業者への支援により整備定員数が増加した結果、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者については、平成 29 年度において 239 人と、前年度から 400 人減少している。しかし、依然として入所の必要性の高い人が、直ちに入所できない状況が続いている。 引き続き、施設整備を促進するとともに、入所基準の適切な運用を施設に対して促すことにより、介護度が重度で在宅の入所待機者の解消に努められたい。 また、平成 29 年度の介護関係職の新規求人数に対する充足率は、前年度より 1.6 ポイント低下の 11.8%と減少傾向が続いており、介護職員不足により施設が一部稼働できない事態が発生している。 良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められていることから、引き続き、関係機関と連携して人材の確保・養成を行われたい。(長寿介護課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 福祉・介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。 ・三重県社会福祉協議会に設置した三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、キャリア支援専門員による求人と求職のマッチング支援、中学・高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘りおこしやシニア世代の参入のための研修、小規模事業所へのアドバイザーや研修講師の派遣、介護事業者等関係機関との連携を図るための介護人材確保対策連携推進協議会の開催、働きやすい介護職場応援制度による介護事業所を評価する仕組みなどの取組を実施しました。 ・三重県社会福祉協議会に貸付原資等を補助することで、介護福祉士の資格取得をめざす学生や外国人留学生等への修学資金や、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。 ・経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が、円滑に国家資格を取得し、日本で就労できるよう日本語学習等の支援を行いました。 ・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金で、介護従事者の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。 ・「介護助手」の取組をより一層普及させるため、導入支援のためのマニュアルを作成しました。 ② 特別養護老人ホームの入所にあたって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、25 施設の現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。 ③ 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、平成 29 年度に選定した平成 30 年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、平成 31 年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。(長寿介護課) 2 取組の成果 ① 福祉人材センターでの取組により、315 名が福祉・介護職場に就職しました。 ② 特別養護老人ホームへの現地調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。 ③ 介護保険事業支援計画に基づき、平成 30 年度は、特別養護老人ホーム 1 施設(20 床)の施設整備が行われ、また、平成 31 年度の施設整備として、特別養護老人ホーム 3 施設(130 床)の選定を行いました。 ④ 平成 30 年度に実施した調査によると、平成 30 年 9 月 1 日現在での県内の特別養護老人ホームの平均稼働率は約 95%となっており、全体としては、おおむね必要な人員を確保し、補助金を有効に活用していると認識しています。一部職員の不足により未稼働床が存在している事業所については職員の確保等の進捗状況を確認し、可能な限り未稼働床を解消できるよう指導等に努めています。(長寿介護課)
<u>平成 31 年度以降(取組予定等)</u> ① 介護人材の確保については、若者やシニア・外国人等の多様な層に応じて、これまでの取組を引き続き実施するとともに、「介護助手」の取組をより一層普及させるため、マニュアルを活用し、さまざまな介護施設への普及を図っていきます。 ② 特別養護老人ホームの入所にあたっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。 ③ 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集に当たっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うほか、介護人材の確保の見込みについて確認を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。(長寿介護課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (健康づくりの推進) (3) 高齢化が進展する中で、県民が介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが求められている。また、県内における死因の第1位であるがんについては、予防・早期発見のために重要ながん検診受診率は概ね全国平均を上回っているが、がん検診受診後の精密検査受診率は、全国平均を大きく下回っている。 このため、がん検診受診率及び精密検査受診率の向上に取り組むとともに、生活習慣病対策については、子どもの頃からの正しい生活習慣の習得、運動習慣の定着、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防などを市町等と連携して実施し、また、企業における健康経営の取組の促進などにより、地域全体で健康づくりが展開されるよう取り組まれない。 (健康づくり課)
講じた措置
平成 30 年度 1 実施した取組内容 平成 29 年度に策定した「三重県がん対策推進計画」「第 3 次三重県自殺対策行動計画」「第 2 次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」「三重の健康づくり基本計画中間評価」に基づき、周知啓発や人材育成を進めました。平成 30 年 7 月には、「健康寿命の延伸」を目指し、県民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、社会全体でその動機づけと継続を支えるための環境づくりを行う「三重とこわか健康マイレージ事業」を開始し、市町や保健所の健康づくり担当者会議において、事業の説明や市町の取組についての情報共有を行いました。 また、医療関係者や教育委員会等と連携した小・中・高等学校におけるがん教育の授業の実施(13校、1367名)、各市町の受診率向上取組や精密検査受診率の向上を支援する「がん予防・早期発見推進モデル事業」による市町への支援、市町がん担当者会議を2回実施し、受診の意義の共有、受診率向上につながる研修会の実施及び好事例の紹介等を行いました。 (健康づくり課) 2 取組の成果 ① 「三重とこわか健康マイレージ事業」の実施市町は、事業開始時には8市町でしたが、事業開始への支援や各市町の取組を共有したことにより、平成31年1月4日には、全ての市町での取組に拡大しました。 ② 平成29年度地域保健・健康増進事業報告による試算値によると、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がんの検診受診率は概ね改善傾向で推移しており、特に乳がん検診受診率は41.1%、子宮頸がんは47.8%、大腸がん検診が26.8%となっています。 (健康づくり課)
平成 31 年度以降 (取組予定等) ① 病気の予防や早期発見、正しい食習慣の定着や、子どもの頃からの正しい生活習慣の習得ができるよう、関係機関と連携しながら生涯を通じた健康づくりを推進していきます。また、県民の主体的な健康づくりの推進のため、市町と連携し「三重とこわか健康マイレージ事業」の取組を進めるとともに、企業が実施する健康経営等の取組を共有・啓発し、取組の横展開を図ります。 ② 各種がん検診における受診率および精密検査受診率向上の取組がより一層進展するよう、引き続きがん検診の受診率向上に関する取組を進めるとともに、県内市町との情報共有を進め、精密検査受診率向上の取組を行う市町に対しても支援を行います。 (健康づくり課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 平成 28 年衛生行政報告例に係る業務従事者数の集計を誤ったまま厚生労働省に提出していた。(地域医療推進課) (2) 平成 23 年度歯科技工士修学資金貸与決定者への貸与事務の未処理があった。(健康づくり課) (3) 平成 22 年度から 24 年度にかけて、歯科技工士修学資金貸与事務に係る事務処理の遅延等があった。(健康づくり課) (4) 個人情報記載された平成 25 年度小児慢性特定疾患医療部会（審査会）の資料の一部を紛失していた。(健康づくり課) (5) 公文書 24 件（平成 24 年度分 15 件、平成 25 年度分 9 件）が保存されていなかった。(健康づくり課) (6) 平成 25 年度小児慢性特定疾患医療部会（審査会）に係る開催伺い、委員報酬等の執行伺い、審査結果の通知伺いが作成されていなかった。(健康づくり課) (7) 平成 29 年度登録販売者試験問題において、選択肢に誤記が 1 か所あった。(薬務感染症対策課) (8) 厚生労働省の平成 28 年人口動態調査について、データの報告漏れがあった。(津保健所)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 県で保管している全ての業務従事者届と委託業者が作成した集計結果の突合や、前回（平成 26 年度）調査の届出数との比較・分析などにより集計誤りの原因を特定し、再集計した結果を公表しました。(地域医療推進課) (2)(3)(6) 業務進捗管理表を作成し、進捗管理を定期的に行うことで職員の事務処理状況の的確な把握に努めました。また、予算執行において、補正予算編成の都度、各事業の予算執行状況をチェックしました。(健康づくり課) (4) 三重県個人情報適正管理指針に基づき、保護管理者による事前許可及び個人情報持ち出し記録簿での管理など、個人情報の適正な取り扱いを徹底しました。(健康づくり課) (5) 三重県公文書管理規程に基づき、所属長及び文書主任の指示のもと、公文書簿冊のチェックを徹底しました。(健康づくり課) (7) 平成 30 年度登録販売者試験問題の出題に当たっては、細心の注意を払い、問題を確認する際は、平成 29 年度では 2 人で行っていましたが、平成 30 年度は 3 人体制とするなど、確認体制を強化しました。(薬務感染症対策課) (8) 市町から提出されたデータと保健所で処理する件数が一致しているかを相互で確認するとともに、処理後に厚生労働省から送付されるデータを参考に各月データとの差異について確認しています。なお、データの送付及び受領を CD-RWで行っていましたが、よりの確に処理するためにオンラインで行うこととしました。(津保健所) 2 今後の方針（取組予定等） (1) 次回調査から事務フローを見直すとともに、業務従事者届と国へ提出する報告書とのチェックを複数の職員で行い、確認作業を徹底します。また、前回調査結果との比較・分析を行うことで集計誤り等がないか確認し、適正な事務処理に努めます。(地域医療推進課) (2)(3)(6) 引き続き、定期的な業務の進捗管理による職員の事務処理状況の的確な把握と、補正予算編成時での予算執行状況の把握に努めます。(健康づくり課) (4) 引き続き、三重県個人情報適正管理指針に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めます。(健康づくり課) (5) 引き続き、三重県公文書管理規程に基づき、公文書簿冊の適正な取り扱いに努めます。(健康づくり課) (7) 今後の出題にあたっては細心の注意を払い、引き続き確認体制を強化していきます。(薬務感染症対策課) (8) 引き続き、的確な事務処理及び確認を行っていきます。(津保健所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 29 年度末現在 38,172,663 円あり、前年度と比べて 15,686,510 円増加していた。 (地域医療推進課、長寿介護課) ② 債権処理計画の回収目標が達成されていないものがあった。 (長寿介護課) ③ 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (地域医療推進課) イ 収入事務 ① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (桑名保健所) ② 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (鈴鹿保健所) ③ 現金納付された過年度収入の金融機関への収納処理が遅延していた。 (伊賀保健所) ④ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (熊野保健所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア①・医療保健部債権管理マニュアルに基づき、回収促進に取り組みました。 ・部長を会長とする「医療保健部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理目標）を決定、公表しました。 ・決定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書、居宅等訪問による催告の強化や、連帯保証人に対する催告を行い未収金の回収と新たな未収金の発生防止に努めました。 ・債権管理をテーマとした定期法務研修を受講することにより、担当職員の知識・能力の向上を図りました。 (地域医療推進課、長寿介護課) ② 債務者の民事再生手続きが完了し、民事再生計画に基づいた徴収を行えるようになったため、未収金の計画的な徴収に取り組みました。 (長寿介護課) ③ 財務会計システムでの入金確認をこまめに実施するようにし、履行期限（納期限）後 20 日以内の督促を徹底しました。 (地域医療推進課) イ① 情報公開文書複写料の受領後、速やかに収納処理を行うよう徹底しました。 (桑名保健所) ② 主務者が不在にしており引継を失念していたために発生した遅延であるので、現金納付があった事実を課内で情報共有し、退庁前にメモを残すようにしました。 (鈴鹿保健所) ③ 収納があった現金について、一時保管する金庫にその旨表示票を貼り付け担当者以外にも分かるようにし、遅滞なく金融機関へ収納するよう徹底しました。 (伊賀保健所) ④ 情報公開文書複写料の受領後、速やかに収納処理を行うよう徹底しました。 また、収納処理に関して処理手順の再確認を行いました。 (熊野保健所) 2 今後の方針（取組予定等） ア①・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。 ・医療保健部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。 ・債務者や連帯保証人が死亡している債権については、相続関係を調査し、催告対象者を拡大していきます。 ・一括納付が困難な債務者に対して、返済計画書の作成を指導するなど計画的な債権回収を図っていきます。 (地域医療推進課・長寿介護課) ② 債務者の民事再生計画に基づき、確実な未収金の徴収を進めます。 (長寿介護課) ③ 引き続き、履行期限（納期限）後 20 日以内の督促を徹底し、適切な債権管理を行います。 (地域医療推進課) イ① 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (桑名保健所) ② 主務者以外の職員も収納処理ができるようにして、現金納付があった事実を情報共有することで急な不在にも備え、今後収納処理の遅延が発生しないように努めます。 (鈴鹿保健所) ③ 過年度未収金にかかる現金は、特定の日に臨戸訪問により受け取っているため、その日の収納した現金については、担当者以外の職員にも周知のうえ、会計規則第 21 条に基づき、速やかに金融機関へ納付します。 (伊賀保健所) ④ 課内で情報共有を行い、引き続き適切な事務処理に努めます。 (熊野保健所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【救急医療情報システム構築及び運用・保守業務委託】 ・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。(地域医療推進課) ② 【福祉・介護人材マッチング支援事業業務委託】 ・契約書等で定めた活動報告に記載漏れがあった。(長寿介護課) ③ 【リアルタイムPCR保守点検業務委託】 ・再委託の実施にあたって、契約書の条項に沿った手続きがされていなかった。(津保健所) ④ 【サーマルサイクラー及びリアルタイムPCR保守点検業務委託】 ・再委託の実施にあたって、契約書の条項に沿った手続きがされていなかった。(津保健所) イ その他の支出事務 ① 誤って納品された消耗品に係る支払いについて、歳出戻入を2件行っていた。(公衆衛生学院)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア① 暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する条文を追記する変更契約を締結しました。(地域医療推進課) ② 委託先からの活動報告について、契約書等に定めたとおりの記載内容となっているか確認を行いました。委託先に対しては、報告書類等は契約書等に定めた内容が漏れなく記載されているか確認を行うよう指示しました。(長寿介護課) ③④ 保守点検業務契約を締結後、相手方に再委託契約の有無を確認するよう周知しました。(津保健所) イ① 会計事務処理について、複数職員によるチェック体制を強化しました。(公衆衛生学院) 2 今後の方針(取組予定等) ア① 暴力団排除条例等への対応に係る契約書等への記載について、引き続き周知徹底を図り適切な事務処理に努めます。(地域医療推進課) ② 今後、委託先からの報告書類等について、不備なく提出させるよう徹底します。(長寿介護課) ③④ 保守点検業務契約を締結後、相手方に再委託契約を行う場合、再委託契約の承認が必要であることを説明し、再委託契約の承認をするよう努めます。(津保健所) イ① 複数の職員によるチェックを行い、適正な会計事務処理に努めます。(公衆衛生学院)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 なお、執務室で雨漏りが発生している箇所もあるので、適切な施設管理に取り組まれない。 ア 公有財産の管理 ①公有財産の異動報告が遅延していた。 (食品安全課) イ 物品の管理 ①貸与されたノートパソコンについて、保管状況の確認を怠り、平成 26 年度から職員が許可なく自宅に持ち込んでいた。 (健康づくり課)
講じた措置
1 実施した取組内容 雨漏りが発生している箇所について、雨漏りの原因となる箇所を特定するための雨漏り調査業務委託を発注しました。 (医療保健総務課) ア① 公有財産の新規の取得や登録情報の変更の際は、速やかに対応するよう課員に情報共有を図りました。 (食品安全課) イ① 三重県電子情報安全対策基準 (情報セキュリティポリシー) に基づき、情報セキュリティ管理者 (所属長) によるパソコンの管理を徹底しました。 (健康づくり課) 2 今後の方針 (取組予定等) 雨漏り調査業務委託の調査結果を踏まえ、雨漏りの修繕にかかる所要額の精査を行ったうえで、今後の対応について検討していきます。 (医療保健総務課) ア① 引き続き、公有財産の新規の取得や登録情報の変更の際は、速やかに対応するよう課員に情報共有を図り、適正な事務処理を徹底します。 (食品安全課) イ① 引き続き、三重県電子情報安全対策基準 (情報セキュリティポリシー) に基づき、適正な管理を徹底します。 (健康づくり課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ①物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 292,940 円、相手 0 円) (熊野保健所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 交通安全研修に参加し、安全意識の向上を図りました。 また、交通安全研修を企画・開催（三重県交通安全研修センター）したほか、所内研修として職員に対し危機管理意識の向上、交通安全についての周知を行いました。(熊野保健所) 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き所内のミーティングや所内研修において、公用車運転時の交通安全についての注意喚起を行い、職員の安全運転意識を高め、適切な公用車の管理に努めます。(熊野保健所)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (保育所待機児童の解消) (1) 保育所待機児童については、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」において、平成 31 (2019) 年度の待機児童数 0 人を目標値として掲げており、30 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、前年から 20 人減少したが、目標値である 24 人に対して 80 人となっている。 このため、待機児童がいる市町の状況を把握・分析のうえ、市町が実施する保育所整備等に対する適切な支援を行うとともに、保育士の確保に向け、新任保育士の離職防止や潜在保育士の現場復帰の支援などの待機児童解消に向けた取組を進められたい。 (少子化対策課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 市町が実施する保育所等の創設、増改築等に対して、施設整備費補助や国への交付申請事務などの支援を行いました。 (少子化対策課) (2) 保育士確保のため、以下のとおり研修事業や補助事業を行いました。 ・三重県社会福祉協議会に委託をしている保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士復帰支援専門相談員を配置し、ハローワークと連携した「保育のおしごと相談会」(年 50 回以上)の開催や就労相談を行いました。また、新任保育士就業継続支援研修(県内 2 箇所 各 3 日間)や管理者・経営者マネジメント研修(県内 4 箇所)を実施し、保育士の早期離職防止に取り組みしました。 ・平成 29 年度に国で構築された、保育士の経験年数や研修による技能の習得による処遇改善の仕組みについて、その要件となるキャリアアップ研修を実施しました。その内 1 分野については、潜在保育士の復帰支援研修を兼ねています。(県内 4 箇所 計 32 日間) ・新たに保育士をめざす学生の修学支援や潜在保育士の就職支援を行うため、修学資金貸付事業等を行いました。 ・待機児童の多くを占める低年齢児(0 歳～2 歳)は、育児休業からの復帰等により年度途中での保育所入所希望が多い傾向にあることから、年度当初から保育士を加配し、年度途中の需要に対応している市町に対して、その費用の一部を補助しました。 (少子化対策課) (3) 保育人材確保が喫緊の課題とされている中、有効な保育人材確保対策を構築することを目的として、県内の潜在保育士約 11,000 人に対し、就労への思いや復帰にあたり希望する条件などに対する意識調査を実施しました。 (少子化対策課) 2 取組の成果 (1) 保育所等の創設、増改築等を支援した結果、今年度は、認定こども園 8 施設(5 市町)、保育所 7 施設(4 市)(繰越含む)が整備を行いました。 (少子化対策課) (2) 保育のおしごと相談会、管理者・経営者マネジメント研修 受講者数 174 人 新任保育士就業継続支援研修 受講者数 188 人(全 3 日間修了者 180 人) キャリアアップ研修 修了者 2,066 人(他に、上記新任保育士就業継続支援研修と日本保育協会主催の研修(7 人受講)も、キャリアアップ研修として修了証を発行) 保育士修学資金貸付 新規 30 人 前年度からの継続 29 人 潜在保育士の就職支援準備金貸付 4 人 (少子化対策課) (3) 潜在保育士に対する就労等意識調査の結果、回答のあった約 2,000 人の内、約半数の方が 7 年未満で離職していること、離職理由として労働条件の不満(「賃金」・「残業」・「休暇」等)が多くを占めていることが明らかになっています。 一方で、約 6 割(約 1,200 人)の方が、今後保育士として就労する可能性があると答えています。 この内、約 430 人の方が就職・再就職に向けての案内や求人情報、研修会の情報等を希望するとして連絡先の登録をしていただきました。 これらの結果を市町と共有するとともに、今後は登録いただいた情報を活用して、よりきめ細かなマッチングを実施し、就労へつなげていきたいと考えています。 (少子化対策課)
<u>平成 31 年度以降(取組予定等)</u> (1) 保育所や認定こども園の整備に対して引き続き支援を行うとともに、就業継続支援のための研修や処遇改善につながるキャリアアップ研修、保育士修学資金貸付等を今後とも実施していきます。 (少子化対策課) (2) 今年度実施した、潜在保育士に対する就労等意識調査の結果を受け、「働きやすい職場(保育所)づくり」をめざして、地域の多様な人材を保育周辺業務に活用することで保育士の負担軽減を図る事業を実施するほか、保育所におけるイクボス(ホイクボス)の推進を図るとともに、各園での魅力的な取組を発信するツールを整えることにより、保育士の確保および離職防止を図っていきます。 (少子化対策課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (少子化対策の推進) (2) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の自然減対策においては、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を基本目標として掲げ、県の合計特殊出生率を、平成 26 年から、おおむね 10 年後を目途に 1.8 台に引き上げることを数値目標の一つとしている。 総合戦略に基づき、自然減対策として、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「スマイルプラン」という。)に掲げた取組を中心に推進しているところであるが、平成 29 年の合計特殊出生率は 1.49 と、前年に比べて 0.02 下落するとともに、2 年連続で前年を下回る結果となった。 このため、市町や関係機関と連携し、スマイルプランに掲げる取組を着実に推進するとともに、少子化対策を進めるための機運醸成に努められたい。 (少子化対策課)
講じた措置
平成 30 年度
1 実施した取組内容 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、市町や企業・団体のほか、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議との連携も図りながら、少子化対策を進めるための機運の醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージ毎に切れ目のない取組を実施しました。 また、新たな取組として、T r i m株式会社(神奈川県横浜市中区)と、外出先で授乳や離乳食、おむつ交換などが安心してできる個室可動型ナースングルーム「m a m a r o」の利活用や子育てしやすい環境づくりなどを目的とする連携と協力に関する包括協定を全国で初めて締結し、みえ県民交流センターに県有施設としては全国で初めて「m a m a r o」を設置しました。 さらに、県とイオンとの包括協定の取組の一環として、イオンの電子マネーカードのご当地WAONの仕組み(利用金額の一部を寄附)を活用し、三重の未来を担う子どもたちや子育て家庭を応援する事業に役立てる「みえ 子育てWAON」を発行しました。 (少子化対策課)
2 取組の成果 (1) 結婚を望む人への出逢いの場の情報提供等を行うとともに、企業等と連携し、社会全体で結婚を望む人を応援する地域づくりを進めることにより、結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県内各地域で結婚を支援する体制の整備につなげました。 ＜主な成果(累計)＞(平成 31 年 3 月末時点) みえ出逢いサポートセンター会員 H29 2,876 人→H30 3,834 人 出逢い応援団体 H29 141 団体→H30 161 団体 出逢いサポート企業 H29 206 社 →H30 207 社 イベント累計数(セミナー含む) H29 332 回 →H30 504 回 総参加者累計数(セミナー含む) H29 4,655 人→H30 6,760 人 (少子化対策課) (2) 男性の育児参画の推進に向けた啓発イベントや情報発信等に取り組むことにより、男性が積極的に育児に参画することへの理解の促進及びイクボスの普及につなげました。 ＜主な成果＞ 第 5 回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ応募件数 H29 431 件→H30 651 件(過去最高) みえのイクボス同盟加盟企業・団体数 H29 150 企業・団体→H30 180 企業・団体(平成 31 年 3 月末時点) (少子化対策課) (3) 三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等を調査した結果を、「みえの子ども白書 2019」として取りまとめ、公表しました。 (少子化対策課)
平成 31 年度以降(取組予定等)
引き続き、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協創をより重視し、少子化対策を進めるための機運の醸成を図るとともに、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。 また、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について、「みえの子ども白書 2019」の結果のほか、これまでの取組成果や課題をふまえ、三重県少子化対策推進県民会議等のさまざまな主体の参画を得ながら、関連する計画とあわせて、一体的に見直しを行います。 (少子化対策課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援) (3) 児童虐待相談対応件数は、平成 24 年度以降、6 年連続で 1,000 件を超える水準で推移しており、29 年度は前年度と比較して 360 件増加し、1,670 件と過去最多となっている。 このため、市町、教育、警察、母子保健関係機関や医療機関等との連携を一層強化し、児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援に努められたい。 また、平成 28 年度の児童福祉法の改正により、県と市町の役割が明確化され、市町が身近な場所における支援業務を行うよう位置づけられたことから、市町における児童相談対応能力の向上に対する計画的な支援等に努められたい。 (子育て支援課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 市町等との連携と支援について 市町の体制強化については、平成 24 年度から「児童相談体制強化確認表」を活用した定期協議を開始して以後、改善してきた市町の児童相談体制のさらなる向上を目指して、平成 27 年度に「児童相談体制強化確認表」を見直し、居所不明児童への対応等の新項目の追加や項目の修正等を行い、この新しい確認表をツールとして、毎年度市町の体制強化に向けた取組を定め、支援してきています。 また、市町職員を対象とする会議、研修の開催の他、各市町における要保護児童の早期発見や支援に係る情報共有の場である要保護児童対策地域協議会（要対協）への児相職員の参加や、要対協の運営強化やケースマネジメントの向上のため、アドバイザー等を派遣する事業を行っています。 また、要保護児童に係る課題を共有する場として司法、医療、市町、福祉、教育、施設、里親等の機関・団体が参加する県要保護児童対策協議会を開催し、意見交換を行いました。(平成 31 年 2 月 13 日) 警察との連携については、平成 30 年 8 月、三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部、三重県の 4 者による「児童虐待の防止、早期発見および早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結し、各市町の教育、母子保健等の関係者が集まる要対協実務者会議に警察の参加を求めることとし、要対協での連携強化に努めるとともに、児童相談センターと県警少年課をオンラインで結び、24 時間、必要な情報の共有ができる体制をとることとしました。 その他、各児相単位で、警察、県・市町教委、市町児童福祉との関係行政機関連絡会議を開催し、関係機関相互の情報共有・意見交換、立入調査等の模擬訓練を行っています。 (子育て支援課) (2) 医療機関との連携について 県内 10 病院が参加する三重県児童虐待対応協力基幹病院連絡協議会を開催し、児童虐待に関する現状の情報共有や連携等の意見交換を実施しています。(平成 31 年 3 月 8 日) また、児童虐待の早期発見・早期対応については、医療機関との連携が不可欠なため、県は医療従事者を対象に、虐待の兆候の把握と証拠保全、通告の必要性、放置した場合の危険性など、児童虐待対応に必要な医療分野の知識を身に付ける研修を医療関係機関との共催により実施しました。(平成 30 年 10 月 27 日～10 月 28 日、3 講座・延 101 人参加) (子育て支援課) 2 取組の成果 (1) 市町との定期協議や、主管課長会議、市町職員対象の研修会等を開催およびアドバイザー派遣等により、市町の児童相談対応力の強化が図られました。また、こうした取組を通じて、児童相談所と市町との相互理解の促進と連携強化につながっています。母子保健分野との連携については、市町母子保健分野の職員を対象とした児童虐待防止に関する研修会の実施により、共通の理解と連携の強化を図りました。 (2) 医療機関との連携については、医療従事者を対象とした研修の実施により、児童相談所等への通告やその後の連携の必要性について理解を深めることができました。 (子育て支援課)
<u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u> 各児童相談所におけるケース対応での市町との協働はもとより、定期協議や研修、専門家の派遣等により、市町の体制及び児童相談対応力の強化を図り、的確な児童虐待対応に努めます。 平成 31 年 4 月に開設する鈴鹿児童相談所においては、鈴鹿市から職員の派遣を受け、県・市間をはじめ、同時期に開設する民間一時保護施設や児童家庭支援センターとの連携を推進するなど、児童虐待対応に向けたネットワークの強化を図ります。 また、引き続き人材育成や情報提供等とおして市町の母子保健体制の整備を支援していきます。 医療機関との連携においても、病院との連絡協議会を開催し情報共有等の連携を図り、今後の児童虐待の早期発見及び早期対応につなげていきます。 (子育て支援課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (子どもの発達支援体制の充実) (4) 平成 29 年 6 月に開設した三重県立子ども心身発達医療センターは、子どものこころとからだの発達支援の中核として、専門性の高い医療・福祉・教育が連携した支援に取り組んでいるが、引き続き、適切な支援を行うとともに、地域支援の機能を高め、県全体の総合力の向上に努められたい。 さらに、受診希望者の増加により初診までの待機期間が長期化している状況であるため、改善に取り組まれたい。 また、発達支援が必要な子ども等に携わる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の育成や、発達障がい児等に対する早期発見・支援ツール「CLMと個別の指導計画」の普及・導入に向けた取組などを一層推進することにより、市町や関係機関と連携した、途切れのない発達支援体制の充実に努められたい。 (子育て支援課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 県では、平成 27 年 3 月に策定した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」において、「発達支援が必要な子どもへの対応」を重点的な取組に位置付け、隣接する国立病院機構三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進めながら県全体の総合力の向上に取り組んでいます。 (1) 発達障がいの課題を抱える肢体不自由児に対し、センターのチームによる専門性の高い医療、療育の提供に取り組んでいます。 (2) 隣接する三重病院とは、小児的な身体管理が必要な児童は三重病院、小児リハビリや児童精神科医療が必要な児童はセンターと、お互いの専門性を活かした医療を提供する取り組みを進めています。 (3) 初診までの待機時間が長期化している状況の改善のため、センターの医師増員による初診患者への体制強化の準備を進めています。また、地域の医療機関との役割分担を進めるため、地域において発達支援にかかる診療機関を把握し、相談機関等に情報提供していくため、医師等を対象とした発達医療にかかる研修会を開催し、地域との連携による支援体制の構築をめざしています。さらに、三重大学医学部同窓会や、県小児保健協会への協力依頼を行っています。加えて、福祉、教育分野での支援の充実により受診が不要になるケースもあることから、下記(4)(5)のとおり途切れのない発達支援体制の構築を進めています。 (4) 途切れのない発達支援体制の構築にあたり、県では、ア)市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけ、イ)総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援、ウ)発達障がい児等に対する支援ツール「CLM(Check List in Mie)と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進の3つを柱に掲げ、さまざまな取組を進めています。 (5) 総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援については、子ども心身発達医療センターにおいて市町の職員等を約1年間受け入れ、臨床実習や施設への巡回訪問等の実務研修などにより、専門的な技術の取得を支援し、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として知事の承認を行うとともに、保育所等への巡回指導の実施やフォローの研修会を開催するなど、専門性の確保を図っています。 また、平成 29 年度から、長期派遣が難しい市町向けに、3 か月間の CLM 専門コースを設けています。 (子育て支援課) 2 取組の成果 (1) 発達障がいの課題を抱える肢体不自由児に対し、整形外科だけでなく精神科医や保育士がアセスメントを行うなど、診療科を超えた医師やコメディカルが連携しながらリハビリを進めることができました。 (2) 三重病院との合同医局会の開催、双方の病院での院長回診の実施、また、三重病院小児科によるセンター入院児の回診など、日常的に双方の医師が往来できるような環境づくりができています。 (3) 平成 31 年 4 月 1 日より元センター勤務の医師等 3 名の医師増員が決定しました。また、平成 30 年 10 月 25 日、平成 31 年 2 月 14 日に、子ども心身発達医療センターにおいてオープンカンファレンスを開催し、県内の小児科医や精神科医等との連携が進みました。さらに、下記(4)(5)のとおり途切れのない発達支援体制の構築が進みました。 (4) 市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合窓口の設置又は機能の整備への働きかけについては、市町の理解が深まるよう、発達支援業務担当者の意見交換会の開催や、市町担当者会議での働きかけを行いました。「CLMと個別の指導計画」にかかる保育所、幼稚園等への巡回指導を実施しました。当計画を導入している保育園、幼稚園の割合は平成 30 年度末で 53.8% (速報値) となりました。 (5) 平成 30 年度は、7 市町から 7 名の職員を受け入れ、アドバイザーや CLM コーチとして養成しました。また、アドバイザー対象の研修会等を開催し、市町アドバイザーの専門性確保の支援を行いました。 (子育て支援課) <u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u> これまでの取組を継続していくとともに、隣接する国立病院機構三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進め、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、地域支援を行い、県全体の総合力の向上に努めます。 また、初診までの待機期間長期化の改善のため、診療体制の強化に取り組めます。 さらに、支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進し、途切れのない子どもの発達支援体制のさらなる充実に努めます。 (子育て支援課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (障がい者に対する差別解消及び虐待防止の取組) (5) 障がい者の権利擁護については、障がいを理由とする差別の解消や障がい者に対する虐待防止の取組を進めているが、平成 29 年度において、障害者福祉施設等における障がい者に対する虐待認定件数は、前年度から 8 件増加し、11 件となっている。 こうしたことから、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例(平成 30 年 10 月施行)」に基づき、市町や関係機関と連携し、差別の解消に向けた取組を進めるとともに、障害者福祉施設等における組織的な体制の整備や従事者の資質・意識の向上が図られるよう、より徹底した指導や研修等を実施し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努められたい。(障がい福祉課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 平成 30 年 10 月 1 日に施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について普及啓発活動に取り組むとともに、条例に規定する差別事案(条例第 10 条及び 11 条で規定している障がいを理由とする不当な差別的取扱い、合理的な配慮に関するもの)などに関する相談への対応を行いました。また、学識経験者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者、労働者、教育関係者、まちづくり団体関係者、社会福祉団体関係者、国、市町の関係行政機関職員などで構成するネットワークである、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて共有を図り、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた協議を進めました。 ・三重県障がい者差別解消支援協議会(第 1 回 8/10、第 2 回 2/12) (障がい福祉課) (2) 障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るため、障がい者虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、障がい者への虐待(疑いも含む。)事例について、分析・評価を行い、専門的助言を得ました。 また、研修等の実施により、市町や施設職員の理解促進と資質の向上を図りました。 ・専門家チーム会議 4 回開催(9/10、11/27、1/22、3/12) ・三重県障害者虐待防止・権利擁護研修 共通講義(1 日) 1/9 市町及び障害者虐待防止センター職員コース(1 日) 1/31 障害福祉サービス事業所管理者等コース(1 日) 2/25 ・三重県サービス管理責任者等研修 共通講義(10/31) ※「虐待防止と対応」について講義 ・三重県強度行動障害支援者養成研修(1/23) ※「虐待防止と身体拘束」について講義 (障がい福祉課) 2 取組の成果 (1) 三重県障がい者差別解消支援協議会の開催により、障がい者等からの相談及び当該相談に係る事例をふまえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関して関係機関の間で共有し、協議を行うことで、相談対応等における円滑な連携を図ることができました。 (2) 専門家チーム会議の開催により、専門的助言を得て事業所指導の参考とすることができました。 また、研修等の実施により、市町や施設職員の意識の醸成と資質の向上を図ることができました。(障がい福祉課)
<u>平成 31 年度以降(取組予定等)</u> (1) 引き続き、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進めるとともに、障がい者やその家族等からの相談に応じる相談員の設置や、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度において、諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図ります。また、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有等を行い、障がい者差別の解消を図るための取組を進めます。(障がい福祉課) (2) 引き続き、専門家チームの活用により対応力の向上を図るとともに、研修等の実施により市町職員や施設関係者の資質の向上を図ることで、虐待の早期発見・防止に努めます。(障がい福祉課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 公文書を編綴していた簿冊を紛失していた。

(地域福祉課)

(2) 委託事業の受託者に対し、誤って別事業の利用者データを渡したことにより、個人情報を出し漏らした。

(障害者相談支援センター)

講じた措置

1 実施した取組内容

(1) 課内の全職員に事案の周知を図るとともに、文書管理に関する研修会を行い、公文書の適切な管理・取扱いを徹底しました。

(地域福祉課)

(2) 委託事業において受託者が替わった際の事業の引継に関しては、必ず職員が立ち会い、内容を確認することとし、平成 30 年度に事業者が交代した障がい児等療育相談支援事業（松阪多気圏域）について、職員 2 名立会いのもと引継を行いました。引継は紙媒体のみで実施し、前事業者が使用している利用者データ（電子媒体）については、平成 29 年度中に当該法人内で消去作業を実施し、復元できないよう確実に消去されたことを職員が現地で確認をしました。

また、受託者が利用者データの管理を別事業者に再委託する際の取り決めが不十分であったことから、事業委託契約において別記として定めている「個人情報の取扱いに関する特記事項」を平成 30 年度から大幅に改定し、個人情報（特に電子データ）をより厳正に行うための双方の責務を明記しました。

(障害者相談支援センター)

2 今後の方針（取組予定等）

(1) 簿冊を廃棄する際には、複数の職員で確認するなど確認体制を徹底することで、公文書の適切な管理及び再発防止に努めます。

(地域福祉課)

(2) 受託者が替わった際の事業の引継に関しては、必ず職員が立ち会い、内容を確認するとともに、電子データの移行は原則行わないこととしました。

また、「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、委託事業に係る個人情報について管理を徹底し、常時リスクに備えた万全の対策を講じていきます。

(障害者相談支援センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 収入未済

① 収入未済額が平成 29 年度末現在 577,402,880 円あった。

(子育て支援課、障がい福祉課、桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)

② 債権処理計画の回収目標が達成されていないものがあった。

(地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ・ 「子ども・福祉部債権管理マニュアル」に基づき、収納促進に取り組みました。
- ・ 部長を会長とする「子ども・福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理の目標）を決定・公表しました。
- ・ 決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告および自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。
- ・ 未収債権管理事務嘱託員を本庁に 3 名配置し、地域機関の職員とも連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。
- ・ 地域機関を含めた部内の未収金担当者会議を開催し、加えて、法曹有資格職員の協力を得て債権管理・回収に関する研修会を実施しました。
- ・ 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に事務所全体で進行管理するとともに、各担当が連携して徴収に取り組みました。

2 今後の方針（取組予定等）

- ・ 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「子ども・福祉部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。
- ・ 子ども・福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。
- ・ 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。
- ・ 未収金担当者会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。
- ・ 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 現金納付された寄附金の金融機関への収納処理が遅延していた。(少子化対策課) ② 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。(子育て支援課) ③ 平成 28 年度に調定すべきであった保育実習受託事業収入について、平成 29 年度に調定していた。 ④ 児童措置費負担金について、予算区分を誤って調定していた。(児童相談センター) ⑤ 現金納付された入院医療費等の金融機関への収納処理が遅延していた。 ⑥ 手数料の誤徴収により歳入戻出を行っていた。(子ども心身発達医療センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 監査以後、寄附者に対しては極力現金による納付を避けてもらうよう働きかけています。また、現金納付された場合については、金融機関への収納処理を迅速に行うよう周知徹底しました。(少子化対策課) ② 情報公開文書複写料の受領後、速やかに収納処理を行うよう周知徹底しました。(子育て支援課) ③④金額や債務者だけでなく、予算区分についてもトリプルチェックを周知徹底しました。(児童相談センター) ⑤ 現金納付された入院医療費等を受領後、速やかに収納処理を行うよう周知徹底しました。(子ども心身発達医療センター) ⑥ 手数料の算出根拠である利用者から提出される申出書類については、確実に事務担当者に到着するよう職員に周知徹底するとともに、事務処理についても複数人でチェックにあたり不適切な事案をなくすよう周知徹底しました。(子ども心身発達医療センター) 2 今後の方針(取組予定等) ① 引き続き、寄附者に対して納付書による納付を働きかけていきます。また、現金納付された場合、金融機関への収納処理を迅速に行います。(少子化対策課) ② 引き続き、適切な事務処理に努めます。(子育て支援課) ③④出納整理期間に誤りがないか改めてチェックします。(児童相談センター) ⑤⑥引き続き適切な事務処理に努めます。(子ども心身発達医療センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果 3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【三重県社会福祉会館ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務委託】 ・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 ・契約書に暴力団等排除に関する契約解除についての記載がなかった。 (子ども・福祉総務課) ② 【企業に向けた従業員の結婚支援等働きかけ事業業務委託】 ・契約保証金を免除した根拠が不十分であった。 (少子化対策課) ③ 【北勢児童相談所東側法面土質調査業務委託】 ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約保証金を免除した根拠資料が決裁に添付されていなかった。 (児童相談センター) ④ 【三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務委託】 ・予定価格調書を封筒に入れ封印していなかった。 ⑤ 【三重県立子ども心身発達医療センター医事業務委託】 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者及び作業場所等の書面での報告がされていなかった。 (子ども心身発達医療センター) 講じた措置 1 実施した取組内容 ① ・契約保証金を免除する場合は、決裁に明記するよう周知徹底しました。 ・暴力団等排除に関する契約解除について契約書に記載するよう周知徹底しました。 (子ども・福祉総務課) ② 契約保証金の免除を担保する過去の類似業務が適当なものであるか確認し、会計規則を遵守した契約の締結を行うよう周知徹底しました。 (少子化対策課) ③ ・契約に必要な出納局事前検査について改めて確認を行い、所内で周知徹底しました。 ・所属内で情報共有し、会計規則を確認した上で事務処理経過の課題を検証し、再発防止について協議するとともに、決裁時に契約保証金免除の根拠資料を添付するよう周知徹底しました。 (児童相談センター) ④ 複数職員での確認等チェックを徹底し、不適切な事案をなくすよう周知徹底しました。 (子ども心身発達医療センター) ⑤ 必要な提出書類の再確認を行い、提出漏れがないよう周知徹底しました。 (子ども心身発達医療センター) 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き適正な事務処理に努めます。 (子ども・福祉総務課) ② 引き続き、契約保証金の免除を担保する過去の類似業務が適当なものであるか確認し、会計規則を遵守した契約の締結や事業実施に努めます。 (少子化対策課) ③ ・引き続き、適切な事務処理に努めます。 ・複数の職員によるチェックを行い、適正な会計事務処理に努めます。 (児童相談センター) ④⑤今後も会計関係のマニュアル、チェックリストなどを活用しながら適正な会計事務に努めます。 (子ども心身発達医療センター)
--

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 旅 費 ① 【パーソナリティアセスメント研修】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。 (児童相談センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 旅行完了後、速やかに文書をもって復命するよう室長・所長会議、課長会議において、注意喚起を行い、また、各職員には庁内メールで注意喚起を行いました。 (児童相談センター) 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、速やかに文書による復命処理を行い適正な事務処理に努めます。 (児童相談センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 物品等購入

- ① 物品購入利活用書を作成せずに、高額物品を購入していた。 (子育て支援課)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 事後となりましたが物品購入利活用書を作成し出納局に報告いたしました。また、本庁、子ども心身発達医療センター双方に高額物品の購入にあたっては物品購入利活用書を作成する旨、周知徹底を図りました。 (子育て支援課)

2 今後の方針 (取組予定等)

- ① 引き続き、適切な事務処理に努めます。 (子育て支援課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ その他の支出事務 ① 緊急払いをした経費について、履行確認の年月日及び検査員が誤っていた。 (地域福祉課) ② 公用車に給油した際の、物品の即払出しに係る確認の記録がなかった。 (児童相談センター) ③ 委託料の過払いにより歳出戻入を2件行っていた。 ④ 資金前渡の通帳が決済用預金で作成されていなかった。 (子ども心身発達医療センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 緊急払いにおける会計事務処理に関して、会計規則等の規定について改めて確認を行い、適正な事務処理の周知徹底を図りました。 (地域福祉課) ② ガソリンを前渡資金で支出し、資金前渡交付伺に検査日、検査印の記録はあったものの、物品の即払出しに係るものなので出納員確認印が必要となる場所、漏れがあったものです。経理担当が使用している帳票のワードデータに注釈をつけ、今後は押印漏れがないよう周知徹底しました。 (児童相談センター) ③ 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組み、不適切な事案をなくすよう周知徹底しました。 (子ども心身発達医療センター) ④ 資金前渡の通帳を決済用預金で作成するとともに、会計規則運用方針を再度確認し、不適切な事案をなくすよう周知徹底しました。 (子ども心身発達医療センター) 2 今後の方針(取組予定等) ① 引き続き、適正な会計事務処理に努めます。 (地域福祉課) ② 経理担当の異動時にも引き継ぎます。 (児童相談センター) ③④引き続き適正な事務処理に努めます。 (子ども心身発達医療センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 普通財産の貸付に係る管財課長への報告が行われていなかった。(子育て支援課) ② 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告が行われていなかった。 ③ 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が行われていなかった。(児童相談センター) ④ 行政財産の貸付に係る管財課長への報告が行われていなかった。 ⑤ 貸付を行っている行政財産について、公有財産使用許可(貸付)台帳に整理されていないものがあった。(子ども心身発達医療センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 普通財産貸付事務にかかる手続きについて、周知徹底を図りました。(子育て支援課) ② 目的外使用許可の起案に、申請者への指令書だけではなく、管財課長への報告文書を入れることにより、報告を忘れないようにしました。(児童相談センター) ③ 契約条項の確認不足が原因であったことから、契約内容を担当職員に周知するとともに、複数の職員で確認するようチェック体制を強化しました。(児童相談センター) ④⑤三重県公有財産規則に基づく適正な行政財産の管理に努めることを周知徹底しました。(子ども心身発達医療センター) 2 今後の方針(取組予定等) ① 引き続き、適切な事務処理に努めます。(子育て支援課) ② 件数が多い事務ではないため、引き続き適正な事務処理に努め、事務引継ぎの項目に漏れのないよう注意します。(児童相談センター) ③ 職員への注意喚起や複数職員による確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。(児童相談センター) ④⑤引き続き、適正な行政財産の管理に努めます。(子ども心身発達医療センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 629,748 円) (児童相談センター) ② 物損事故 (負担割合：県 80%、相手 20%) (物損額：県 135,497 円、相手 135,331 円) (障害者相談支援センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 交通事故防止について所内で情報共有をし、注意喚起を行いました。(児童相談センター) ② 所課長会議、課内会議において交通事故の防止について話し合い、安全運転を心がけるよう全職員に周知しました。(障害者相談支援センター) 2 今後の方針(取組予定等) ① 引き続き室長・所長会議等、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する注意喚起を行います。(児童相談センター) ② 安全運転意識の向上を図り、交通事故の再発防止に努めます。(障害者相談支援センター)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 （交通事故防止対策の推進） (1) 平成 29 年の交通事故死者数は、前年を下回る 86 人に減少し、高齢者交通事故死者数も前年を下回る 37 人となったが、いずれも「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の 29 年度の目標値を達成していない。 また、交通事故死者数のうち、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の占める割合は、約 5 割となっている。 このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者や交通弱者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組など、交通事故防止に努められたい。（くらし・交通安全課）
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 四季の交通安全運動をはじめ、年間を通じた広報啓発活動において、「高齢者の交通事故防止」「横断歩道における歩行者の優先」「自転車の安全利用の推進」等を運動の重点目標として位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する関係機関・団体等と連携して、運動を展開しました。 また、年間の交通事故死者数は 6 月までは前年より減少傾向で、月平均 6.3 人で推移していたものの、7 月には 13 人と多発したことから、8 月に県内主要箇所において、緊急街頭啓発を実施しました。 (2) 毎月第一月曜日の自転車安全対策強化日（セーフティバイシクルデー）で、かつ自転車安全利用月間である 5 月 7 日には、自転車利用者の多い近鉄江戸橋駅前で、自転車の交通安全について街頭啓発を行いました。 (3) 地域の高齢者等に対し、交通安全活動の中心的役割を担う交通安全シルバーリーダーを育成するため、県内各地の指定自動車教習所等において交通安全シルバーリーダー育成研修を実施したほか、地域で防犯・交通安全ボランティア活動をする方に、交通安全シルバーリーダーを指名し、地域の高齢者に対する交通安全啓発活動を行いました。（交通安全シルバーリーダー育成研修 7 回・99 人受講、2 月末現在シルバーリーダー指名数 200 名） (4) 三重県交通安全研修センターにおいて、各種シミュレーターや診断機器等を活用し、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施しました。（2 月末現在：施設利用者 47,030 人、指導者養成・資質向上講座受講者 1,650 人） また、市町等との連携によるパークアンドバスライド方式による高齢者重点プログラムを実施しました。（2 月末現在：14 回 190 人受講） (5) 三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育により、加齢による身体的能力の衰えを自覚してもらい、自動車の運転に不安を感じる方には運転免許証の自主返納に繋げるとともに、運転免許証を自主返納しやすい環境の整備を図るため、自主返納者に対する民間事業者等の各種サービスを、県ウェブページに掲載し公表しました。（3 月末現在：42 事業者等） （くらし・交通安全課） 2 取組の成果 (1) 平成 30 年中の交通死亡事故件数は 82 件で過去最少となったものの、死者数は前年より 1 人増加し 87 人となり、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の 30 年度の目標値 65 人以下を達成できませんでした。またこのうち、高齢者は 57 人と前年より 20 人増加し、活動指標である 33 人以下を達成できませんでした。 なお、交通事故死傷者数については、6,223 人で、活動指標の 8,100 人以下を達成できました。 (2) 四季の交通安全運動や交通安全シルバーリーダーによる各地域での交通安全啓発活動及び三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育の実施により、13 年連続で交通事故死傷者数を減少させることができました。 （くらし・交通安全課）
<u>平成 31 年度以降（取組予定等）</u> (1) 「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、関係機関等と連携して、高齢者や交通弱者（歩行者、自転車乗用者）の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。特に、平成 30 年中の交通死亡事故のうち、四輪乗用中の死者 35 人中、シートベルト非着者が 19 人と 5 割を超えることや、道路横断中の歩行者が犠牲になる死亡事故が多いことから、シートベルトの着用による交通死亡事故の防止、信号のない横断歩道での歩行者優先などに重点を置いた啓発活動を行っていきます。 (2) 交通事故死者数のうち高齢者が占める割合が依然として高いことから、県内各地の自動車学校等の協力を得て、高齢者交通安全実践塾を開催するなど、地域の高齢者に直接、交通安全意識の向上を働きかける取組をすすめるとともに、メールマガジンにより交通安全意識の向上につながるタイムリーな情報を提供していきます。 (3) 三重県交通安全研修センターにおいて、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を行います。 (4) 運転免許証の自主返納者に対する民間事業者等による各種サービスを公表するなど、自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備します。 （くらし・交通安全課）

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (産業廃棄物不法投棄等の未然防止と早期是正) (2) 新たに確認された産業廃棄物の不法投棄の件数は、平成 25 年度から増加傾向にあり、29 年度も前年度より 7 件増加し、48 件となっている。また、過去に発生した不適正処理に係る行政代執行の収入未済額は、平成 29 年度末現在で約 45 億円と前年度より増加しており、今後も更なる増加が見込まれる。 こうしたことから、新たな不法投棄の発生を未然に防止するため、産業廃棄物処理業者等が不適正処理をしないよう引き続き監視・指導を行うとともに、排出事業者が責任をもって適正処理を行うよう電子マニフェストや優良認定処理業者制度の活用促進に取り組まれたい。 また、不法投棄の早期発見に努め、確認した不法投棄は早期に是正させるよう取り組まれたい。 (廃棄物・リサイクル課、廃棄物監視・指導課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 (2) ・排出事業者の処理責任を徹底するため、環境技術指導員による排出事業者への訪問を行い、電子マニフェストの活用を進めています。また、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選定しやすい環境を作るため、優良認定処理業者の育成を進めています。 (廃棄物・リサイクル課) ・職員による通常の監視・指導業務に加え、民間警備会社に委託する監視パトロール、県防災ヘリ・県警ヘリを活用したスカイパトロールを実施するなど、隙のない監視活動を行うとともに、近隣県市(岐阜県、滋賀県、和歌山県、奈良県等)と合同で産廃運搬車両の合同路上検査を実施し、県境をまたぐ不適正処理の未然防止を図りました。また、平成 29 年度からは無人航空機ドローンによる廃棄物の測量等を行うことにより、事業者への指導をさらに実効あるものとしています。 産業廃棄物の不法投棄等は、早期に発見し、是正させることが重要です。不法投棄等の早期発見を行うため、従来から実施している広報活動(街頭啓発活動、FM放送、21 事業者との通報協定)に加え、5 月 4 日には県政チャンネルによる広報活動を実施し、また、幹線道路沿いを始めとする電柱(県内 100 箇所)に不法投棄防止啓発看板を設置することで、広報活動の拡充を図りました。 不法投棄等については、行為者のみならず、排出事業者や土地所有者等の関係者に対しても撤去指導等を行うとともに、許可取消等の行政処分を行うなど厳正に対処しています。 (廃棄物監視・指導課) 2 取組の成果 (2) ・電子マニフェスト活用率は、平成 27 年度実績より 14.5 ポイント増加し、64%となりました。(平成 29 年度実績※) ※電子マニフェスト活用率の把握には、事業者からの報告を受け取りまとめる関係上、1 年後となります。 優良認定処理業者の認定件数については、平成 30 年度当初より 33 件増加し、350 件となりました。 (H31. 3. 14 現在) なお、本県の優良認定処理業者の認定件数は、全国の都道府県の中でも多い状況にあります。 (廃棄物・リサイクル課) ・通報制度の広報として、街頭啓発活動、FM放送、電柱広告等を実施した結果、廃棄物監視・指導課に寄せられた県民からの通報件数は 123 件となり、過去 3 年間の通報件数(平成 27 年度 50 件、平成 28 年度 67 件、平成 29 年度 92 件)を大幅に上回りました。通報いただいた事案については、即座に現場確認、改善指導等を実施し、大規模事案となることの未然防止に努めました(なお、発見された不法投棄件数は、平成 27 年度 31 件、平成 28 年度 41 件、平成 29 年度 48 件)。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した事業者等に対しては、改善命令 1 件、許可取消 4 件(うち地域機関 2 件)、事業停止 11 件(うち地域機関 1 件)、処理施設使用停止 3 施設の行政処分を行いました。 (廃棄物監視・指導課)
<u>平成 31 年度以降(取組予定等)</u> (2) ・排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子マニフェストの活用や優良認定処理業者の育成を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。 (廃棄物・リサイクル課) ・県内各地の産業廃棄物処理業者等に対する継続的な監視・指導を行い、不法投棄等の未然防止に努めます。通常の監視・指導に加え、休日及び早朝監視や近隣県市との産業廃棄物運搬車両の合同路上検査及び県防災ヘリ等を利用した上空からの監視を実施します。 さらに、無人航空機ドローンにより廃棄物の保管量等を測量することで、事業者への指導をさらに実効あるものとするとともに、悪質な事業者に対しては、改善命令等の行政処分を行うなど厳正に対処します。 不法投棄防止等に関する広報については、引き続き県民に対して通報を呼びかけ、早期発見・早期是正を図っていくとともに、市町等関係機関など様々な主体と連携を強化しながら、不法投棄を許さない社会づくりを進めていきます。 (廃棄物監視・指導課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 （RDF焼却・発電事業終了に伴う市町等の新たなごみ処理体制への支援） (3) 平成30年7月19日に開催された三重県RDF運営協議会総会において、31（2019）年9月を軸にRDFの三重ごみ固形燃料発電所への搬入を終了し、関係市町は新たなごみ処理体制に移行することなどが決定された。 今後は、事業終了に伴う課題への対応について企業庁と連携のうえ、関係市町等と十分な協議を行い、関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう技術的支援や国への補助対象の拡充要望を引き続き行うとともに、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討されたい。 （廃棄物・リサイクル課）
講じた措置
<u>平成30年度</u> 1 実施した取組内容 (3) 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整等の技術的支援や国への補助対象の拡充要望を引き続き行いました。 また、関係市町等が要望しているポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する財政支援の創設に向けて、関係部署と調整を行いました。 （廃棄物・リサイクル課） 2 取組の成果 (3) 平成30年12月25日付けで県単独の補助制度である「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」を創設しました。 （廃棄物・リサイクル課）
<u>平成31年度以降（取組予定等）</u> (3) 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整等の支援を行います。 （廃棄物・リサイクル課）

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 企画展の展示解説及び図録に誤りがあった。 (総合博物館)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 誤りを発見した後、速やかに誤りのあった展示物の解説の修正を行うとともに、他の展示解説の記述を確認しました。また、図録に関しては正誤表を作成しました。 当該企画展以降は、展示解説及び図録を作成するにあたり、従来よりも多くの職員が関わり確認する機会を増やす対応を取り再発防止に努めました。 (総合博物館) 2 今後の方針 (取組予定等) (1) 引き続き複数の職員による確認を実施するとともに、企画展の準備開始時期を早め、余裕を持って作業することで展示内容等に誤りが出ないよう努めます。 (総合博物館)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 29 年度末現在 4,557,190,586 円あり、前年度と比べて 486,555,703 円増加していた。 (人権課、ダイバーシティ社会推進課、廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム) ② 債権処理計画の回収目標が達成されていないものがあった。 (人権課、廃棄物・リサイクル課) ③ 督促状を発付していないものがあった。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム) イ 収入事務 ① グッズ販売代金の調定が遅延していた。 (総合博物館)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① ・妊産婦出産費補助金返還金については、収入未済金の回収を図るため、債務者宅への訪問や文書による催告を行い、計画的な納付を促しました。その結果、12,000 円が納付されました。 (人権課) ・NPO活動基盤強化事業業務委託契約に係る委託料返還請求債権及び違約金請求債権は、債務者の死亡と相続放棄により、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止の要件に該当するため、平成 26 年度に徴収停止の措置を実施しました。徴収停止措置をとった日から 3 年経過すると、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく債権放棄の要件に該当するため、徴収停止から 3 年以上経過した平成 30 年 3 月 28 日付けで徴収停止事由に該当しているか再確認を行い、その旨が確認できたため、平成 31 年 3 月 29 日付けで債権を放棄し、不能欠損処分を行いました。 (ダイバーシティ社会推進課) ・誓約書に基づき、電話、訪問等により納付指導を行っています。その結果、平成 30 年度においては 45,000 円を納付させることができました。 (廃棄物・リサイクル課) ・産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 8 の規定により行政代執行による対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。 このため、平成 30 年度においても、引き続き、国税徴収法に基づき、原因者(滞納者)の財産調査を行うとともに、聞き取り等による生活状況の把握に努め、納付指導を行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム) ② ・妊産婦出産費補助金返還金については、収入未済金の回収を図るため、債務者宅への訪問や文書による催告を行い、計画的な納付を促しました。その結果、12,000 円が納付されました。 (人権課) ・誓約書に基づき、電話、訪問等により納付指導を行っています。その結果、平成 30 年度においては 45,000 円を納付させることができました。 (廃棄物・リサイクル課) ③ ・納付対象となる原因者に対して、これまで面談や財産調査を行い生活状況を確認するとともに、分納誓約書に基づく納付指導を行うなど、可能な限りの回収を行ってきましたが、今後は「三重県公債権の徴収に関する条例」に基づく手続きとして、督促状を発付することとしました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム) イ ① ・三重県会計規則運用方針第 13 条関係に基づき、グッズ販売に関する報告書の受付日に調定するよう事務の改善を図りました。 (総合博物館) 2 今後の方針(取組予定等) ア ①② ・妊産婦出産費補助金返還金について、引き続き債務者宅への訪問や文書等による催告を行い、納付を促していくことにより収入未済額の減少に努め、計画目標を達成することができるよう取り組んでいきます。 (人権課) ・原因者である法人は平成 27 年 1 月 20 日に解散し、将来その事業を再開する見込みがなく、支払い能力がない状態が継続していますが、今後も誓約書に基づき納付指導を行い、確実に納付させることにより回収を行っていきます。 (廃棄物・リサイクル課) ・代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産状況の把握を行い、換価可能な資産の差し押さえに努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。また、財産状況を勘案しつつ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム) ③ ・「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「三重県公債権の徴収に関する条例施行規則」に基づき、適正な事務処理を行います。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム) イ ① ・引き続き、収入事務の適正な執行に努めます。 (総合博物館)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【三重県環境総合情報システム運用保守業務委託】 ・ 予定価格調書が作成されていなかった。 ・ 契約保証金を免除した根拠が決裁文書に記載されていなかった。 (環境生活総務課) ② 【未処理のPCB廃棄物及び使用製品の掘り起こし調査フォローアップ業務委託】 ・ 当初契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 (廃棄物・リサイクル課) ③ 【同和問題等啓発ポスター制作等業務委託】 ・ 予定価格調書が作成されていなかった。 (人権センター) イ 補助金 ① 【斎宮跡普及・啓発活動等支援補助金】 ・ 交付申請書の提出期限が定められていなかった。 (文化振興課) ② 【隣保館事業費補助金】 ・ 交付申請の取下げ期限が定められていなかった。 ・ 状況報告書が提出されていなかった。 (人権センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① 契約締結関連の事務について必要な事項を再度確認するとともに、課内でも周知を図り、複数の職員による確認を徹底しました。 (環境生活総務課) ② 自所属職員に対して事例を共有するとともに、出納局主催の会計事務適正化研修に参加し、当該研修結果を所属内で情報共有し、再発防止のための周知を行いました。 (廃棄物・リサイクル課) ③ 実施伺い後、契約締結時点までの適切な時期に予定価格調書を作成するよう、実施伺い決裁時の確認を徹底することとしました。平成30年度においては、実施伺い決裁後に当該業務の予定価格調書を作成しました。 (人権センター) イ ① 補助要領に基づき、補助金事務の流れに応じ、必要な添付書類や提出時期等を示した事務取扱を整理しました。 (文化振興課) ② 平成30年11月1日付けで隣保館事業費補助金交付要領を一部改正し、申請の取り下げにかかる規定を新たに追加しました。 隣保館事業費補助金交付要領に基づく様式による状況報告書の徴取を行うよう、新たに市町へ通知することとしました。 (人権センター) 2 今後の方針 (取組予定等) ア ① 引き続き、会計規則等を遵守し、適正な事務処理に努めていきます。 (環境生活総務課) ② 引き続き、再発防止に取組みます。 (廃棄物・リサイクル課) ③ 引き続き適正な事務の執行に努めます。 (人権センター) イ ① 要領及び事務取扱に基づき、適正に事務を遂行します。 (文化振興課) ② 隣保館事業費補助金交付要領に基づき適正に手続きを行えるよう、チェックを徹底していきます。 (人権センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 公有財産の管理	
① 公有財産の異動報告が遅延していた。	(大気・水環境課)
② 行政財産の貸付に係る管財課長への報告が行われていなかった。	(人権センター)
イ 物品の管理	
① 物品の保管場所について物品管理台帳への記載誤りが複数件あった。	(総合博物館)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア	
① 10月に異動報告は完了しました。	(大気・水環境課)
② 平成29年度から平成31年度の自動販売機設置に係る行政財産の貸付について、平成30年3月に管財課長への報告を行いました。	(人権センター)
イ	
① 物品の保管場所と物品管理台帳を照らし合わせ、場所と台帳が合致するよう確認・修正作業を実施しています。	(総合博物館)
2 今後の方針(取組予定等)	
ア	
① 今後も適正に異動報告を行っていきます。	(大気・水環境課)
② 引き続き適正な事務の執行に努めます。	(人権センター)
イ	
① 引き続き、確認・修正作業を進めるとともに、物品の適正な管理に努めます。	(総合博物館)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 ① 公有財産き損報告書の提出が2件遅延していた。(斎宮歴史博物館)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 公有財産き損報告書の提出については、遅延が発生しないよう職員間で情報共有を行い、複数職員によるチェックを徹底しました。(斎宮歴史博物館) 2 今後の方針(取組予定等) ① 再発防止に向け、情報共有及び複数職員によるチェックを徹底することで、適正な事務処理を行っていきま す。(斎宮歴史博物館)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 （地籍調査事業の促進） (1) 地籍調査は、国土調査法に基づき、国土の最も基礎的な情報である地籍を明らかにするために実施されるものであり、その調査実施の遅れは、災害発生時等の迅速な復旧にも影響を及ぼすことが懸念されるが、平成 29 年度末の進捗率は 9.5%と、全国平均の 52%と比較して低い状況にある。 また、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における平成 29 年度の年間実施面積は、目標値 12 ㎢に対して実績値は 4.7 ㎢と目標未達成であった。 このため、市町が計画的、効率的に調査を実施することにより、今後発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模災害への迅速な復旧・復興にも資することができるよう、関係機関等と連携し、地籍調査事業の一層の促進に努められたい。 （水資源・地域プロジェクト課）
講じた措置
平成 30 年度 1 実施した取組内容 ① 地籍調査の推進に向けて、実施主体である市町に対して、三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等による啓発活動や地籍調査に係る監督業務の民間委託の活用について情報提供を行いました。また、休止市町の幹部職員を訪問して地籍調査の必要性和効果を説明し、事業の早期再開を要請しました。さらに国に対して、南海トラフ地震の被害が大きいとされる地域への優先的な予算配分や、国直轄事業の十分な予算確保など、県単独や三重県国土調査推進協議会等を通じた要望活動を実施しました。 ② 地籍調査や国直轄事業は、南海トラフ地震や土砂災害などの大規模災害の事前の防災対策となることから、休止市町を含めた海岸を有する市町に向けて事業の実施を働きかけました。また、平成 28 年度に国が新設した「社会資本整備円滑化地籍整備事業」を土砂災害等の事前の防災対策として市町が推進していくよう、県土整備部と連携した取組を進めました。 2 取組の成果 ① 市町に対して、事業費補助や助言・指導を行い、地籍調査の促進に努めました。国に対して粘り強く要望活動を続けた結果、国から対前年度を超える、要望に対して 87%の予算を獲得することができました。 ② 津波浸水想定区域においては、15 市町が地籍調査に取り組んでいます。また、国直轄事業は海岸を有する 2 市において実施されました。さらに、土砂災害等の事前の防災対策としての「社会資本整備円滑化地籍整備事業」に 10 市町が取り組みました。
平成 31 年度以降（取組予定等） ① 市町への助言・指導を行い、市町と連携して地籍調査を促進していきます。また、休止市町の幹部職員に対して地籍調査の必要性和効果を説明し、事業の再開を要請していきます。国に対しては、引き続き、予算や制度拡充に向けた要望活動を行っていきます。 ② 南海トラフ地震や土砂災害などの事前の防災対策や、公共事業の円滑な推進に資する地籍調査の促進に向け、県土整備部と連携して取り組み、市町が取り組む地籍調査を促進していきます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携部

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (移住の促進) (2) 移住の促進については、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の社会減対策の一つとして総合的な取組を進めた結果、平成 29 年度の相談件数は 28 年度の 1,137 件から 1,332 件に、県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数は、28 年度の 205 人から 322 人に増加した。 このため、引き続き、関係部局、市町、関係団体等と連携し、移住希望者が求める多様な就労情報やその地域での暮らし方に係る情報の収集・発信を強化するとともに、移住希望者の個別ニーズを詳細に把握し、きめ細かな対応を行うことにより、更なる移住の促進に努められたい。 (地域支援課)
講じた措置 平成 30 年度 1 実施した取組内容 ① 移住希望者は特に就労情報へのニーズが高いことから、市町や関係機関と連携し、地域の小規模事業者や伝統産業の承継（担い手）、地域が求める仕事など、ハローワークの求人情報にはない多様な就労情報を提供しました。 ② 移住希望者は、病院や保育所の数や交通アクセスなどの生活の場所に関する情報や給与・労働条件などの求人情報だけではなく、働き方や余暇の過ごし方、地域行事やコミュニティの状況などその地域での「暮らし方」を知りたいとのニーズを持っているため、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信しました。 ③ 実際に三重県に現地訪問された方の約半数が移住を決断されている一方で、相談に来られた方のうち現地訪問された方は約 1 割にとどまっています。より多くの方に三重県を訪れていただくために、体験メニューを充実するとともに、大都市圏での情報発信を行うなど、現地訪問への誘導を強化しました。 ④ 首都圏の移住相談センターや、関西圏、中京圏で開催する移住相談デスクなどにより、移住希望者それぞれのライフプランに応じた相談にきめ細かに対応しました。 ⑤ 全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、引き続き、ホームページや SNS 等による情報発信を行いました。また、今年度は、首都圏において、三重での「暮らし方」の魅力を感じてもらおう県単独フェア「三重の暮らしの見本市」を市町や団体等と連携して新たに実施するとともに、関西圏においても、各市町や県が企画する現地訪問ツアー等の PR イベントを開催しました。 ⑥ 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に、移住に関する全県の検討会議を設置して、県と市町の連携や市町同士の横のつながりの強化を図りました。特に、今年度は、多様な就労情報の掘り起こしや、「暮らし方」の魅力発信について、効果的な手法や課題等を相互に情報共有しながら検討し、移住者を受け入れる地域の体制整備を図りました。 ⑦ 「移住促進庁内連携関係課長会議」を設置し、庁内の連携促進を図りました。 2 取組の成果 上記の取組を実施したところ、平成 30 年度 1 月末時点（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日の間）における県外からの移住者数の県内合計は、238 名でした。 ※前年同期 214 名 ※平成 29 年度合計 322 名
平成 31 年度以降（取組予定等） 平成 31 年度以降の方向性 ① 「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行っていきます。 加えて、新たに、相談件数の約半数を 20 代～30 代の若者が占めていることから、市町や関係団体、企業等さまざまな主体と連携・協力し、起業や新規就農など仕事を通じた自己実現を重視する若者が、地域の現状を知ったうえで課題解決のためのプランを提案する場をつくることなどにより、若者と地域の思いをつなぐ機会の創出に取り組みます。 ② 市町の担当者会議や研修会を通じて、市町との連携を図り、移住促進に向けた効果的な手法や課題等を相互に情報共有することで、移住者を受け入れる地域の体制整備をさらに進めます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (南部地域の活性化) (3) 南部地域では、基幹産業である第一次産業の低迷、若者の定住率の低下などが顕著であり、人口の流出及び少子高齢化が進行している。 このため、関係部局、市町及び関係団体等と一体となって、第一次産業の六次産業化、観光産業の振興等により、仕事の創出及び移住・定住を促進し、南部地域活性化の取組を一層推進されたい。 特に、東紀州地域においては、平成 31 (2019) 年の熊野古道世界遺産登録 15 周年に向けて、情報発信の強化、インバウンドの受入環境整備、魅力的なイベントの企画・開催等の各種取組を実施することにより、地域内への来訪者数の増加を図るとともに、地域産品の高付加価値化の支援を図ることなどにより観光消費額の一層の増加に努められたい。 (南部地域活性化推進課、東紀州振興課) 講じた措置 平成 30 年度 1 実施した取組内容 ① 南部地域 13 市町が参画する南部地域活性化推進協議会では、事業の成果の確認や情報共有を行うとともに、複数市町が連携した取組を南部地域活性化基金等により支援しました。基金事業として、交流人口の拡大等を図るアウトドアスポーツ P R 事業、若者の移住・定住を図る小規模事業者等を対象とした地域インターンシップ事業、「関係人口」の創出 (度会県)、地域おこし協力隊の人材育成等に取り組みました。 (南部地域活性化推進課) ② 東紀州地域への来訪を促進するため、熊野古道セミナーと現地体験、外国人向け熊野古道セミナー、子ども、若者を中心とした保全体験等を実施するとともに、外国人アドバイザーによる地元の受入環境整備を図りました。また、クルーズ船を誘致する新宮市を中心とした広域協議会に参加しました。(東紀州振興課) ③ 東紀州地域振興公社では、地域産業の活性化を図るため商品のブラッシュアップ、B to B マッチングなどを支援し、地域産品の新規販路開拓に取り組みました。また、東紀州地域が一体となった観光地域づくりを進めるため、海外向けの情報発信や台湾へのセールス、受入環境の整備等を支援するとともに、観光 DMO 設立準備会議の立ち上げに向けて幹事会を設置しました。 (東紀州振興課) 2 取組の成果 ① 企画担当者会議 (6 回開催) において、基金の活用にかかる意見交換と情報共有を行ったほか、13 市町を訪問してヒアリングを実施し、基金の課題等について洗い出しを行いました。 (南部地域活性化推進課) ② アウトドアスポーツ P R 事業ではモニターツアーを 4 回実施しツアー造成に向けて一歩進みました。地域インターンシップ事業では 4 社が受入を行い、14 名の参加者が南部地域の暮らしと仕事を体験しました。関係人口を募る「度会県」の取組では、県民参加型プロジェクトを 5 件実施し地域とのつながりづくりを促進し、2 月には県民登録者数が 1,000 人を超えました。地域おこし協力隊を対象に計 9 回の研修を実施し、隊員の課題解決が進み、定住に向けた隊員同士のネットワークづくりが始まりました。(南部地域活性化推進課) ③ 都市部での熊野古道セミナー (東京・大阪各 2 回参加者: 260 名) とこれに合わせた現地体験ツアー (馬越峠 20 名、松本峠 17 名参加)、日本外国特派員協会 (東京) における交流会「KUMANOKODO NIGHT」(外国人 31 名を含む 109 名参加)、次世代を対象とした熊野古道の保全活動体験バスツアー (80 名参加) 等を実施し、国内外に熊野古道を P R しました。受入環境整備として、外国人講師によるインバウンド課題解決セミナーを 5 市町で 7 回行い、87 名の参加がありました。地元の関心も高まり、J N T O の外国人観光案内所の認定を受ける観光施設が 4 か所となりました。 (東紀州振興課) ④ 東紀州地域振興公社による販路開拓等の結果、27 件の新規開拓につながりました。また、台湾をターゲットに、トップセールス活動等 (2 回) やファムトリップ (3 回) を行い東紀州地域の魅力を P R しました。公社では、東紀州地域の 34 宿泊施設の協力を得て、外国人の宿泊者数を独自で調査し、平成 30 年度 (2 月末) のインバウンド宿泊者数は延べ 3,449 名となっています。 (東紀州振興課) 平成 31 年度以降 (取組予定等) ① 市町が連携して実施する働く場の確保及び定住の促進に向けた取組に対し、引き続き基金等を活用して支援を行います。また、南部地域活性化基金の検証を進めます。 (南部地域活性化推進課) ② 30 年度に引き続き、複数市町が連携して行うアウトドアスポーツ事業等誘客交流促進、U・I ターン就職の促進、住民と関係人口の主体的な地域づくり活動を促進する「度会県」、地域おこし協力隊の人材育成と O B・O G を含めたネットワーク化と定住・定着に基金等を活用して取り組みます。(南部地域活性化推進課) ③ 熊野古道世界遺産登録 15 周年を迎え、記念イベントを開催するとともに、市町、関係団体等によるイベント等を集中的に実施する「熊野古道ウィーク」を秋に設定する等、国内外からの誘客を促進します。また、欧米豪を中心とした個人の旅行者 (F I T) を主なターゲットに、奈良県、和歌山県や中部各県等と連携し情報発信や誘客促進に取り組むとともに、和歌山県高野町、田辺市の宿泊施設へのリーフレット設置や新宮港クルーズ船寄港に対応したオプションルツターのセールス等誘客促進を図ります。 (東紀州振興課) ④ 東紀州地域振興公社における地域産品の販路拡大等の取組、宿泊施設等のサービスのブラッシュアップ等の取組を支援し、来訪者の満足度の向上と来訪促進、観光消費額の一層の増加に努めます。(東紀州振興課)
--

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 県が委嘱した調査員 6 名分の個人情報記載書類を紛失していた。 (松阪地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 従来から「特定個人情報マニュアル」に基づき実施している「個人情報管理簿」への記録と保管に加え、当事務所の再発防止策として新たに「個人情報連絡票受渡簿」を作成し、個人情報記載書類の受け渡し時に、各所属と当事務所の双方で記録を行うこととし、チェック体制を強化しました。 (2) 個人情報記載書類を管理する主務者・副務者を定め、複数の職員による厳重な管理を徹底しました。 (3) 個人情報記載書類の適切な受領の記録と保管について、毎月末の定期点検と年 2 回の縦覧点検を実施して、適正に記録等が行われているかを厳格に確認することとしました。 (4) 不適正事務処理事案の発生原因と問題点等を明らかにし、関係各所属等と情報共有を行うことにより、再発防止策の周知と水平展開を行い、再発防止につなげていくことを目的とした研修会を開催しました。 2 今後の方針（取組予定等） (1) 個人情報関係業務等を適正かつ円滑に進めるため、個人情報保護制度と再発防止策を継続して周知することにより他所属と情報共有を行い、再発防止策と個人情報保護制度等の理解をより一層深め、的確な事務を行っていくことを目的とする研修会を継続して開催し、再発防止に努めます。 (2) 経理担当職員の再発防止策に対する意識を高めるとともに、確認行為の徹底を図ることを目的として、毎月末の定期点検実施時に、個人情報管理主務者から確認指示メールを送付し、各経理担当者が個人情報記載書類の受領の有無等について確認し、その結果をメールにより個人情報管理主務者・副務者に報告することで、より一層厳重な管理を徹底していきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入事務 ①現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (地域連携総務課、スポーツ推進課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① a 現金扱いが発生し、かつ、当日中に金融機関への収納処理ができない場合には、担当以外にもその事実を共有し、課全体で遅延防止が図れるようにしました。 (地域連携総務課) b 現金扱いが発生し、かつ、当日中に金融機関への収納処理ができない場合には、地域連携総務課へその事実を連絡し、両課全体で遅延防止が図れるようにしました。 (スポーツ推進課) 2 今後の方針(取組予定等) ① a 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (地域連携総務課) b 上記処置を徹底します。 (スポーツ推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【平成 29 年度木曽岬干拓地わんぱく原っぱ維持管理業務委託】 ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 (桑名地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 所属内で出納局検査要領等を周知し、今後、適正な事務処理に努めることとしました。 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 公共工事 ① 【三重交通Gスポーツの杜 伊勢 陸上競技場整備（大型映像装置）工事】 ・250万円以上の契約金額の変更を行った場合に必要競争入札審査会への報告が行われていなかった。 (スポーツ推進課) ② 【木曾岬干拓地維持管理工事】 ・追加工事に伴う契約金額の変更を行った場合に必要競争入札審査会への報告が行われていなかった。 (桑名地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏の無いよう課内で注意喚起を図りました。 (スポーツ推進課) ② 追加工事に伴う契約金額の変更を行った場合、競争入札審査会への報告が必要なことを所属内で共有し、今後遺漏のないよう、所属内で注意喚起を図りました。 (桑名地域防災総合事務所) 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (スポーツ推進課) ② 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (桑名地域防災総合事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 調査・設計業務委託 ① 【木曽岬干拓排水機場除塵機改修（設計）業務委託】 ・追加工事に伴う契約金額の変更を行った場合に必要な競争入札審査会への報告が行われていなかった。 (桑名地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 追加工事に伴う契約金額の変更を行った場合、競争入札審査会への報告が必要であることを所属内で共有し、今後遺漏のないよう、所属内で注意喚起を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
エ 補助金	
① 【離島航路整備事業補助金】	
・ 交付申請の取下げ期限が定められていなかった。	(南部地域活性化推進課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 交付決定通知書に交付申請の取下げ期限に関する記載が無かったことから、今後は記載することとしました。	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 次年度以降も、交付決定通知書を交付する際は、交付申請の取下げ期限に関する記載を行うこととします。	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 旅費 ①【平成 29 年度第 1 回九州環境技術創造道場】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。 (津地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 旅行完了後、速やかに文書をもって復命するよう全職員に対し注意喚起しました。 2 今後の方針 (取組予定等) ① 速やかに文書による復命処理を行い適正な事務処理に努めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 カ その他の支出事務 ① 郵券証紙類について、平成 29 年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。(津地域防災総合事務所) ② 用地境界立会に係る謝金の支払いについて、履行確認の記録がなかった。(紀北地域活性化局)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 郵券証紙を購入する際には、過去の使用実績や在庫状況を把握するとともに今後の使用枚数についても精査し適正数量を購入するよう徹底しました。また、料金後納郵便の中から郵券証紙が充てられるものについては使用し、適正数量の管理に努めました。(津地域防災総合事務所) ② 前渡資金精算書の決裁時に、検査（履行確認）記録を記した資金前渡交付伺いの原本を必ず添付することとし、担当職員以外のチェックを可能とすることで手続き漏れの再発防止に努めました。(紀北地域活性化局) 2 今後の方針（取組予定等） ① 今後、郵券証紙類の購入に際しては、使用見込枚数を十分精査し、在庫枚数を適正に管理するよう努めていきます。(津地域防災総合事務所) ② 引き続き、上記取組の徹底を図ることで、適正な事務処理に努めていきます。(紀北地域活性化局)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 行政財産の目的外使用許可を行った際に、使用料を過少に算定していた。(スポーツ推進課) ② 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告が行われていなかった。(桑名地域防災総合事務所) イ 物品の管理 ① 貸出を行っていたノートパソコンのうち、定められた期限を過ぎても返却されていないものについて、返却の催促や確認等の対応が不十分であった。(情報システム課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① 許可受者に対し、誤りがあったことをお詫びし、平成30年8月21日付けで変更許可を行いました。なお、使用料については、平成30年8月28日付けで収納済みです。指摘があった事項について、複数の職員で確認する等チェック体制を強化し、再発防止に努めました。(スポーツ推進課) ② 指摘があった事項が生じた原因が管財課長への報告が必要であることを認識していなかったことにあるため、適正な事務処理を徹底するため制度の内容を再確認し、今後は遺漏のないよう注意喚起を図りました。(桑名地域防災総合事務所) イ ① パソコンの貸出、返却、貸出期間の延長の手続きは、必ず書面で履歴管理することを徹底しました。また、パソコンの貸出状況を定期的に確認し、情報システム課長に報告するとともに、貸出期限が終了しているパソコンについては、速やかに返却するよう貸出先の所属長に文書で要請することとしました。(情報システム課) 2 今後の方針(取組予定等) ア ① 引き続き、複数の職員で確認する等チェック体制を強化し、再発防止に努めていきます。(スポーツ推進課) ② 制度の理解を深め、適正な事務処理に努めていきます。(桑名地域防災総合事務所) イ ① 上記取組を徹底することにより、貸出用パソコンの適切な管理に努めていきます。(情報システム課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 15%、相手 85%) (物損額：県 65,917 円、相手 87,612 円) (地域支援課) ② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 656,516 円) (南勢志摩地域活性化局) ③ 人身事故 (負担割合：示談中) (物損額：示談中) (治療費等：示談中) (紀北地域活性化局)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 該当職員に対して、所属長から注意を行うとともに、課内の全職員に対し、交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図りました。 (地域支援課) ② 不注意により事故を発生させた職員に対して、所属長から口頭により厳重に注意を行うとともに、所属職員を対象に、交通安全意識と危機意識の向上について注意喚起を促すため、当該事故を題材に研修を行いました。 また、9 月 5 日に開催した職員向けの交通安全講習に、該当職員及びその他職員を受講させることにより交通安全意識の向上を図りました。 (南勢志摩地域活性化局) ③ 該当職員に対して、所属長から厳重注意を行うとともに、所属職員に対して、交通安全意識と危機意識の向上について注意喚起を行いました。 また、7 月 5 日開催の紀北地域勤務職員を対象とした安全運転講習会において、実際に発生した公用車の交通事故の原因と対策を指摘してもらうことで、類似の事故防止と安全運転意識の向上を図りました。 (紀北地域活性化局) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 引き続き、会議などのあらゆる機会を通じ、職員の安全運転意識の向上を図り、事故の未然防止に努めます。 (地域支援課) ② 引き続き、会議などあらゆる機会を通じて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、再発防止及び未然防止に努めていきます。 (南勢志摩地域活性化局) ③ 引き続き、研修、会議などのあらゆる機会を通じて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。 (紀北地域活性化局)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県産農林水産物の認知度向上と販路拡大) (1) 伊勢志摩サミットでは、多くの県産食材が活用され、新規取引先の拡大や売上の増大などの効果が現われている。こうした成果や、高まった認知度を生かしながら、平成 32 (2020) 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機とした県産農林水産物の販路拡大に取り組んでいる。 これまでに、国際水準GAP等の認証取得促進や、首都圏等における戦略的なプロモーション、輸出の拡大を進め、GAP認証取得件数が 29 件に増加したほか、柑橘の輸出量の増加や、首都圏等のホテルで三重県フェアが開催され、当該ホテルにおいて延べ 167 品目の県産食材の採用につながるなど成果が現われ始めている。 今後も、これらの取組等を進め、県産農林水産物の売上の増加につなげるとともに、市町や関係団体等との連携をより一層強化し、更なる認知度の向上、販路拡大に取り組まれない。(農林水産総務課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 東京 2020 オリンピック・パラリンピックでの県産農林水産物の採用をはじめ、大会開催後の国内取引や海外輸出の拡大が有利に進められるよう、官民が一体となって、国際水準GAP認証等の取得に向けた取組の加速、マーケティング調査等を踏まえ策定した「東京 2020 大会を契機とした三重県農林水産品販売拡大戦略」に基づくきめ細かなプロモーション、海外市場に向けた情報発信や商談機会の創出、輸出に挑戦する産地の取組支援などに注力しました。 2 取組の成果 県内の国際水準GAP認証等の取得は、平成 31 年 2 月末時点で 60 件、2 農場(平成 30 年度新規、農産物 31 件、畜産物 2 農場)となっており、平成 31 年度末の目標である農産物 70 件、畜産物 6 農場の達成に向けて着実に増加しました。また、教育機関では、農業大学校および全ての県立農業高校(5 校)が国際水準GAP認証を取得しました。 県産農林水産物のプロモーションについては、首都圏等大都市圏の 5 つのラグジュアリーホテルにおいて、三重県フェアが 1 か月以上の長期にわたり開催されました。また、平成 30 年 10 月には選手村等で飲食を提供するケータリング事業者等を対象とした食材レセプションを首都圏で開催し、県産食材の認知度を高めました。 輸出については、アジア市場を中心に品目や量の拡大をめざす取組が進められ、タイへのみかん輸出に係る量の拡大や、日本初となるシンガポールへの活牡蠣輸出が実現しました。このほか、台湾へのブランド牛肉、中国への尾鷲ヒノキなど、新たな市場に向けた情報発信や商談機会の創出が進みました。また、平成 30 年 8 月に、みかん、真珠、茶の各産地において、関係者による輸出の強化に向けた宣言が行われるなど、産地が一体となった輸出の取組が進展しました。
<u>平成 31 年度以降(取組予定等)</u> 今後も引き続き、関係者が一体となって、国際水準GAP認証取得等の生産体制の整備や、首都圏等でのターゲットに合わせたきめ細かなプロモーション、品目毎に定めた国・地域に向けた輸出環境の整備などを進め、オール三重の体制で県産農林水産物の認知度向上、販路拡大に取り組んでいきます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (農林水産業における就業者の確保、育成とその定着の促進) (2) 農林水産業における新規就業者は一定数あるが、農林水産業就業者は減少傾向にあるため、インターンシップの実施や漁師塾への支援など新規就業者の確保に向けた対策を実施している。また、経営者等を育成する「みえ農業版MBA養成塾」を平成30年4月に設置し、「みえ森林・林業アカデミー」が31年4月に開講予定となっているなど、将来の農林水産業を担う人材育成にも取り組んでいる。 今後これら取組を進めるとともに、就業者を定着させる取組も重要であることから、就業者を受け入れる法人等への支援や、ICTを活用したスマート農業導入の促進等にも取り組み、農林水産業における就業者の確保、育成とその定着の促進に努められたい。 (担い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課)
講じた措置
<u>平成30年度</u> 1 実施した取組内容 次代の農林水産業を担う人材を確保・育成し、その定着を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、県内農林水産業への新規就業を推進するとともに、多様な経営感覚を持った雇用力のある経営者等の育成、生産技術の見える化や作業の自動化・効率化につながるスマート農業等に取り組みました。 具体的には、農業では、公益財団法人三重県農林水産支援センターと連携した就業・就職フェアの開催やインターンシップ等を通じた農業経営体と就農希望者とのマッチング、就農サポートリーダーが行う技術研修への支援などに取り組みました。また、同センターに設置した三重県農業経営相談所を通じて、法人化や6次産業化など農業経営の発展に向けた専門家派遣を行ったほか、新たに「みえ農業版MBA養成塾」を県農業大学校に設置し、農業ビジネスの起業家等の養成を進めました。さらに、スマート農業の導入に向け機運醸成を図るための研修会を開催するとともに、伊賀米及び伊勢茶のリーディングプロジェクトにおいて、ICT等を活用した熟練農業者の技術のマニュアル化を進めました。 林業では、県内の就業・就職フェアにおいて林業就業希望者向けの相談窓口を設置したほか、林業普及指導員が中心となって、林業への就業を考えている希望者に対して、もりびと塾体験コースや高校生林業職場体験研修を実施しました。また、新たな林業人材育成機関「みえ森林・林業アカデミー」を平成30年10月にプレ開講し、記念シンポジウムの開催や県内各地での公開講座を実施するとともに、平成31年4月の本格開講に向け、カリキュラム構成や講師人選などの準備を進めました。 水産業では、県内外の学生を対象とした漁業インターンシップを実施するとともに、就業希望者が円滑に就業し漁村に定着できるよう、漁協が開設する漁師塾の支援に取り組みました。また、就業希望者等の雇用の受け皿となる安定した経営体を育成するため、協業化・法人化を検討する地区への専門家派遣などを行いました。 (担い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課) 2 取組の成果 農業では、平成30年度の新規就業者数の目標(145人)および農畜産経営体における法人経営体数の目標(491経営体)を達成するとともに、「みえ農業版MBA養成塾」の第1期生2名が1年目(プライマリーコース)を修了しました。また、県内のスマート農業機械の導入事例が増加するとともに、伊勢茶及び伊賀米の熟練栽培技術のマニュアル化に向けた取組が進みました。 林業では、平成30年度の新規就業者数の目標(43人)に対し、実績値は9割程度になりましたが、もりびと塾に11名、高校生林業職場体験研修に県内の高等学校6校から生徒約50名の参加があるなど、若者を中心に林業職場への理解が深まりました。また、プレ開講した「みえ森林・林業アカデミー」の記念シンポジウムや公開講座に定員を超える参加がありました。 水産業では、平成30年度の新規漁業就業者数の目標(39人)を達成しました。また、漁業インターンシップに高校生7名、大学生3名が参加し、魚類養殖や定置網等の漁業を体験したほか、漁師塾では、遊木漁師塾(7月)と紀南漁師塾(11月)が開催した2泊3日の短期研修及び早田漁師塾(10月～11月)が開催した1ヶ月間の長期研修にそれぞれ2名が参加しました。(早田漁師塾に参加した2名は後日両名とも早田大敷に就業しました。)さらに県内モデル地区(2地区)で協業化・法人化に向けた取組が進みました。 (担い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課)
<u>平成31年度以降(取組予定等)</u> 今後も引き続き、市町や関係団体等と十分に連携を図りながら、県内外で開催される就業・就職フェアや体験研修会など、さまざまな機会を捉えて三重の農林水産業の魅力を広く情報発信していきます。また、全庁をあげて若者の県内定着に向けた取組を強化していく中、三重の農林水産業に多くの若者等が就業し活躍できるよう、「働く場づくり」、「ひとづくり」、「きっかけづくり」の3つの観点から、施策を総合的に展開していきます。 (担い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 29 年度末現在 91,927,019 円あり、前年度と比べて 6,100,840 円増加していた。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産資源・経営課、四日市農林事務所) ② 債権処理計画の回収目標が達成されていないものがあった。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、獣害対策課、水産資源・経営課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①～② (収入未済、債権処理計画未達成) a 貸付金等 経営不振や生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、書面・電話・面談による催告を行い、また、本人だけでは解決が困難な案件等は、連帯保証人等へも償還に向けた協力の要請や催告等を行いました。 (a) 農業改良資金貸付金及び違約金 催告回数 54 回 (訪問・面談：21 回、電話：32 回、書面：1 回) 取組の結果、30 年度当初の未収金 41,955,569 円 (17 件) のうち、1,537,000 円を回収しました。 (担い手支援課) (b) 新規就農者総合支援事業費補助金返還金及び延滞金 催告回数 18 回 (訪問：2 回、電話：3 回、書面：13 回) 取組の結果、30 年度当初の未収金 2,789,987 円 (2 件) のうち、40,750 円を回収しました。 (担い手支援課) (c) 林業・木材産業改善資金貸付金 催告回数 9 回 (訪問・面談：5 回、書面：4 回) 取組の結果、30 年度当初の未収金 15,224,073 円 (9 件) のうち、40,000 円を回収しました。また、破産手続廃止決定がなされ法人の債務が消滅したことから、三重県債権管理マニュアル及び三重県会計規則に基づき平成 31 年 3 月 29 日付けで不納欠損処分を行いました。 (森林・林業経営課) (d) 沿岸漁業改善資金貸付金及び違約金 催告回数 17 回 (訪問・面談：3 回、電話：9 回、書面：5 回) 取組の結果、30 年度当初の未収金 26,622,727 円 (14 件) のうち、625,986 円を回収しました。 (水産資源・経営課) b 旧三重県中央卸売市場施設使用料等 生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、電話・面談による催告を行いました。 催告回数 16 回 (訪問・面談 6 回、電話 10 回) 取組の結果、30 年度当初の未収金 5,328,362 円 (46 件) のうち、125,769 円を回収しました。 (農産物安全・流通課) c 鳥獣保護員報酬誤払い 相続財産管理人に連絡を取り (平成 30 年 6 月・7 月・8 月・9 月)、財産処分状況の進捗について確認を行いました。 平成 30 年 10 月 16 日に相続財産管理人から通知があり、財産処分手続きが完了したものの三重県への配当は無く債権が回収不能であることが判明しました。 (四日市農林事務所、獣害対策課) ※意見②の債権処理計画の目標未達成については、a (a) (b) (d)、b、c が対象となります。 2 今後の方針 (取組予定等) ①～② a～b 引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産資源・経営課) c 三重県債権管理マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めていきます。(四日市農林事務所、獣害対策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (農林水産財務課) ② 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (熊野農林事務所) ③ 薬事登録手数料について、証紙の消印日が誤っているものがあった。 (中央家畜保健衛生所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 現金の金融機関への収納処理が当日中にできない場合には、担当者以外にもその事実を共有し、経理班全体で遅延防止が図られるようにしました。 (農林水産財務課) ② 現金納付後は、速やかに金融機関に収納処理するよう課内で情報共有するとともに、担当者が休暇等不在の場合でも確実に事務を行うよう、他の職員への引継ぎの徹底を図りました。 (熊野農林事務所) ③ 証紙の消印日について、複数職員によるチェック等を徹底しました。 (中央家畜保健衛生所) 2 今後の方針 (取組予定等) ①～③ 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (農林水産財務課、熊野農林事務所、中央家畜保健衛生所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【自然公園ナショナルパーク化促進支援事業業務委託】 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がされていなかった。 (みどり共生推進課) ② 【飼料成分測定業務委託】 ・履行完了の届出が提出されてから 10 日以内に検査を行っていなかった。 (畜産研究所) イ 公共工事 ① 【自然災害防止事業 第熊-3 号工事 (ツツラ谷ほか)】 ・軽微な設計変更が生じた際に、建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知が行われていなかった。 (熊野農林事務所) ② 【災害緩衝林整備事業 第熊-3 号工事 (大地山ほか)】 ・施工の条件変更が生じた際に、契約書に基づく確認、調査等の協議が文書で行われていないものがあった。 (熊野農林事務所) ウ 調査・設計業務委託 ① 【三木浦漁港 県単漁港改良調査費 臨港道路改良設計業務委託】 ・軽微な設計変更が生じた際に、その都度建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知を行うべきところを工期末にまとめて行っていた。 ・設計変更に係る適用基準に誤りがあった。 (尾鷲農林水産事務所) エ 補助金 ① 【漁業共済 (赤潮特約) 事業費補助金】 ・交付要領に定める状況報告書が提出されていなかった。 (漁業環境課) オ 旅費 ① 【家畜衛生講習会 (病性鑑定長期細菌)】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。 (中央家畜保健衛生所) カ その他の支出事務 ① 郵券証紙類について、平成 29 年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。 (桑名農政事務所) ② 支出科目誤りに伴う支出命令取消漏れにより歳出戻入を行っていた。 (水産研究所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① 契約書に基づき必要な提出書類について再確認を行うとともに、事務処理状況について班内の複数の職員で確認を行うなど、チェック体制の強化に努めました。 (みどり共生推進課) ② 事務処理状況について再確認し、履行完了の届出が提出されてから 10 日以内に検査するように周知しました。 (畜産研究所) イ ① 軽微な設計変更が生じた際には、三重県建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知について、監督員に周知・徹底するとともに、事務所内のチェック機能の強化を図りました。 (熊野農林事務所) ② 施工の条件変更が生じた際には、契約書に基づく確認、調査等の協議を文書で行うよう、監督員に周知・徹底するとともに、事務所内のチェック機能の強化を図りました。 (熊野農林事務所) ウ ・軽微な設計変更が生じた際には、その都度三重県建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知を行うよう監督員に周知・徹底するとともに、事務所内のチェック機能の強化を図りました。 ・設計変更に係る適用基準について改めて確認を行うとともに、複数職員によるチェック等を徹底しました。 (尾鷲農林水産事務所) エ 今回の事案は、担当者が 8 月末日に提出されていた実績報告をもって状況報告書が提出されていると誤認識したことにより、当該補助金の交付先から 11 月末時点の状況報告書の提出を求めなかったため発生しました。当該補助金の交付先には、補助金の交付要領を送付し、要領に基づいて必要な手続きを行うよう改めて指導し、30 年度の補助金については、交付先から適正に書類が提出されました。 また、交付要領の内容を班員で改めて確認し、再発防止に努めました。 (漁業環境課) オ 旅行完了後、速やかに文書をもって復命するよう、職場会議において全職員に周知徹底しました。 (中央家畜保健衛生所)

カ

① 郵券証紙類の購入にあたっては、過剰な在庫枚数とならないよう、必要枚数をできる限り把握し、必要最小限の枚数を購入することとしました。 (桑名農政事務所)

② 支出命令の取消漏れが原因であったことから、以後、チェック体制の強化を図るため、支出命令に間違いが発生した際、取り消しを行う予定の支出命令書類にチェック印欄を設け相互チェックによる再確認を行うとともに、再発防止に向けた職員の意識向上と体制の構築を図りました。 (水産研究所)

2 今後の方針（取組予定等）

ア

①～② 引き続き、上記の取組により、適切な事務処理に努めていきます。 (みどり共生推進課、畜産研究所)

イ

①～② 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。 (熊野農林事務所)

ウ

同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック機能の強化や監督員への周知の徹底に努めます。 (尾鷲農林水産事務所)

エ

引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (漁業環境課)

オ

引き続き、周知徹底し、適正な事務処理に努めていきます。 (中央家畜保健衛生所)

カ

①～② 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (桑名農政事務所、水産研究所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 公有財産の異動報告が遅延していた。 (中央家畜保健衛生所) イ 物品の管理 ① 物品標示票が貼付されていない備品が2件あった。 (熊野農林事務所) ② 高額物品について、利用記録簿が作成されていなかった。 (中央家畜保健衛生所) ウ 金品亡失(損傷) ① 取締船「はやぶさ」の損傷(修理代 394,999 円) (漁業環境課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 公有財産の適正な管理について改めて確認を行い、複数職員によるチェック等を徹底しました。 (中央家畜保健衛生所) イ ① 対象備品に物品標示票を貼付しました。また、他の備品についても管理状況を確認し、物品標示票の貼付がない備品については貼付を行いました。 (熊野農林事務所) ② 高額物品について、「みえ物品利活用方針」に基づき適正な物品の管理を行うよう周知徹底しました。 (中央家畜保健衛生所) ウ 航行中の事故については、見張りの徹底や水深確認の徹底など、取締船乗組員には、十分注意して航行するよう注意喚起してきたところですが、今回は水中に流木が漂泊していたものとみられ、予測が難しく事故が発生してしまいました。今後も引き続き注意を徹底して航行するよう指導を行い、再発防止に努めました。 (漁業環境課) 2 今後の方針(取組予定等) ア 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (中央家畜保健衛生所) イ ① 新たに備品を取得した際には、速やかに物品標示票を貼付することを徹底します。 (熊野農林事務所) ② 引き続き、高額物品について「みえ物品利活用方針」に基づき適正に管理するよう努めていきます。 (中央家畜保健衛生所) ウ 漁船の操業状況を勘案しつつ、漂流物が多いと予想される状況で航行しなければならない場合は、引き続き船上からの監視を強化し、低速での航行を行うなど、注意を徹底します。 (漁業環境課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 635 筆、121,928.79 m²ある。 (桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 平成 29 年度に策定した未登記解消の指針となる「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき、平成 30 年 7 月に関係農林（農政、農林水産）事務所を訪問して、未登記土地調査分析表（未登記カルテ）をもとにヒアリングを行い、平成 30 年度に解消可能な案件の選定を協議し、今後の未登記案件の処理優先順位を決定しました。 その優先順位が高いと判断された案件から事務所ごとに予算措置を講じて境界測量や相続人調査を行うなど、未登記解消を進めました。 処理可能な案件と処理困難な案件とに明確に分類し、計画的・効率的に未登記処理を進めていくため、平成 30 年 10 月に未登記分類基準を見直しました。 平成 30 年 11 月には第 2 回ヒアリングを実施し、新たな未登記分類基準により分類された案件及び進捗状況を確認しました。 平成 31 年 2 月には、用地課長・担当者会議を開催して情報共有を図るとともに、引き続き 5 ヶ年計画に基づき処理を進めるよう周知を図りました。 平成 30 年度は、9 筆の未登記を解消しました。 2 今後の方針（取組予定等） 現在まで残っている未登記案件は、現地不明、相続人多数、境界測量費用が膨大にかかる等の処理困難な事案が大半を占めていますが、引き続き処理優先順位を決めることにより、「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき計画的に未登記解消を図ることとします。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 55,252 円、相手 77,857 円）（桑名農政事務所） ② 人身事故（負担割合：県 90%、相手 10%）（物損額：県 0 円、相手 1,395,000 円） （治療費等：県 0 円、相手 205,772 円）（伊勢農林水産事務所） ③ 物損事故（物損額：県 109,080 円）（伊賀農林事務所） ④ 人身事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 114,863 円、相手 404,676 円） （治療費等：県 0 円、相手 122,659 円）（農業研究所）
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、全職員に対しても交通事故防止及び金品の適正管理について注意喚起を行いました。 また、桑名地域防災総合事務所主催の交通安全研修に積極的に参加させ、交通安全意識の高揚を図ることにより交通事故の防止に努めました。（桑名農政事務所） ② 当該職員及び上司に対して厳重注意を行うとともに、所内職員に対しても所内会議において交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。 また、5 月には事務所独自に「交通安全講習」を開催するとともに、南勢志摩地域活性化局主催の「交通安全講習会」及び農林水産部主催の「交通安全研修」へ積極的に参加させ、交通安全意識の向上に努めました。 さらに、各室で「事故の原因」や「安全運転対策」に対する意見交換を行い、各室独自の取組を進めるとともに、事務所全体の取組として、①年度内を「無事故無違反取組強化期間」とする。②出張等に際しては、運転者の安全運転に対する意識づけのため、運転者は安全運転を宣言し、周りの職員は運転者に声がけを行う「安全運転宣言運動」を実施し、安全運転意識の向上に努めました。（伊勢農林水産事務所） ③ 当該職員に対しては、厳重注意を行うとともに、公私を問わず常に交通安全を意識した運転を行うよう指導しました。 また、同乗者が周囲確認を行うこと等含め、組織として事故防止に努めることを確認しました。さらに所内会議等の場を活用して、県有財産の扱いや金品亡失、交通安全について職場研修を行うとともに、交通安全研修等の積極的な受講を促し、交通事故防止や安全運転意識向上に努めました。（伊賀農林事務所） ④ 当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、全職員に対しても再発防止に向けた交通安全について毎月注意喚起を行いました。 また、松阪地域防災総合事務所主催の交通安全講習会への積極的な参加や「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加などの取組を行い、職員の交通安全意識の高揚を図ることにより交通事故の防止に努めました。（農業研究所） 2 今後の方針（取組予定等） ①③④ 引き続き、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識のより一層の高揚に取り組み、交通事故の未然防止に努めていきます。（桑名農政事務所、伊賀農林事務所、農業研究所） ② 引き続き、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識のより一層の高揚に取り組みます。また、「安全運転宣言運動」を事務所全体で取り組むとともに各室独自の取り組みを継続し、交通事故の未然防止に努めていきます。（伊勢農林水産事務所）

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (事業承継の支援の推進) (1) 三重県内の中小企業数は、平成 11 年から 26 年までの間に約 16,000 者減少し、54,826 者となっている。経営者の高齢化や後継者難が大きな要因とされている平成 29 年での休廃業・解散件数は 487 件で、倒産件数 100 件に比べ 4.8 倍 (全国 3.3 倍) となっている。 また、県内企業の経営者の平均年齢は平成 29 年で 58.3 歳となり、平成 2 年に比べて 4.4 歳上昇するなど、中小企業の経営者の高齢化と後継者難により事業承継は喫緊の課題となっている。 このため、平成 29 年 8 月に商工団体や金融機関、士業等専門家の民間機関、国、県等の公的機関による三重県事業承継ネットワークが設立された。このネットワークでは、平成 30 年 3 月に「三重県事業承継支援方針」を策定し、段階的な取組により事業承継の支援を行うこととしているので、その方針に沿って、県は関係各機関と連携し、着実に取組を進められたい。 (中小企業・サービス産業振興課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 平成30年3月に策定した「三重県事業承継支援方針」に基づき、「プレ承継」、「事業承継」、「ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を、三重県事業承継ネットワークを核にして取り組みました。 (1) 事業承継に向けた早期かつ計画的な準備の認識を促す事業承継診断の実施やセミナーの開催等により、事業承継に向けた準備のきっかけづくりや事業承継にかかる機運醸成に取り組みました。 (2) 事業承継にかかる課題解決のため、三重県版経営向上計画等による経営向上の取組や三重県事業引継ぎ支援センター等による後継者マッチング、株式・事業用資産等の取得資金等に融資する事業承継支援資金の創設、事業承継税制の活用促進等に取り組みました。 (3) 事業承継の支援体制を強化するため、三重県事業承継ネットワークでの連携を強化するとともに、全国知事会等と連携した取組や国への提言活動に取り組みました。 2 取組の成果 (1) 三重県事業承継ネットワークにおいて、事業承継診断を2,329件(平成31年1月末時点)実施し、事業承継診断で掘り起こしたニーズに基づく事業者支援に取り組みました。また、事業承継における課題解決に向けた行動を起こすキックオフイベントとして、7月12日に「三重県事業承継フォーラム」を開催し、中小企業の経営者や後継者、商工団体、金融機関、行政等の関係者204名が参加しました。パネルディスカッションでは、意見交換の後、知事から、「中小企業の廃業やそれに伴う雇用、技術の喪失は地域存続に関わる重大な危機であることを認識し、地域の総力を結集して課題解決に取り組む」旨の決意表明が行われました。 (2) 後継者不在企業に多様なマッチング機会を提供するため、全国初の試みとして、6月20日、日本最大級の事業承継M&Aプラットフォームを有する株式会社ビズリーチとの間で、事業承継分野における連携・協力に関する包括協定を締結しました。 また、非上場の中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合に、相続税又は贈与税の納税猶予等を受けることができる事業承継税制について、15件の認定を行いました。(平成31年3月末時点) (3) 新たに三重県市長会、三重県町村会、三重県信用農業協同組合連合会が三重県事業承継ネットワークに参画するなど支援体制を強化するとともに、三重県事業承継ネットワークの構成機関が情報交換する連絡会議の開催(6月、12月、3月)や支援機関向け研修会の開催(11月～12月)を実施しました。 また、7月26日の全国知事会議において、中小企業の事業承継の支援に全国的、集中的に取り組むこと等を全国知事会として宣言する「中小企業の事業承継支援に係る緊急宣言」を三重県知事から提案し、決議されました。 個人事業者に対する事業承継時における負担軽減措置等について三重県から国へ提言したところ、平成31年度税制改正において「個人版事業承継税制」が創設されることとなりました。
<u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u> (1) 「プレ承継」の段階においては、事業承継診断の実施やセミナー開催等によって経営者の早期準備に向けた対話の促進を図るとともに、機運の醸成や取組の参考となるよう、企業ごとの課題や経験を踏まえた事業承継の支援事例の収集・発信に取り組みます。 (2) 「事業承継」の段階においては、三重県版経営向上計画による経営の磨き上げの支援、事業承継支援資金等による資金繰り支援、包括協定を締結した事業者と連携した支援などに取り組みます。 (3) 「ポスト承継」の段階においては、国の助成制度も活用しながら、後継者の経営革新による成長・発展の支援に取り組みます。 (4) 「ええとこやんか三重移住相談センター」とも連携し、後継者を求める個人商店など小規模事業者と、「起業」「継業」に関心のある移住希望の若者のマッチング支援に取り組みます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (観光産業の振興) (2) 平成 29 年の観光消費額は、前年より 354 億円増の 5,273 億円となり、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度である 31 (2019) 年度目標の 5,000 億円を達成した。しかし、一方で県内の延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数及び観光客満足度は、前年実績を下回る数値となり、目標を達成できなかった。 このため、「三重県観光振興基本計画」に基づき、市町、県民、観光関連事業者及びDMO等と連携して、効果的な魅力の発信や周遊・滞在型観光の定着に取り組むことで、県内の宿泊者数を増やすなど、観光消費額の増加に取り組まされたい。 (観光政策課、観光魅力創造課、海外誘客課)
講じた措置 平成 30 年度 1 実施した取組内容 国内外の来訪者から何度でも訪れたい観光地として三重が選ばれるとともに、観光関連産業を三重県経済をけん引する産業の一つとして確立させるため、「三重県観光振興基本計画 (平成 28 年度～31 年度)」にて「観光消費額」を主たる目標に掲げ、宿泊者の増加など、観光消費額を伸ばす取組を実施しました。 (1) 官民一体で設置した「みえ観光の産業化推進委員会」において観光の産業化に向けた取組を進めました。本県の魅力の一つである「食」をテーマにした「みえ食旅パスポート」を前年度から引き続き実施し、観光客の周遊促進と消費拡大を図りました。地域連携DMOである(公社)三重県観光連盟と連携しマーケティングデータの収集・分析及びウェブサイトアクセス解析を進めるなど、全県DMO機能の構築と持続可能な観光地域づくりに取り組みました。 (観光魅力創造課) (2) 増加する個人の外国人旅行者 (F I T) に向け SNS 等による情報発信やゴルフツーリズムの推進にも取り組みました。 (海外誘客課) (3) 国際会議等 M I C E 開催地としての三重のブランドイメージを確立し、M I C E を本県インバウンドの新たな柱とするため、補助金などのツールを生かした誘致促進や、営業委託による県外でのセールス、職員による大学への営業活動等に取り組みました。 (M I C E 誘致推進監) 2 取組の成果 (1) 観光庁の宿泊旅行統計調査 (速報値) によると、平成 30 年 1 月から 12 月までの県内延べ宿泊者数は約 883 万人で対前年比 106.2%、外国人延べ宿泊者数は約 36 万人で対前年比 107.2%と増加しました。 (観光政策課) (2) 「みえ食旅パスポート」の平成 31 年 2 月末時点の発給数は、企業や地域の事業者等とのコラボ版パスポートと合わせ 52 万部に達し、31,000 件以上の応募がありました。 (観光魅力創造課) (3) 新たに海外向け三重県観光ブランドロゴとキャッチフレーズ “「M I E, Once in Your L i f e t i m e」 (一生に一度は訪れたい三重県)” を定め、三重県初となる観光ブランディングキャンペーンとして、インスタグラムでの『#V I S I T M I E キャンペーン』を実施しました。キャンペーンを通じて、海外に向けた三重県の観光ブランドを高めるとともに、オール三重で本県観光の魅力発信を加速させ、キャンペーン期間中 (9 月 26 日から 3 月 3 日まで) に約 15,500 件の投稿がありました。また、国内初となる「I A G T O 第 1 回日本ゴルフツーリズムコンベンション」が開催され、海外の 24 か国・地域から 52 の旅行会社等が来県し、三重県内のゴルフ場や観光地の視察及び国内 51 事業者とのゴルフツアー造成に向けた商談が行われました。 (海外誘客課) (4) 平成 30 年は、2,000 人規模の「第 48 回日本心臓血管外科学会学術総会」や約 4,600 人と過去最大の参加者となった「第 9 回日本プライマリ・ケア連合学会学術大会」等の大規模国際会議が開催されるとともに、サミット後では県内 2 件目、志摩市では初となる政府系国際会議「第 16 回日 A S E A N 次官級交通政策会合」が開催されるなど、目標 5 件に対して 16 件の年間実績となりました。 (M I C E 誘致推進監) 平成 31 年度以降 (取組予定等) (1) 日本を訪れる外国人旅行者の増加やミレニアル世代の台頭、デジタルマーケティング導入の重要性の高まりに対応するため、国内及び国外の三重県への観光旅行者に楽しんでもらいながらデータを収集する仕組みを構築し、データに基づく、より戦略的な観光マーケティング活動につなげる P D C A サイクルを確立するとともに、インバウンドの拡大を図るために、SNS を活用した客が客を呼ぶサイクルを生み出す情報発信を充実化します。 (観光魅力創造課、海外誘客課) (2) 「みえ観光の産業化推進委員会」を中心に、「みえ食旅パスポート」の実施等により得られた、「三重ファン」の再来訪促進と大都市圏等からの宿泊促進に向けた取組を展開し、地域の“稼ぐ力”を引き出すことで、観光の産業化を推進します。 (観光魅力創造課) (3) 県外へのセールスをより強化するとともに、補助制度を効果的に活用し、首都圏などで開催されている国際会議の三重県への誘致に取り組みます。また、ユニークベニューの活用にもさらに積極的に取り組みます。 (M I C E 誘致推進監)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 公文書の開示において、原本により開示すべきところ、写しにより開示を行っていた。 (雇用対策課)
- (2) 平成 27 年度障がい者雇用促進企業登録申請に係る事務処理が行われていなかった。 (雇用対策課)

講じた措置

1 実施した取組内容

- (1) 情報公開課と連携し、雇用対策課全員を対象として、情報公開に関する研修を実施しました。 (雇用対策課)
- (2) ・三重県公文書管理規程に基づき、外部からの文書収受を文書主任が行い各班長に渡すことを徹底しました。
・コンプライアンス・ミーティングにおいて、不適切事務を題材とした研修を実施するとともに、事務処理が遅れている職員に対しては、O J Tにより上司等が積極的な助言・指導を行いました。 (雇用対策課)

2 今後の方針（取組予定等）

- (1) 情報公開の実施に際して、文書主任を初めとして複数者により事務手続き等について協議・確認を行うことを徹底します。 (雇用対策課)
- (2) ・定期的（1週間に1回程度）に班内でミーティングを行い、スケジュール管理表により事務・事業の進捗確認を行います。
・業務スケジュール表により、上司が職員の事務処理状況を的確に把握し、処理漏れの無いよう努めます。 (雇用対策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 29 年度末現在 3, 222, 524, 752 円あった。 (雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課) ② 債権処理計画の回収目標が達成されていないものがあつた。 (雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) ア ①② (a) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 現時点で未収金の残っている 2 件のうち 1 件については、和解が成立しているためその和解条項に基づき、他 1 件については納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めており、今年度も引き続き電話での督促に加え、債務者宅へ赴き、直接面談を行うなど訪問督促も実施しました。 目標額の設定については、債務者から提出された納付誓約書に基づくほか、和解案件については、履行期限までに完納できるよう、残額と支払期限までの残り月数を勘案して設定し、電話督促や訪問督促により計画的な債権回収に努めました。 (雇用対策課) (b) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求債権 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき、平成 27 年 3 月 27 日に徴収停止措置をとっています。徴収停止措置をとった日から 3 年経過してもなお徴収停止事由に該当している場合、同条例に基づく債権放棄の要件に該当するため、再調査を行ったところ、引き続き徴収停止事由に該当していることを確認したことから、債権放棄を行いました。 (雇用対策課) (c) 地域人づくり事業委託返還金 提出のあった支払計画に基づき、確実に納付がなされるよう、債務者に対して電話により催告を実施しました。平成 30 年 10 月末の納付により、債権全額を回収しました。 (雇用対策課) (d) 中小企業高度化資金 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。 さらに、高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を行いました。 (中小企業・サービス産業振興課) (e) 中小企業設備近代化資金 適切に回収目標の設定を行うとともに、債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。なお、当該貸付金については、新規貸付を行っておらず、新たな未収金は発生していません。 (中小企業・サービス産業振興課) (f) サンアリーナ使用料 平成 30 年 11 月、配達証明郵便にて催告状を送付し、債務者に対する催告を行いました。債権回収はできませんでした。また、同月に金融機関に対し、債務者の預金照会を行いました。回収コストに見合う財産を確認できませんでした。 (観光政策課) ※意見②の債権処理計画の目標未達成については(a)、(e)、(f)が対象となります。 2 今後の方針(取組予定等) (1) ア ①② (a) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 今後も、定期的に電話や訪問による督促等を行い、納入が滞らないよう管理していきます。 (雇用対策課) (b) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求債権 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき、議会に報告を行います。 (雇用対策課) (c) 地域人づくり事業委託返還金 平成 30 年 10 月末の納付により、債権全額を回収しました。 (雇用対策課)

(d) 中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を行います。具体的には、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。

正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行い経営改善の取組を支援していきます。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。

回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めています。
(中小企業・サービス産業振興課)

(e) 中小企業設備近代化資金

引き続き、債権回収会社であるサービサーに債権の管理・回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。
(中小企業・サービス産業振興課)

(f) サンアリーナ使用料

今後も定期的に催告を行うとともに、回収コスト等を十分に考慮しながら財産調査などの対応を進め、収納未済額の削減に努めます。
(観光政策課)

※意見②の債権処理計画の目標未達成については(a)、(e)、(f)が対象となります。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 現金納付されたイベント参加費の金融機関への収納処理が遅延していた。 (雇用対策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) イ ① 課内のコンプライアンス・ミーティング等において、収入事務に関する注意喚起を行い、適正な会計事務の執行を徹底するよう職員に周知しました。 (雇用対策課) 2 今後の方針 (取組予定等) (1) イ ① 課のミーティング等において、収入事務に関する注意喚起を行うことで、適正な会計事務の執行につなげていきます。 (雇用対策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【三重県北米経済交流ミッション派遣事業業務委託】 ・契約保証金を免除した決裁の添付書類が不十分であった。 ・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がされていなかった。 ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。(国際戦略課) ② 【航空宇宙産業海外連携事業業務委託】 ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。(ものづくり・イノベーション課) ③ 【米国旅行博出展等委託業務】 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者及び作業場所等の書面での報告がされていなかった。(海外誘客課) ④ 【委託訓練（離職者対象）事業実施業務（パソコンキャリアアップ科）】 ・出納局事前検査を受けていなかった。(津高等技術学校) ⑤ 【委託訓練（離職者対象）事業実施業務（パソコンビジネス科）】 ・出納局事前検査を受けていなかった。(津高等技術学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 (2) ア ① 指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏等の無いよう課内で注意喚起を図りました。(国際戦略課) ② 指摘のあった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏等の無いよう課内で注意喚起を図りました。(ものづくり・イノベーション課) ③ 個人情報保護責任者、作業従事者及び作業場所等の書面での報告がそもそも必要なかを確認した上で契約を締結するとともに、それらを契約書に定めた場合は、確実に報告がなされるよう周知徹底し、再発の防止に努めました。(海外誘客課) ④⑤ 委託訓練の事業担当と契約担当の役割が明確でなく、事前検査を受けるタイミングについて双方が失念していたことが原因であったため、一連の事務の流れを事業担当と契約担当の事務分担について整理し、事前検査を受ける時期を双方で確認しました。 また、事前検査を受ける時期を明記したスケジュール表を作成したため、今後はその実施について事業担当と契約担当の双方で確認していきます。(津高等技術学校) 2 今後の方針（取組予定等） (2) ア ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。(国際戦略課) ② 引き続き、契約書に記載の提出書類についてチェックリスト等を作成し十分な確認を行い、適切な事務処理に努めます。(ものづくり・イノベーション課) ③ 引き続き、個人情報保護責任者、作業従事者及び作業場所等の書面での報告がそもそも必要なかを確認した上で契約を締結するとともに、それらを契約書に定めた場合は、確実に報告がなされるよう周知徹底し、再発の防止に努めます。(海外誘客課) ④⑤ 平成 29 年度は事前検査を受けており、今後もスケジュール表を作成し、それに従って取り組んでいきます。(津高等技術学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金 ① 【中小企業連携組織対策事業費補助金】 ・履行確認の記録がなかった。 (中小企業・サービス産業振興課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (2) イ ① 履行確認の記録について、複数職員で記録すべき事項を確認し、再発防止に努めました。 (中小企業・サービス産業振興課) 2 今後の方針 (取組予定等) (2) イ ① 上記の取組を定期的 to 実施することにより、引き続き再発防止に努めます。 (中小企業・サービス産業振興課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ その他の支出事務 ① 資金前渡払いにおいて、履行確認の記録がなかった。 (雇用対策課) ② 記念品代等についての支払事務が行われず、未払いとなっていた。 (雇用対策課) ③ 会場借上げ料等について、執行伺いを作成せず、私費で支払っていた。 (雇用対策課) ④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が1件あった。 (工業研究所) ⑤ 指定金融機関で扱えない払込書で支出命令を行ったことにより歳出戻入を行っていた。 (津高等技術学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 (2) ウ ① 領収書を経理担当に提出する際に検収印を押印することを職員に周知徹底しました。 (雇用対策課) ② 請求書については、課の文書主任から各班長を経由して、担当職員に手渡すとともに、その処理については、漏れないよう声かけを行いました。 (雇用対策課) ③ 各事業における予算措置に応じた経費の執行状況を事業の進捗状況とともに一覧にして、職員同士が把握・見える化を図りました。 (雇用対策課) ④ 再発防止を図るため注意喚起を行うとともに、正副担当者による声かけや複数の職員によるチェック体制の強化など適正な事務処理の徹底を図りました。 (工業研究所) ⑤ 債権者から送付された払込書が指定金融機関で扱えないコンビニエンスストア用のものであったが、担当者が保管していたため気付かず、当日になって判明したことが原因のため、その後は払込書を複数の職員で確認することで、再発防止に努めました。 (津高等技術学校) 2 今後の方針 (取組予定等) (2) ウ ① 資金前渡払いの案件については、定期的な財務システムを利用したチェックを行い、履行確認の漏れがないよう努めます。 (雇用対策課) ② 今後も、受理した請求書について遅滞なく適正な事務処理に努めます。 (雇用対策課) ③ 今後も、執行伺い、契約、支払いといった経理事務の進捗状況を複数の目でチェックすることで、適正な事務処理に努めます。 (雇用対策課) ④ 引き続き、入札事務誤りの防止を図るなど適正な事務処理の徹底に努めます。 (工業研究所) ⑤ 複数の職員による確認等のチェック体制の強化により、適切な事務処理を図っていきます。 (津高等技術学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 自動販売機設置場所貸付に係る公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。（工業研究所） ② 自動販売機設置場所貸付に係る管財課長への報告が行われていなかった。（工業研究所）
講じた措置
1 実施した取組内容 (3) ア ①② 課内職員に適正な事務処理について周知を図るとともに、財産管理が適正に行われるようダブルチェックの徹底などチェック体制の強化を図りました。（工業研究所） 2 今後の方針（取組予定等） (3) ア ①② 引き続き、公有財産の管理業務について適正な事務処理の徹底に努めます。（工業研究所）

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 （河川堆積土砂対策の推進） (1) 河川の堆積土砂対策は、流下能力が回復し、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、関係市町や農林水産部と情報を共有しながら、河川維持事業のほか、民間事業者の砂利採取を活用するなど取り組んでいるところであり、平成 29 年度末の堆積土砂は、前年度末から約 58 万 m³撤去したことにより、177 万 m³（推計値）となった。 しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、近年頻発する豪雨等により、ひとたび洪水災害が発生すれば、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、引き続き治水安全上の優先度等を十分検討し、着実に堆積土砂対策を進められたい。 （河川課）
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 30 年度においても、通常の降雨により堆積した土砂は河川事業により、異常出水で堆積した土砂は災害復旧事業により撤去を行いました。 これに加えて、砂利採取を活用して、河川堆積土砂の全体量の減少に取り組みました。 また、河川への土砂の流出を低減するうえで、土砂の発生抑制対策が重要であることから、農林水産部が上流域で実施する森林整備事業において、下流河川の堆積状況を考慮した箇所となるように連携して取り組みました。 2 取組の成果 平成 30 年度は、河川事業により約 9 万 m³、砂利採取の活用により約 24 万 m³の堆積土砂を撤去する見込みです。これに加えて、平成 29 年度の異常出水に伴う堆積土砂については、災害復旧事業により約 32 万 m³を撤去する見込みです。（実績は 5 月に集計予定） また、農林水産部が所管する「災害に強い森林づくり推進事業（みえ森と緑の県民税）」の平成 30 年度実施候補箇所の選定にあたり、河川の状況を考慮して調整した結果、全 29 事業箇所のうち、下流河川への効果が見込まれる 11 箇所について、事業を実施しています。 さらに、これまでの堆積土砂撤去実績と当該年度の撤去箇所について、河川課及び各建設事務所のホームページにて段階的（公表時期：7 月、12 月、1 月）に公表しています。
<u>平成 31 年度以降（取組予定等）</u> 今後も、河川パトロール等により河川内の堆積土砂及び雑木等の状況確認を行い、河川管理上、優先度の高い箇所を市町と協議を行い、堆積土砂の撤去及び河川内の雑木の伐採を進めていきます。 また、平成 30 年 9 月に上陸した台風 21 号等の影響により堆積した土砂については、平成 30 年度に引き続き災害復旧事業で撤去する予定です。 さらに、引き続き、農林水産部と情報共有を行い、土砂の発生抑制対策を促進していきます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (土砂災害警戒区域の指定) (2) 土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域の指定が行われており、平成 29 年度末の指定率については、前年度末の 52.1%から 63.6%まで改善したが、全国平均を大きく下回っている。 現在、平成 31 (2019) 年度末までに、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所の基礎調査を完了させることをめざして作業が進められているが、引き続き、市町と連携しながら着実に区域指定を進められたい。 (防災砂防課)
講じた措置
平成 30 年度 1 実施した取組内容 基礎調査については 11 市 5 町（桑名市、いなべ市、四日市市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、熊野市、度会町、南伊勢町、大紀町、御浜町、紀宝町）において、新たに 2,442 箇所の調査を実施しました。 また、区域指定については 12 市 6 町（桑名市、いなべ市、四日市市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、熊野市、菰野町、度会町、大紀町、南伊勢町、御浜町、紀宝町）において、土砂災害警戒区域 2,211 箇所、土砂災害特別警戒区域 1,972 箇所を新たに指定しました。 2 取組の成果 平成 30 年度の取組により、県内における基礎調査の実施数は 14,437 箇所（進捗率 89.1%）になり、土砂災害警戒区域の指定数は 12,524 箇所（指定率 77.3%）になりました。
平成 31 年度以降（取組予定等） 土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を平成 31 年度末までに完了させるとともに、引き続き関係する市町と連携のうえ着実に区域指定を進めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 29 年度末現在 28,376,614 円あり、前年度と比べて 3,968,613 円増加していた。 (公共用地課、住宅政策課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所) ② 債権処理計画の回収目標が達成されていないものがあった。(道路管理課、河川課) ③ 督促状の発付が遅延しているものがあった。(松阪建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①～② a 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。 【案件 1】 ・ 県と債務者が平成 8 年度に締結した県単道路改良事業のために取得する土地の売買契約について、債務者が根抵当権抹消登記義務を履行しなかったため、県が抹消登記を代行し、これに要した費用について支払いを求めてきました。 ・ 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行った結果、平成 20 年度には債権の一部を回収しました。 ・ しかしながら、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体はありません。 ・ 債務者である法人の代表者に対して、営業再開の意思の有無を確認しましたが、営業再開の意思がなく、また、債務者の財産調査を行いました、未収金に充当できる財産は確認できなかったため、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第 11 条第 1 号の規定により、平成 28 年 2 月 2 日に徴収停止を行いました。 ・ 以降、債権者の財産調査等を年 1 回行うこととし、平成 30 年度においても、債務者である法人の代表者への営業再開の意思確認及び債務者の財産調査を行いました。 ・ 債権の徴収停止後 3 年を経過後、財産調査等を行った結果、債務者である法人の代表者に対して営業再開の意思の有無を確認しましたが、営業再開の意思はなく、また、債務者の財産調査を行いました、未収金に充当できる財産は確認できませんでした。 ・ 債権の徴収停止後 3 年を経過した場合においても、法人である債務者が事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるときは、債権を放棄することができると規定する三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第 14 条第 1 項第 1 号に基づき、債権放棄を行いました。 【案件 2】 ・ 当債権は、一般国道 23 号線(中勢バイパス)工事に支障となる建物を義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、平成 21 年度に起業者(国土交通省)から県知事に対して行政代執行を実施するよう請求がなされ、県は平成 22 年度に行政代執行を実施し、代執行に要した費用の納付命令及び督促状を発付しましたが、納付がなかったため収入未済となったものです。 ・ 平成 27 年度に滞納者の財産を差押えて公売を実施しましたが、入札者がなかったため、平成 28 年 3 月に差押えを解除し、他に財産もないため滞納処分の執行を停止しました。平成 28 年度、平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度も財産調査等を行うとともに自主納付を促しましたが、滞納者の財産状況に変化は見られないため、執行停止を継続し、3 年を経過した平成 31 年 3 月に国税徴収法第 153 条第 4 項の規定により債権は消滅しました。(公共用地課) b 新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間や休日での督促のほか、滞納が解消されないまま県外に住んでいる債務者や連帯保証人への滞納整理などを行いました。 滞納整理を目的に居所調査や財産調査を行うとともに、長期滞納者に対し未納家賃等の支払いに係る訴えの提起など法的措置を実施しました。特に前年度と比べて増加した未収金については、改めて債務者や連帯保証人と交渉を重ね、分納誓約書を締結して確実に履行されるよう債権を管理しました。 上記の取組の結果、収入未済額が平成 29 年度末現在 19,814,012 円ありましたが、平成 31 年 3 月末現在の過年度収入未済額は、15,851,435 円に縮減しました。 また、平成 30 年度債権処理計画の目標額(県営住宅使用料等) 3,326,566 円に対し、平成 31 年 3 月末現在の実績額は 3,962,577 円であり、目標は達成できました。(住宅政策課) c 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。 平成 30 年度当初時点での滞納者に対して、督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘

り強く未収金の徴収に努めました。

平成 30 年 5 月 11 日、道路管理課及び河川課が合同で担当者会議を開催し、未収金対策の取組について説明を行いました。

全庁的に実施された「三重県債権管理マニュアル」に基づく徴収月間に合わせ、平成 30 年 12 月を未収金解消のための徴収強化月間とし、滞納者への電話催告、訪問、預金調査などを実施し債権回収に努めました。
(桑名建設事務所、四日市建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、道路管理課、河川課、港湾・海岸課)

収入未済額が平成 29 年度末現在 2,428,234 円ありましたが、平成 31 年 3 月末現在の過年度収入未済額は、2,187,278 円に縮減しました。

(桑名建設事務所、四日市建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所)

平成 30 年度債権処理計画の目標額 2,097,659 円に対し、平成 31 年 3 月末時点の実績額は、211,956 円であり、粘り強く未収金の徴収に努めましたが、目標の達成はできませんでした。

(道路管理課、河川課、港湾・海岸課)

- ③ 納期限前後に明確な納付意志を示すなど個別状況を勘案し、督促状発付を一時留保した河川使用料 2 案件について、結果的に所在不明及び資金不足の事由に陥ったため納付に至らず、遅れて督促状を発付したものです。

納期限を経過した未納案件については、河川法第 74 条第 1 項及び「預貯金債権滞納処分要領」等に基づき、理由の如何によらず、納期限後 20 日以内の督促状発付を徹底します。

また、財務システムの収納状況照会により進捗管理を行っています。

(松阪建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

①～②

- b 平成 30 年度と同様、新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間や休日での督促のほか、滞納が解消されないまま県外に住んでいる債務者や連帯保証人への滞納整理などを引き続き行っていきます。

また、滞納整理を目的に居所調査や財産調査を継続して行うとともに、法的措置を念頭に長期滞納者への最終催告を行っていきます。

(住宅政策課)

- c 引き続き、収入未済額の縮減に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時等に債務者へ制度周知の徹底を行うなど、発生防止に向けた取組や預金差押えを進めていきます。

(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、道路管理課、河川課、港湾・海岸課)

- ③ 上記取組を確実に実施していくことにより、引き続き未収金の解消に取り組んでいきます。

(松阪建設事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延しているものがあった。 (県土整備財務課) ② 財務会計システムへの現金受入日の入力誤りがあった。 (四日市建設事務所) ③ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延しているものがあった。 (松阪建設事務所) ④ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延しているものがあった。 (伊勢建設事務所) ⑤ 継続している河川使用料に係る調定日に誤りがあった。 (熊野建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 情報公開文書複写料については、金曜日の金融機関窓口が終了してから受領したものであり、翌開庁日の月曜日に金融機関に収納処理を行うべきところを、火曜日に収納したものです。 金融機関の時間外に現金納付があったことの情報共有が十分でなかったことから、翌開庁日に確実に収納できるよう、金庫管理簿等を使用して、担当者をはじめ複数人によるチェックの強化に努めました。 (県土整備財務課) ② 情報公開文書複写料について、財務会計システムで現金収納票を作成する際、受入日を誤って入力した事案です。調定の決裁時に、手書領収書と現金収納票の写しを添付し、現金受入日について複数の職員でチェックするとともに、以降、毎月の月初めに前月分の現金日計表を複数の職員で確認することにより再発防止に努めました。 (四日市建設事務所) ③ 情報公開文書複写料については、金曜日の金融機関窓口への払込以降に受領したものであり、翌開庁日の月曜日に金融機関に収納処理を行うべきところを、火曜日に収納したものです。 収納金の件数、金額、金融機関払込日、金庫への保管状況を記録する収納金確認表を作成し、複数の職員により収納金の処理状況の確認を行うこととしました。 (松阪建設事務所) ④ 情報公開文書複写料については、金曜日の金融機関窓口が終了してから受領したものであり、翌開庁日の月曜日に金融機関に収納処理を行うべきところを、火曜日に収納したものです。 収納処理の遅延が発生しないよう、複数の職員によるチェック体制の強化を図るとともに、金庫付近の見やすい場所に、確認を忘れないように表示をしました。 (伊勢建設事務所) ⑤ 継続した河川占用に係る使用料については、会計規則運用方針(第13条関係8イ)において、月の初日を調定日とすると規定されているところ、誤って直近の開庁日(4月3日)に調定していたものであることから、会計規則について改めて関係職員に周知しました。 (熊野建設事務所) 2 今後の方針(取組予定等) ①～⑤ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【平成 29 年度石樽トンネル自家用電気工作物保安管理業務委託】 ・契約準備行為における見積依頼通知において「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 (桑名建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 年度当初から履行が必要な契約であったため、予算発効日前に準備行為を行いました、「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨を起案文及び調達説明書に記載していませんでした。そのため、職員に手続きの周知を行い、平成 30 年度からは、同様の案件に対しては記載をしています。 (桑名建設事務所)
2 今後の方針（取組予定等） 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (桑名建設事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果

2 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 公共工事

① 【二級河川井戸川 県単災害関連（護岸工）工事その 26】

- ・総合評価方式の技術提案等の履行確認手続きについて、履行確認方法一覧表の提出が遅延していた。
- ・総合評価方式の技術提案等の履行確認手続きについて、技術提案等履行確認書が作成されていなかった。
(熊野建設事務所)

② 【一般国道 309 号 公共土木施設維持管理（側溝整備）工事】

- ・施工体制点検チェックリストが設計図書に添付し、保存されていなかった。
- ・工事打合簿について、発注者の処理・回答欄に必要事項の記載がないものがあった。
- ・軽微な設計変更が生じた際に、建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知が行われていなかった。
(熊野建設事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

①

・当該工事においては、受注者は、「県内企業による施工」に関する履行確認一覧表を契約日から 14 日以内に提出することとなっているが、契約日から 14 日を超えて提出されており、監督員も気が付いていませんでした。

このため、受注者に適正に事務処理を行うよう周知徹底を図るとともに、担当課長が総合評価方式の技術提案についての情報を持っているものの、監督員に対して情報の提供を十分に行っていなかったことも原因のひとつであり、今後は、各工事の契約締結時に担当課長から監督員に対し、履行確認が必要であること及び履行確認一覧表を確実に期限内に提出させることを徹底しました。

・監督員は「県内企業による施工」に関し、施工体制台帳による確認を行えば、受注者が作成する技術提案等履行確認書は不要であると認識していたため、その作成を求めませんでした。

今後は、監督員に対し、履行確認には履行確認書の提出が必要であることと、履行確認書を受注者に提出させるよう周知徹底しました。
(熊野建設事務所)

②

・施工体制点検は適正に行っていましたが、工事完成時の書類整理の過程でチェックリストを設計図書に添付することを失念していました。このため、完成報告の決裁時において、添付漏れがないか、複数の職員によるチェックを徹底するなど点検体制を強化しました。

・受注者から提出された工事打合簿（2 部作成）について、受注者に返却した 1 部の打合簿には、必要事項（処理区分、日付、監督員名）を記載していましたが、発注者保管のもう 1 部の打合簿には、必要事項の記載が漏れていました。このため、2 部とも同様のものを作成し、記載漏れがないように監督員に周知徹底しました。

・軽微な設計変更が生じた際には、建設工事設計変更要領に基づき決裁と受注者への通知について、監督員に周知徹底するとともに、設計変更に係る指示書等の決裁と同時に、軽微な設計変更の伺いの決裁をとることとしました。
(熊野建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

① 総合評価方式の案件については、担当課長が、監督員に対し、履行確認が必要である旨を監督命令書に明記し、監督員は様式の提出が必要であることを確認するよう徹底します。
(熊野建設事務所)

② 同様の事案が再度発生しないように、各職員間でのチェック、決裁者の十分な確認を徹底します。
(熊野建設事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 旅費 ① 【地質調査研修】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (桑名建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 県外出張の復命について、総合文書管理システムにて起案を行いましたが、決裁後の登録を失念していたため、件名目録に反映されていませんでした。今後は、起案文書の決裁を受けた場合はシステムに処理状況をその都度必ず入力するよう職員に周知しました。 (桑名建設事務所)
2 今後の方針（取組予定等） 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (桑名建設事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ その他の支出事務 ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止が1件あった。(技術管理課) ② 光熱水費の支出額誤りにより歳出戻入を行っていた。(四日市建設事務所) ③ 修繕料の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(四日市建設事務所) ④ 差押えされた工事費に係る債権者及び債権額の解釈誤りにより歳出戻入を3件行っていた。(四日市建設事務所) ⑤ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が1件あった。(鈴鹿建設事務所) ⑥ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が1件あった。(津建設事務所) ⑦ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が1件あった。(松阪建設事務所) ⑧ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が1件あった。(志摩建設事務所) ⑨ 工事請負費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(尾鷲建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 仕様書と入札内訳書の記載に齟齬があり、開札後に入札を中止したことから、入札に係る書類の作成にあたっては電子調達チェックリスト等を活用するとともに、複数の職員による決裁過程での確認を徹底し、再発防止に努めました。(技術管理課) ② 道路施設(街路灯)の電気料金の支払いにおいて、請求金額「3,177円」を「3,117円」と誤認し払込書払の手続きにより支出したところ、指定金融機関(百五銀行)から指摘され歳出戻入を行った事案です。 以降、支出金額の入力誤りがないように決裁時に入念なチェックを徹底し、また請求書受領時に作成した一覧表で、支出命令時に請求金額を確認することにより再発防止に努めました。(四日市建設事務所) ③ 公用車の修繕料の支払いにおいて、債権者からの請求書が二重で発行されていたことの確認が不十分であったことから誤って二重払いをした事案です。 以降、執行何と支出命令を複数の職員によるチェックを徹底するとともに、請求書受領時に作成した一覧表で、請求内容を確認することにより再発防止に努めました。(四日市建設事務所) ④ 差押債権にかかる工事請負費の支払いにおいて、債権者(差押執行者)と調整をしたうえで支払い手続きを進めたところ、債権の受取人についての解釈に誤りがあることが判明したため支出命令の取消が必要となったが、判明した時期が支払日の前日であったため、指定金融機関(百五銀行)から歳出戻入を行った事案です。 これを受け、差押債権の内容について、債権者(差押執行者)との間で認識の相違がないように十分確認をしたうえで、適切な支払い処理を行いました。(四日市建設事務所) ⑤ 公告時に公表した最低制限価格に対する説明(「最低制限価格の設定について」)が不明瞭であったことが開札後に判明し、最低制限価格を誤って算出される恐れがあったことから入札を中止したものであり、説明内容を明確化するとともに、複数の職員による確認を徹底しました。(鈴鹿建設事務所) ⑥ 内訳書を必要とする物件入札を実施したが、内訳書の単位や数量の記載に不備があったため入札を中止したことから、案件により内訳書の要否を明確にするとともに、複数の職員による決裁途中での確認を徹底し再発防止に努めました。(津建設事務所) ⑦ 物件等の発注にかかる地域要件の誤りにより入札を中止したことから、物件調達時に契約の種類及び金額別に確認すべきチェックリストを作成し、そのチェックリストを起案に添付することで、複数の職員により発注要件の確認を徹底し、再発防止に努めました。(松阪建設事務所) ⑧ 最低制限価格の算定誤りにより入札を中止したことから、算定内容について複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。(志摩建設事務所) ⑨ 尾鷲港(第3岸壁)港湾維持修繕工事に係る工事請負費において、設計積算システムのプログラム誤りによる過大積算があったことから、過払分について歳出戻入を行っています。設計積算システムの最新情報の確認、積算基準の確認を徹底し、再発防止に努めました。(尾鷲建設事務所) スライド条項の適切な運用について地域機関の職員に再周知の徹底を行うとともに、設計積算システムのプログラム改善を行うことで再発防止に努めました。(技術管理課) 公共事業調達に関する入札中止への対応として、入札中止事案の内容や原因、対応策などを県土整備部内で共有することで、再発防止に努めています。(技術管理課) 2 今後の方針(取組予定等) ①～⑨ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 行政財産の目的外使用について、公有財産使用許可（貸付）台帳に整理されていなかった。(桑名建設事務所) ② 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告が行われていなかった。(桑名建設事務所) ③ 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。(桑名建設事務所) ④ 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。(四日市建設事務所) ⑤ 行政財産の目的外使用について、公有財産使用許可（貸付）台帳に整理されていなかった。(鈴鹿建設事務所) ⑥ 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告が行われていなかった。(鈴鹿建設事務所) ⑦ 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。(鈴鹿建設事務所) ⑧ 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。(津建設事務所) ⑨ 行政財産の目的外使用について、公有財産使用許可（貸付）台帳に整理されていなかった。(松阪建設事務所) ⑩ 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告が行われていなかった。(松阪建設事務所) ⑪ 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。(伊勢建設事務所) ⑫ 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。(伊賀建設事務所) ⑬ 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。(熊野建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①②⑤⑥⑨⑩ 公有財産規則を再確認し、公有財産使用許可（貸付）台帳への記載及び管財課長への報告を行いました。 また、上記事例について、関係職員に周知を行い、公有（行政）財産の目的外使用許可における必要な事務手続とその関係規則の再確認を行いました。(桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所) ③ 2件は同一日に同一の穴が路面に開いていたことが原因で発生した事案であり、事故後は直ちに事故現場の舗装修繕を行いました。また、道路パトロール担当者に事故内容を周知するとともに、同様の箇所の点検を行い穴等の発生を未然に防止するための応急補修等を実施しています。(桑名建設事務所) ④ 3件のうち2件は、側溝のグレーチング蓋が跳ね上がったことにより発生した事案であり、事故後、固定方法の改良を実施し、残りの1件は、道路の陥没により発生した事案であることから、速やかに事故現場の舗装修繕を行いました。また、道路パトロール担当者に事故内容を周知するとともに、同様のグレーチング蓋の点検、陥没発生直後には、重点的に路面状況の点検を行いました。(四日市建設事務所) ⑦ 路肩に穴が開いていたことが原因で車両を損傷した事案であり、事故後は直ちに事故現場の舗装修繕を行いました。また、狭小幅員であると思わずに通行したことも損傷の要因であったため、「この先狭小幅員」という路面標示を行い、通行車に対する注意喚起を行いました。(鈴鹿建設事務所) ⑧ 道路上に垂れ下がった木枝により、フロントガラス及び左サイドミラーを損傷した事案であり、原因の木枝を除去しました。また、再発防止のため、パトロールにおいて点検を強化しました。(津建設事務所) ⑪ 落石及び倒木が原因で発生した事案であり、事故発生現場の再点検を行い、再発防止のため法面状態の確認と浮石の撤去、枯れ枝の除去を行い、道路パトロールの強化と道路の計画的な維持修繕に努めました。(伊勢建設事務所) ⑫ アスファルトが剥離し、路面の陥没が発生した事案であることから、舗装修繕工事を実施するとともに、改めて、日常の道路パトロールにおける路面状況の確認を徹底しました。(伊賀建設事務所) ⑬ 落石によって発生した事案であり、現地法面上部において落石が発生しないように、危険な石などを撤去するとともに、道路パトロールを強化しました。(熊野建設事務所) 2 今後の方針（取組予定等） ①②⑤⑥⑨⑩ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。(桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所) ③④⑦⑧⑪⑫⑬ 同様の事案が発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持管理に努めます。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、熊野建設事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失（損傷） ① ドローンの損傷（損害額 111,600 円） （熊野建設事務所）
講じた措置
1 実施した取組内容 切り立った崖崩れ現場で、張り出した木の枝とドローンの遠近感が掴め無いまま操縦を行ったことにより発生した事故であり、操縦が困難な箇所での不慣れな操作が原因でした。 以降、事故内容を周知し操縦困難な箇所でのドローンの使用を抑えるとともに、ドローン操縦者の操作技術向上のため広く安全な場所で訓練を行いました。 （熊野建設事務所）
2 今後の方針（取組予定等） 操縦困難な箇所でのドローンの使用を抑えるとともに、操縦者は一層の注意を払い慎重に操縦し、見張り員はドローンのより近くで安全確認を行うことで、今後同様の事故を起こさないように努めます。 （熊野建設事務所）

部局名 県土整備部

2 今後の方針（取組予定等）
同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知の徹底を行い、適切な財産管理に努めます。
(鈴鹿建設事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4,694 筆、1,265,655.05 ㎡ある。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 平成 28 年度に策定した過年度未登記土地の処理方針(平成 29 年 3 月 1 日施行)及び平成 29 年度以降の過年度未登記土地の処理に係る取組計画に基づき、「処理可能なもの」について優先的かつ積極的に未登記処理を行いました。 (1) 処理目標数及び取組成果 45 筆を年間処理目標に定め、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理に取り組んだところ 59 筆を処理しました。(平成 31 年 3 月現在) (2) 毎月の処理状況の把握 月毎の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。 (3) 未登記担当者会議 各建設事務所担当者を集め、年 3 回開催し、意見交換や情報共有を行いました。 2 今後の方針(取組予定等) 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理方針等に基づいて、処理可能な案件から優先的かつ積極的に未登記処理に取り組みます。 平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間で 450 筆と定められた取組計画の処理目標に基づき、毎年 45 筆の未登記処理を進めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故 (物損額：県 414,760 円)	(道路企画課)
② 物損事故 (負担割合：県 80%、相手 20%) (物損額：県 361,014 円、相手 178,368 円)	(鈴鹿建設事務所)
③ 物損事故 (負担割合：県 10%、相手 90%) (物損額：県 75,616 円、相手 83,431 円)	(津建設事務所)
④ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (治療費等：示談中)	(熊野建設事務所)
⑤ 人身事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 433,684 円、相手 649,900 円) (治療費等：示談中)	(熊野建設事務所)
⑥ 物損事故 (物損額：県 857,943 円) (治療費等：県 未定)	(熊野建設事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
バック駐車を試みたところ目測を誤り隣の車両に接触させるなど、注意不足により発生している事故が多いことから、バックの際の同乗者による誘導を周知徹底するとともに、以下の取組を行いました。	
① 管理職等からの呼びかけ	
職員が公務で外出する際に、管理職等が安全運転の呼びかけを行い、注意不足による事故の防止を図りました。	
② 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加	
交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」に 168 チーム 504 名の職員が参加し、交通安全意識の向上を図りました。	
③ 交通安全講習会への参加	
出納局及び地域防災総合事務所・地域活性化局等が行う交通安全講習会に延べ 963 名の職員が参加し、安全運転意識の向上を図りました。	
④ 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起	
県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。	
⑤ メールマガジン「交通安全通信」の発信	
県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。	
⑥ 所属独自の研修の実施	
公務中に加害事故又は自損事故が発生した所属においては、遅くとも事故発生の翌年度中には独自の交通安全研修を実施することとし、交通安全意識の向上を図りました。	
⑦ 啓発DVDの視聴	
公務中に加害事故又は自損事故を起こした職員に対して、交通安全に関する啓発DVDを視聴することを義務付け、再発防止を図りました。	
なお、平成 30 年度における公用車の交通事故の発生件数は、次のとおりです。	
今後、より一層職員の安全運転意識の向上を図るなど、引き続き交通事故防止の取組を推進していきます。	
	29 年度 30 年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)
自損事故	8 件 (47%) 10 件 (50%)
物損事故	7 件 (41%) 9 件 (45%)
人身事故	2 件 (12%) 1 件 (5%)
計	17 件 20 件
2 今後の方針 (取組予定等)	
引き続き、交通事故防止に関する注意喚起等の取組、及び「無事故・無違反チャレンジ 123」や交通安全講習会への参加を通じた交通事故防止に関する注意喚起等を進め、交通事故の発生防止に着実に取り組んでいきます。	

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 事故発生報告書の提出が遅延しているものがあった。 (尾鷲建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 運転していた職員の認識不足に起因したものであることから、同種の事案が発生しないように、事故発生時には速やかに事故発生報告書を提出するよう職員へ周知徹底を行いました。 (尾鷲建設事務所)
2 今後の方針（取組予定等） 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (尾鷲建設事務所)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 出納局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (会計事務の支援) (1) 会計事務の適正化については、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組んでおり、平成 29 年度の指導件数は 121 件で、前年度の 173 件から 52 件減少しているが、依然として誤った事務処理による誤徴収や支払遅延等が発生している。 このような状況を踏まえ、初任者向けの会計事務ハンドブックの作成や会計事務理解度チェックの活用促進などの取組を行っているところであり、引き続き、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。 (会計支援課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。 (2) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援班により、また、地域では県内の 4 地域（四日市、津、伊勢、熊野）に設置した駐在により相談、検査に対応しています。 (3) 本庁、地域機関の所属とも年 2 回の事後検査及び執行何の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行っています。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を行い、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員の習熟度に応じた O J T 研修の充実を図っています。 (4) 不適正・不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、本県や他自治体などの過去の不適正事案を題材にしたコンプライアンス研修を実施しています。なお、平成 30 年 8 月には、事務手続きを包括的に把握する班長職の職員を対象に「会計事務適正化研修」（延べ 26 回実施、533 名受講）を実施し、会計事務に関する不適正事案の防止を図りました。 (5) 「出納かわら版」を毎月 1 回発行し、他自治体で発生した会計事務の危機事例を掲載することによって、注意喚起と危機意識の醸成を図りました。また、出納局検査における指導事例を掲載し、類似のミスの発生防止に努めています。さらに、出納局検査及び定期監査で発生した指導事項をまとめた事例集の充実、提供を図っています。 (6) 会計相談や出納検査による指導を行う際に、昨年度作成した初任者用の「少人数職場におけるはじめての会計事務ハンドブック」を、より積極的に活用するとともに、具体的な説明を心掛け、会計事務への理解を深めてもらえるよう取り組みました。 2 取組の成果 (1) 各種研修については、平成 30 年度の受講者数は延べ 1,562 人と前年度（1,660 人）より 6%程度減少していますが、これは所属からの要請を受けて実施する出前研修が 2 件減少したこと、及び研修に参加できない会計事務担当職員をフォローするため、昨年度から e ラーニングを用いて研修の映像を配信するようにしたことが要因と考えられます。なお、この e ラーニングには、平成 30 年度は延べ 431 人のアクセスがありました。 (2) 相談業務については、平成 30 年度の相談件数は 8,437 件（前年度計 7,956 件）となっています。また、検査業務については、会計事務にかかる事前の相談や指導事項の事例集の活用等によるミスの未然防止を図りましたが、平成 30 年度の指導件数は 142 件と、前年度（121 件）より 21 件増加しました。これは、事前検査漏れによる指導件数が増加したことが要因と思われます。
<u>平成 31 年度以降（取組予定等）</u> 会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じたよりきめ細かい会計支援を行います。 (1) 事後検査については、年 2 回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じた O J T 研修などの充実を図ります。 (2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、指導事例による実践的な研修を行います。また、会計事務担当職員が、都合の良い時間にスキルアップできるように、e ラーニングを活用し、全庁一元的に実施する研修を対象に、研修の状況を録画したビデオデータの提供を行います。 (3) 少人数職場におけるはじめての会計事務ハンドブックや電子調達チェックリスト等の事務チェックリストの活用を出納局検査時に働きかけ、会計事務担当者のスキルアップにつなげ、誤った事務処理の発生防止を図ります。 (4) 「出納かわら版」により、事務処理における留意点や注意事項に加え頻度の高いミス事例等を紹介することを通して、会計事務の適正化につなげていきます。 (5) 「会計事務適正化研修」については、関係部局と調整を図り、対象者、内容及び実施時期等の見直しを行い実施していきたいと考えています。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 出納局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理) (2) 金品亡失(損傷)については、平成29年度の報告件数は170件で、前年度の179件から9件減少しているが、依然として職員の不注意等による金品亡失(損傷)が発生している。 このため、引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう指導されたい。 (会計支援課)
講じた措置
<u>平成30年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 平成30年5月30日に教育長及び出納局長の連名で、教育委員会事務局内所属及び県立学校に対して「金品の適正な管理等について」の通知を、また、平成30年5月31日に総務部長及び出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を行いました。 (2) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。 (3) 損害額10万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を行いました。(平成30年度:文書指導17件) (4) 出納局が主催する各種研修において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、過失の度合いによっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。 ・出納局主催研修 新任出納員研修(4月5、6日)、新任会計職員研修(4月10～13、16、19～20、23～26日、5月7～10日)、会計事務専門研修(7月4、19日)等 (5) 金品亡失(損傷)の状況を把握するため2ヶ月毎に各部局から提出される報告書を取りまとめた結果を分析し、その状況を庁内メール(出納かわら版)により各所属にフィードバックするとともに、特に件数が多い交通事故及びパソコンの損傷については過去の発生状況や傾向等を記事にし、注意喚起に努めました。 2 取組の成果 総務部長、教育長等との連名による通知や出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行っています。なお、平成30年度における金品亡失(損傷)の報告件数は175件です。
<u>平成31年度以降(取組予定等)</u> 平成30年度においても、依然として職員の不注意による金品亡失(損傷)が発生していることから、引き続き出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう指導を行っていきます。 特に、発生件数の多い公用車やパソコンの損傷については、「出納かわら版」等を活用し、発生状況や傾向等の有用な情報を積極的に提供し注意喚起を行います。また、発生状況に応じて管財課や情報システム課等関係部署と連携し、発生防止に努めます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (計画的な施設改良の推進) (1) 水道事業及び工業用水道事業において、取水施設、浄水場等の主要施設は、大規模地震等により被災した場合、応急復旧に時間を要し、県民の暮らしや企業活動等に重大な影響を及ぼすことから、企業庁経営計画（平成 29～38 年度）や施設改良計画（29～38 年度）により、東日本大震災後の耐震基準等による震災対策を実施している。 水道事業では、平成 27 年度から 29 年度に行った浄水場の耐震詳細診断の結果、耐震適合性がないと判断された浄水処理施設の耐震化工事を計画的に実施されたい。また、多くの浄水処理施設で耐震化工事が不要とされたことから、施設改良計画を見直したうえで、排水処理施設や調整池など残る施設の耐震化を進められたい。さらに、管路についても、大規模地震により液状化が想定される地域に埋設されているなど、想定被害率の高いものから優先して耐震化工事を計画的に実施されたい。 工業用水道事業では、引き続き、浄水場の耐震化工事を計画的に実施されたい。管路についても、重要度の高い主要幹線や布設年度が古く耐震適合性のないものなど、老朽化した管路の更新を計画的に実施されたい。 (水道事業課、工業用水道事業課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 29 年 3 月に策定した企業庁経営計画（平成 29～38 年度）及び水道・工業用水道の施設改良計画（平成 29～38 年度）に基づき、主要施設や管路の耐震化等を計画的に推進しました。 なお、水道における浄水場の浄水処理施設の耐震化率については、耐震詳細診断の結果、経営計画策定時に暫定値としていた最終年度の目標値を超えることから、耐震化計画の見直しを行いました。 (水道事業課、工業用水道事業課) 2 取組の成果 - 水道については、耐震詳細診断の結果、耐震化が必要な高野浄水場の 6 浄水処理施設について、耐震補強基本設計を実施しました。 また、管路は、被害率の高い管路の布設替工事を約 2.5 km 実施しました。 なお、耐震化計画を見直し、浄水場の浄水処理施設、浄水処理工程に必要な浄水場の排水処理施設、災害発生時に応急給水活動の拠点となる調整池及び布設後 40 年以上経過した管路について、前倒しを行うこととしました。 - 工業用水道については、平成 28 年度から実施している山村浄水場の耐震化工事を進めました。 また、管路は、老朽化対策として計画的に実施する管路更新にあわせて、耐震化を進め、布設替工事等を約 1.3 km 実施しました。 (水道事業課、工業用水道事業課)
<u>平成 31 年度以降（取組予定等）</u> 企業庁経営計画及び水道・工業用水道の施設改良計画に基づき、主要施設や管路の耐震化等を計画的に推進していきます。 - 水道については、経営計画期間内に、高野浄水場の 6 浄水処理施設の他、浄水処理施設の耐震化が不要な浄水場の排水処理施設 16 施設、その系統の調整池 10 池について、耐震化を前倒しに進めていきます。 また、管路は、被害率の高い管路約 23.9 km に加えて、布設後 40 年以上を経過した管路約 6.5 km の耐震化を前倒し、あわせて、30.4 km を優先して経営計画期間内に耐震化を進めていきます。 - 工業用水道については、全 3 浄水場（沢地、伊坂、山村）の浄水処理施設 25 施設のうち、既に耐震化の完了した沢地浄水場の 7 施設に加えて、伊坂浄水場 9 施設及び山村浄水場 9 施設の耐震化を実施することとし、経営計画期間内に全施設の耐震化を完了するよう進めていきます。 また、管路は、特に重要度の高い主要幹線や布設年度の古い配水管路、ライフラインユーザー向け配水管路などを中心に、約 22.1 km を優先して経営計画期間内に耐震化を進めていきます。 (水道事業課、工業用水道事業課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電事業の円滑な終了) (2) RDF焼却・発電事業は、平成 32 (2020) 年度末までの事業継続が決定されていたが、一部の関係市町で新たなごみ処理施設の完成時期が早まったことを受け、三重県RDF運営協議会において、事業終了時期を前倒した場合の影響と対応について検討が行われてきた。 その結果、平成 30 年 7 月 19 日に開催された三重県RDF運営協議会総会では、31 (2019) 年 9 月を軸にRDFの搬入を終了し、関係市町は新たなごみ処理体制に移行することなどが決定された。 引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転に取り組むとともに、今後は、事業終了に伴う課題の整理とその対応について関係部局と連携のうえ、関係市町等と十分な協議を行い、円滑な事業終了に向けた取組を進められたい。 (電気事業課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 - ボイラの排ガス分析等、周辺地域の環境測定を適宜実施するとともに、設備の定期点検 (各ボイラ年 3 回) 及び法に基づくタービン定期事業者検査を行い、安全・安定的な発電に努めました。 「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づきRDFの受入時には受入検査を行うなど、環境生活部と連携しながらRDFの品質管理を徹底しました。 - 発電所の安全運転の確保および環境保全に資するため、学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」及び、専門的、技術的知見からの検討を行うため学識経験者等で構成する「同技術部会」を開催し、運転状況を報告するとともに、発電所の運営等についてご意見をいただき、安全・安定運転に反映しました。 - 一部の関係市町で新たなごみ処理施設の完成時期が早まったことを受け、三重県RDF運営協議会総務運営部会において、RDF焼却・発電事業への影響とその対応について、昨年度から引き続き検討を行いました。 - 平成 30 年 7 月 19 日に開催された三重県RDF運営協議会総会において、「製造団体は、平成 31 (2019) 年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」こと等が決議されました。 (電気事業課) 2 取組の成果 - 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を行いました。 - 平成 30 年度の供給電力量は 51,779 MWh となりました。 - 平成 31 年度のRDF搬入計画の調整を進めるなど、関係部局と連携のうえ、三重県RDF運営協議会総会決議の内容に沿った取組を関係市町とともに進めています。 (電気事業課)
<u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を最優先に行います。 また、関係部局と連携のうえ、関係市町等と十分な協議を行い、円滑な事業終了に向けた取組を進めていきます。 (電気事業課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 建築基準法における法定点検の制度が十分に認識されておらず、所有する特定建築物及び特定建築設備等について、当該点検を実施していないものがあった。 (財務管理課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 企業庁が所有する特定建築物で、点検が未実施であったものについては、平成 31 年 1 月までに全て点検を完了しました。 (財務管理課) 2 今後の方針（取組予定等） (1) 今後は、建築基準法における法定点検の漏れがないよう、企業庁所有の特定建築物をリスト化し庁内で情報共有するとともに、法定点検の必要な年度においては、財務管理課から所管所属へ注意喚起を行います。 (財務管理課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 29 年度末現在 1,523,572 円あり、前年度と比べて 335,825 円増加していた。 (北勢水道事務所) ② 債権処理計画の回収目標が達成されていないものがあつた。 (工業用水道事業課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 収入未済 ① 平成 29 年度末現在の収入未済額 1,523,572 円は、工業用水道ユーザー2 社分の工業用水道料金です。 1 社分 887,272 円については、当該債務者の破産手続中（平成 29 年 12 月 13 日開始、平成 31 年 3 月 1 日終結）に開催されました破産管財人による財産状況報告集会（平成 30 年 4 月、9 月、12 月、平成 31 年 3 月開催）への参加により財務状況の把握に努めるとともに、破産債権届出書を裁判所に提出することにより時効の停止を行いました。 1 社分 636,300 円については、債権管理条例第 11 条第 1 項に基づき徴収停止措置を採っており、当該ユーザーの資産状況を把握するため財産調査等を行いました。 (北勢水道事務所) ② 債権処理計画の回収目標に計上し、回収できなかった債権については、当該債務者の破産手続中（平成 29 年 12 月 13 日開始、平成 31 年 3 月 1 日終結）に開催されました破産管財人による財産状況報告集会（平成 30 年 4 月、9 月、12 月、平成 31 年 3 月開催）への参加により財務状況の把握に努めるとともに、破産債権届出書を裁判所に提出することにより時効の停止を行いました。 (工業用水道事業課) 2 今後の方針（取組予定等） ア 収入未済 ① 1 社分 887,272 円については、破産手続は終結（配当なし）しましたが、破産手続中に破産管財人が一部不動産を放棄したことにより清算法人が存続しているため、その動向を注視しつつ、債権管理条例等に基づき適切な債権管理を行います。 1 社分 636,300 円については、債権管理条例等に基づき、財産調査等を継続し、調査結果に応じて適切な債権管理を行います。 (北勢水道事務所) ② 破産手続は終結（配当なし）しましたが、破産手続中に破産管財人が一部不動産を放棄したことにより清算法人が存続しているため、その動向を注視しつつ、債権管理条例等に基づき適切な債権管理を行います。 (工業用水道事業課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ1筆、13.20㎡ある。 (北勢水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 公共用地の未登記 ① 複雑な相続問題が背景にあるため、司法書士に依頼し、相続関係書類を作成のうえ、弁護士に相談する等、所有権移転登記に向けた取り組みを進めてきました。 また、同一の筆で未登記となっている市と引き続き情報共有を行いました。 (北勢水道事務所) 2 今後の方針（取組予定等） ア 公共用地の未登記 ① 引き続き、市と情報共有を図りつつ、所有権移転登記ができるよう取り組んでいきます。 (北勢水道事務所)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(病院事業の健全な経営と中期経営計画の推進)

- (1) 平成 29 年度病院事業会計の経常損益及び純損益は、いずれも約 3,012 万円の黒字となっているが、28 年度決算に比べ約 8,166 万円減少している。これにより、当年度未処理欠損金(累積欠損金)は、前年度に比べわずかながら改善したものの、依然として、約 92 億円と多額であることから、引き続き、経営の健全化に努められたい。

また、「三重県病院事業 中期経営計画(平成 29 年度～平成 32 年度)」(30 年 3 月一部改定)に基づき成果目標等の進捗管理を行っているが、目標未達成の項目が多くあるので、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、引き続き、計画の着実な推進を図られたい。

こころの医療センターでは、平成 16 年度以来の経常損益の赤字となったことを踏まえ、29 年 3 月に運用を開始したデイケアステーションの適切な運用等による外来患者の確保、診療報酬改定への的確な対応や適切な病床運用による診療単価の向上等により医業収益の増加に努めるとともに、経費や材料費等の医業費用の見直しを行うなど、経営の健全化に取り組まれた。また、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、精神科医療の中核病院としての役割を担いながら、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。

一志病院では、過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、幅広い臨床能力を有する総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践や津市が取り組む地域包括ケアシステムの構築を支援するなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。

志摩病院では、指定管理者と十分な連携を図り、常勤医師の確保や更なる救急受入体制の拡充など診療機能の充実強化に取り組むとともに、回復期機能も有する地域の中核病院としての役割を果たすよう努められたい。(県立病院課)

講じた措置

平成 30 年度

1 実施した取組内容

現在の医療の方向性として、入院診療から関係機関等の連携による地域での包括的な支援へと転換が進められており、各病院で入院患者数の確保が課題となっている中で、救急患者の受入れや、病診連携・多職種連携の一層の推進を図るとともに、適切な病床管理による診療単価の向上など、収益の確保に努め、経営の健全化に取り組みました。また、「三重県病院事業 中期経営計画(改定版)(平成 29 年度～平成 32 年度)」の取組を進めるにあたっては、病院長もしくは運営調整部長を構成員とする毎月の会議などを通じて、成果目標に対する達成状況や課題を的確に把握し、随時、課題への対応方策等について協議・調整を行いました。

こころの医療センターでは、院長をトップとする経営改善プロジェクトを設置し、救急患者の受入れの徹底、紹介患者を優先的に診察する外来予約枠の設定や、転棟の仕組みのルール化等の取組を通じて、患者の確保及び診療単価の向上を図りました。また、入院患者の事前のデイケア見学による利用促進や、障害福祉サービス事業所等との連携による退院患者の帰来先の開拓など、退院後の地域生活支援に向けた取組を実施しました。一志病院では、三重大学と密接に連携を図りながら積極的に研修医や医学生を受け入れ、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、総合診療医を中心として、地域のあらゆる医療ニーズに対応できるプライマリ・ケアの実践に取り組みました。また、保健・医療・福祉の多職種連携や、訪問診療、訪問看護等の在宅療養支援の取組により、津市が取り組む地域包括ケアシステムの構築を支援しました。志摩病院では、定期的に指定管理者と病院運営に関する具体的な協議を行い、運営状況の詳細を把握するとともに、指定管理者に医師配置の充実を要請しながら、病院事業庁としても三重大学への派遣要請を行うなど、指定管理者と十分な連携を図り、地域の中核病院としての役割を果たせるよう、診療機能の充実強化に取り組みました。

2 取組の成果

こころの医療センターでは、病床管理の仕組みを見直すことにより、閉鎖病棟の空床を確保し、救急患者の受入れ(243 件)や紹介患者の診療(687 件)など緊急性が高い患者に速やかに対応しました。また、患者ニーズをふまえたデイケアプログラムの見直し等を行いながら、患者の退院後の地域生活を支援しました。

一志病院では、総合診療医の育成拠点施設として、初期研修医や医学生を延べ 565 人受け入れるとともに、看護実習生等を延べ 337 人受け入れるなど、地域医療を担う人材の育成に積極的に取り組みました。また、保健・医療・福祉の地域内関係者のネットワークの構築や、訪問診療、訪問看護等の在宅療養支援により、地域に最適な医療サービスを提供しました。

志摩病院では、産婦人科について平成 30 年 4 月に常勤医師 1 名が配置され、診療機能の充実が図られました。また、回復期機能を担う地域包括ケア病棟を運用するとともに、平成 30 年 4 月からは通所リハビリテーションを開始するなど、地域の中核病院として、多様なニーズに的確に対応しました。

なお、平成 30 年度決算については、こころの医療センターは患者数の減等により経常赤字となる見込みですが、一志病院は前年度に引き続き経常黒字を確保できる見込みです。

平成 31 年度以降(取組予定等)

平成 31 年度以降の病院運営は、引き続き中期経営計画に基づき、それぞれの県立病院が県民の皆さんの求める医療を着実に推進するとともに、成果目標の達成に向け取り組んでいきます。

また、引き続き収益の確保に取り組む、経営の改善に努めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 29 年度末現在 76,171,593 円あった。(県立病院課、こころの医療センター、一志病院) ② 督促状で指定する納期限を祝日としていたものがあった。(こころの医療センター) ③ 督促状で指定する納期限を発付日から 10 日を経過した日していないものがあった。(一志病院)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 収入未済 ① 過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止対策と回収対策の両面から対策を進めました。 (1) 発生防止対策 入院病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応(入院中の面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等)を行うよう努めました。また、債務者からの支払がない場合、連帯保証人も含めた督促や弁護士法人への委託等を実施し、過年度未収金として発生しないよう、早期の回収に努めました。 (2) 回収対策 「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話及び臨戸訪問等による連帯保証人を含めた督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。 また、回収困難な債権には、積極的に弁護士への回収業務委託を活用するとともに、委託先と情報共有を徹底することで、債務者等からの回収を進めることができました。 なお、債務者の現状について面談等を通じて適時把握し、個々の事情に応じた福祉制度の活用の提案も随時行いながら、粘り強く丁寧な回収に取り組みました。 これらの取組により、平成 29 年度末における収入未済額 76,171,593 円について、平成 31 年 3 月末までに 9,391,858 円を回収しました。 ② 督促状を発行する際、従来 2 人で二重に行っていたチェックを 3 人で三重に行うことで、チェック漏れをなくすようにしました。 ③ 発付日から 10 日を経過した日の数え方について担当者の認識に錯誤があったため、関係職員への再確認と注意喚起を行いました。 2 今後の方針(取組予定等) ア 収入未済 ① 今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続していきます。また、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより、債権回収に努めていきます。 ② 来年度は祝日に変更となるため、新たな祝日となる日について注意して確認をします。 ③ 収入未済に係る適正な事務処理を徹底していきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 旅費 ① 【第 48 回日本看護学会看護管理学会集會】 ・航空運賃の金額に係る根拠資料が添付されていなかった。 (一志病院)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 旅費 ① 航空運賃の金額に係る根拠資料を添付できなかった部分については旅費の一部を返還させました。また、旅費に関する研修会を実施し旅費の精算手続きに必要な根拠資料に関する周知を行いました。
2 今後の方針（取組予定等） ア 旅費 ① 旅費に関する研修会を行ったところではありますが、今後も個別に旅行命令内容のチェックを徹底し、指導を行い、適正な旅費の支給を行っていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が行われていなかった。 (こころの医療センター) イ 金品亡失 (損傷) ① 公用車の損傷 (修理代 206,906 円) (一志病院)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① 現在契約している案件の簿冊の最初に、契約期間満了の通知が必要なことを書いた資料をつけ、通知漏れがないように注意を促しました。 イ ① 各部署の長が出席する月例の運営会議 (7 月 30 日、8 月 27 日、12 月 25 日の 3 回) において注意喚起を行い、金品の適正な取り扱いを全職員に徹底するとともに、とりわけ公用車の使用頻度が高い部署については、運転にはより慎重を期するよう促しました。 2 今後の方針 (取組予定等) ア ① 自販機設置場所貸付は複数年契約であり、契約事務を最初に行った担当者は契約満了の通知が必要なことを理解していますが、担当者が交代し、次の担当者が契約事務を担当しないまま契約満了前に別の担当者に交代した場合、人事異動の際の引き継ぎが不十分となる可能性があることが発生原因であると分析したため、担当者が代わっても確実に引き継げるよう、複数年契約事務の引き継ぎ方法を改善します。 イ ① 今後も引き続き、金品の適正な取り扱いを徹底し、公用車の運転には慎重を期するよう、折に触れ注意喚起を行っていきます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 議会事務局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 （政務活動費の適正な執行） (1) 平成 29 年度分の政務活動費について、政務活動費の交付に関する条例、同条例施行規程、政務活動費ガイドラインに基づき適切に執行されているか確認したところ、収支報告書に必要な書類が添付されていないものがあった。 このため、議会事務局においては、政務活動費の一層適正な執行の確認に努められたい。（総務課）
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 指摘された収支報告書に添付された書類に不十分なものがあった件については、収支報告書修正届及び不備のあった添付書類の提出を受けました。 2 取組の成果 収支報告書に添付すべき証拠書類について、改めて確認し修正を行ったことで、政務活動費の適切な執行が図られました。 なお、この措置による政務活動費の返還及び追加支払等は発生しておりません。
<u>平成 31 年度以降（取組予定等）</u> 政務活動費にかかる収支報告書及び添付書類等について、提出前の再確認の徹底を会派や議員に周知するとともに、議会事務局が行う確認作業において一層のチェック体制の強化を図っていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【テレビ広報手話通訳映像作成業務委託】 ・完了報告書受理前に検査を実施していた。 (企画法務課)
講じた措置
1 実施した取組内容 指摘された検査について、事務局内で委託業務完了後の手続及び作業手続について確認し、職員に周知徹底を行いました。 2 今後の方針（取組予定等） 今後も、委託内容の完了検査をはじめとする諸手続について、契約書や会計事務の諸規程等に基づく確実な作業を行い、適切な事務処理を進めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 物品の管理 ① 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (総務課)
講じた措置
1 実施した取組内容 物品標示票が貼付されていない備品については、当該備品の登録内容を確認後、標示票を発行し、当該備品に貼付しました。 2 今後の方針（取組予定等） 今後も、備品管理状況について随時確認を行い現況を把握すると同時に、新規登録となった備品の台帳登録をもれなく行い、適切な事務処理を進めます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県立学校施設における非構造部材等の耐震対策の推進) (1) 県立学校施設における非構造部材について、現在、耐震対策を進めており、このうち、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 31 (2019) 年度までに対策を完了することとしているが、29 年度末時点で 63 棟 (49.6%) が対策未完了となっていることから、引き続き、非構造部材の耐震対策について、計画的に推進されたい。 また、平成 30 年 6 月から 7 月に実施した、県立学校に設置されたブロック塀等の緊急点検の結果、35 校において、ブロック塀等 50 箇所及びその他 15 箇所に、撤去や適切な代替措置等を講じる必要があると判明した。このため、生徒、教職員等への周知や注意喚起、現場の立ち入りを制限することによる安全確保など、学校に対する適切な指導、助言を行うとともに、早急に必要な措置を講じられたい。 (学校経理・施設課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 (屋内運動場等の天井等落下防止対策) 屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 26 年度に行った点検結果に基づき、耐震対策を計画的に進めています。同対策については「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」においてその未完了数を目標として掲げ、平成 31 年度までに対策を完了することとしています。 これまで計画的に改修工事を実施し、平成 29 年度末までに 64 棟の改修工事を実施しており、本年度において 10 校 22 棟の改修工事の実施設計を行うとともに、13 校 24 棟の改修工事を行いました。 (ブロック塀等の安全対策) 大阪府北部を震源とする地震発生を受け、各学校でブロック塀等について緊急に安全点検を実施するとともに、点検により安全が確認できなかったブロック塀等について、その形状や設置場所、周囲の状況に応じて、注意表示やロープ、コーン、バリケード等により児童生徒等が近づかない措置を講じました。 点検結果により、31 校 51 箇所にブロック塀等があることが判明し、このうち国土交通省告示の判定基準を充たさない 44 箇所を撤去するとともに、基礎や鉄筋の状態が不明であり安全性が確認できない 6 箇所についても、その長さや老朽化の状況から撤去することとしました。あわせて、コンクリートブロックを用いているものの、建築基準法上はブロック塀等に該当しないとされた工作物についても、安全性が確認できないものは撤去することとしました。 これらの安全性が確認できなかったブロック塀等について、県土整備部（営繕課）や各学校と連携し、設置場所や老朽化の程度などを勘案し、順次、撤去と必要に応じた代替措置を進めました。 2 取組の成果 (屋内運動場等の天井等落下防止対策) 屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 30 年度末には累計 88 棟の改修工事が行われ、平成 26 年度の点検結果に対して 70.5%の対策が完了しました。 (ブロック塀等の安全対策) 安全性が確認できなかったブロック塀等について、全ての箇所を撤去し必要に応じた代替措置を講じました。
<u>平成 31 年度以降（取組予定等）</u> (屋内運動場等の天井等落下防止対策) 屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 31 年度に 18 校 39 棟の改修工事を実施する計画であり、これにより全ての対策が完了する見込みです。 (ブロック塀等の安全対策) 安全性が確認できなかったブロック塀等について、平成 30 年度に全ての箇所を撤去し必要に応じた代替措置を講じました。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (2) 平成 29 年度の懲戒処分については、盗撮行為などにより 5 人が処分されており、そのうち 1 人が免職処分となっている。 これらの事案は、公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、教職員に対する法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。 (教職員課) 講じた措置 <u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し (6 月、11 月)、さらに懲戒処分を行った 8 月にも教職員の綱紀粛正について通知して、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。 ② 懲戒処分を行った際に、県立学校長、市町等教育委員会及び事務局所属長にその概要を示し、所属長は、法令遵守、服務規律の確保を徹底し、職員の意識を引き締め、自らの行動が公務への信頼に与える影響を自覚するよう強く指導するとともに、信頼回復に向けてなお一層努力するよう通知しました。特に、わいせつ行為について、管理職は職員会議や朝の職員打合せ、所属職員との面談等、あらゆる機会を捉え、注意・指導を行い、適切な服務管理に努めるよう依頼しました。(8 月) ③ 県立学校については、管理職を中心に学校の実情に応じたコンプライアンス・ミーティングを実施するよう依頼しました。(5 月) ④ 県立学校長会議 (7 月、12 月) や市町等教育長会議 (4 月、7 月、10～11 月) 等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。 ⑤ 初任者研修 (4 月)、常勤講師研修会 (5 月)、教職 6 年次研修 (5 月) の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職 (校長、准校長及び教頭) を対象とした研修会 (5 月) において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行いました。 ⑥ 県教育委員会事務局の新任者研修 (4 月) において、服務規律の確認について講義を行いました。 ⑦ 「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」(1 月) を策定し、過去の不祥事について、発生に至るまでの経過の分析に基づく対応策を検討するとともに、県立学校においては、校長が自校の事態に応じた個別の取組を自ら考え、教職員と議論するなかで行動計画を策定するなど、不祥事の根絶に取り組みます。 また、毎年度、取組の状況を確認します。 【「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」の取組内容】 ・不祥事の分析及び対応策の検討 ・県立学校長による学校における行動計画の策定 ・教職員のライフステージに応じた取組 ・管理職に対する取組 ・校長による教職員面談・相談 ・県立学校長会によるワーキンググループの設置 ・県立学校における校長の出張旅費に係る再発防止策 2 取組の成果 ① 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。 ② 初任者研修等において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。 ③ 一定の教職経験者 (6 年次) の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。 ④ 初任の管理職を対象とした研修会において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行うことにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。 ⑤ しかしながら、不祥事が相次いでいる現状から、これらの取組に加えて、「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」の取組を進めます。 <u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u> ① 「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に取り組み、不祥事の根絶に努めます。 ② 文書等による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底するとともに、コンプライアンス・ミーティングの開催を働きかけるなど、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。 ③ 体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。 ④ わいせつ行為、飲酒運転の根絶に向け、改めて注意喚起を行い、再発防止に努めます。
--

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (学力の向上) (3) 平成 30 年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の結果は、小中学校合わせた 10 教科中 9 教科で全国平均正答率を下回った一方、学習意欲に関わる質問項目で肯定的に回答している児童生徒の割合が全国に比べて高い状況にある。 引き続き、当該調査結果で得られた課題等を分析、整理したうえで、市町等教育委員会との連携をより深め、学校の状況に応じたきめ細かな支援により、授業力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の学びの支援、家庭での学習習慣や読書習慣の定着を進めることなどにより、学力の向上に取り組まれない。 (小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 ①市町教育委員会と連携した学校訪問 校長との懇談等を通して、学校の取組や児童生徒の状況を把握し、学習内容の理解と定着状況の確認及び定着に向けた具体的取組内容、取組スケジュールを学校、市町、県で確認しました。(小学校：9 月、11 月、1 月、中学校：10 月、1 月) ②「わかる・できる育成カリキュラム」の提供 若手教員が増える中、小学校 6 年間の学習内容のつながりを把握した指導が行えるよう、小学校算数の指導資料「わかる・できる育成カリキュラム(割合編)(図形編)」を作成し、全小学校教員及び中学校に提供するとともに、理解・定着状況を確認できるプリントを支援ネットに掲載(10 月)し、活用を促進しました。 ③確認用ワークシート(学 V i v a セット)の提供 学習内容の定着状況を確認できるよう、全国学調で経年的に課題が見られる問題を中心に、当該学年で身に付けておくべき基礎と活用の問題で構成したワークシート集を全小中学校に提供しました(年 3 回)。 ④みえスタディ・チェックの改善 1 月実施分は、4 月実施からの定着状況の確認や経年での検証ができるよう、これまで出題した問題や学 V i v a セットの問題を活用し、同一、同趣旨の問題で作成するとともに、県全体・設問別の平均正答率・無解答率、過去の正答率からの改善状況、つまずきの傾向や指導のポイント等を分析報告として提供し、理解と定着を図る取組を促進しました。 ⑤子どもの理解・定着状況に応じた少人数指導 子どもの課題に応じて、より学習内容の理解・定着が図られるよう、「効果的な少人数指導推進ガイドブック」をふまえ、実践推進校において、習熟度別少人数指導では発達段階や教科・単元に応じた指導の工夫、ティーム・ティーチングは教員の役割分担等について、学力向上アドバイザー等が指導助言を行い少人数指導の実践研究を進め、その研究成果を「ガイドブック」に反映(3 月)しました。 ⑥数学的思考力を育成する P C 版学習教材の提供 「空間認識」「平面図形」等のイメージを身に付けられるよう、民間企業と連携して、P C 版学習教材を希望する小学校、特別支援学校に提供しました。モデル校(17 校)の教員・参加を希望する教員を対象に活用に向けた研修会を開催(6 月)し、モデル校において W E B 教材を活用した取組を年間を通して進めました。 ⑦家庭・地域への情報発信 県 P T A 連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの県内一斉の集中取組を実施(年 2 回)し、チェックシートの状況をふまえた学校の具体的取組内容等を市町教育委員会へ提供しました。また、みえの学力向上県民運動推進会議を開催(10 月)し、学習内容の理解と定着につなげるための取組について協議しました。さらに、県内イベント「わくわくフェスタ(11 月 23 日)」を活用し、みえの学力向上県民運動の趣旨等を家庭・地域へ周知・啓発を図るとともに、保護者、地域、学校関係者等を対象として、「幼少期からの数学的思考力の育成」に係る講演会(3 月 17 日)を開催しました。 2 取組の成果 学校訪問や指導資料、ワークシート等の提供、みえスタディ・チェックの改善により、子どもたちの学習内容の理解・定着状況を確認し、定着が図られていない内容について繰り返し指導、補充学習、家庭学習での改善を図る具体的な取組が進められるようになってきました。
<u>平成 31 年度以降(取組予定等)</u> ① 県 P T A 連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの県内一斉の集中取組を引き続き実施します。また、みえの学力向上県民運動推進会議を開催し、セカンドステージの総括を行います。 ② 実践推進校において、習熟度別指導やティーム・ティーチングの各指導形態において、子どもたち一人ひとりの課題に応じた指導の方法や工夫などの実践研究を進めます。 ③ みえスタディ・チェックを実施し、支援ネットを活用して速やかに集計結果等を各学校に提供するとともに、学習内容の理解・定着状況を確認できるよう基礎と活用の問題で構成したワークシート集を提供します。 ④ 子どもたちの数学的思考力を育成する W E B 教材を活用した取組を行うモデル校において、効果的な活用についての実践研究を行い、モデル校の効果をふまえて W E B 教材の研究・開発を行います。

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 厚生労働省に報告した障害者雇用率について、厚生労働省のガイドラインに定められた障害者手帳の確認等をせずに算定していた。(教職員課) (2) 建築基準法における法定点検の制度が十分に認識されておらず、所有する特定建築物及び特定建築設備等について、当該点検を実施していないものがあった。(社会教育・文化財保護課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 障がい者の把握方法の見直しを図るとともに、9月に県教育委員会に設置した障がい者雇用推進チームにおいて、「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」を取りまとめました。(教職員課) (2) 建物点検担当者がチェックリストを作成し、対象となる建物、点検の時期、点検の内容を整理するとともに、今年度の予算に特定建築物点検費を計上し、年度内に点検を実施しました。(社会教育・文化財保護課) 2 今後の方針（取組予定等） (1) 障がい者雇用推進チームとして取りまとめた「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」を、次年度以降の教職員採用、採用後の職場支援、職場定着の取組などに反映していきます。(教職員課) (2) 次年度以降の法定点検についても、必要となる予算を計上し、適切に実施していきます。(社会教育・文化財保護課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 収入未済

- ① 収入未済額が平成 29 年度末現在 135,689,074 円あり、前年度と比べて 33,500,339 円増加していた。
(教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課、県立学校 14 校)
- ② 債権処理計画の回収目標が達成されていないものがあった。
(教育財務課、学校経理・施設課、高校教育課、人権教育課)
- ③ 督促状の発付が遅延しているものがあった。(福利・給与課)

講じた措置

1 実施した取組内容

①a【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

電話、文書による催告を毎月実施したほか、居宅訪問を 4 月及び 6～10 月に実施しました。また、債権回収会社に対して、4 月に 42 件、5 月に 7 件、8 月に 16 件を新たに委託し、前年度から引き続き委託しているものと合わせて、委託件数は合計で 241 件となりました。

上記により回収に至らなかったものについて、弁護士への催告の委任を 14 件行い、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを 8 件行いました。
(教育財務課)

①b【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金）】

電話、文書による催告を毎月実施したほか、居宅訪問を 5 月、11 月に実施しました。また、弁護士への催告の委任を 3 件行い、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを 1 件行いました。
(教育財務課)

①c【雑入（教職員恩給及び退職年金過年度戻入）】

当該未収金については、受給者の死亡連絡が遺族から行われず、恩給が過払いとなったことにより発生したのですが、平成 20 年 9 月 17 日から、支払いに際して「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存状況を確認することにより、過払いの発生防止に努めています。

現在収入未済となっている 1 件については、債務者本人への訪問・文書連絡により生活状況を聞き取ったうえ、定期的な納付を継続するとともに、生活状況が改善した場合は納付額を増額するよう勧奨を行いました。
(福利・給与課)

①d【雑入（退職手当返納金）】

当該未収金については、元公立学校職員が退職した後、在職期間中に懲戒免職処分に相当する行為をしたことが判明したことによる退職手当の返納をさせたことから発生したものです。督促に応じない債務者に対して、面談、電話等での催告を行い、債権回収に努めました。
(福利・給与課)

①e・②c【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

滞納者に対して電話や文書による催告（7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月、2 月）を行い、未収金の回収に努めました。
(高校教育課)

①f・②d【大学等進学資金貸付金返還金及び高等学校等進学奨励金返還金】

- ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。
- ・納期限までに納付しない債務者に対して、督促状により返還を促しました。(毎月 20 日頃)
- ・督促状に応じない債務者に対して、電話をかけ督促しました(随時)。また、昼間に電話連絡が取れない債務者には、夜間に電話をかけ支払催促を毎月行いました。
- ・一年以上未納でかつ電話で連絡が取れない債務者に対し、警告文書(4 月)を送付しました。
- ・督促状及び電話による督促に応じない債務者に対して催告状により返還を督促しました。(6 月)
- ・住民票調査で、正確な住所の把握に努めました。(延 405 件)
- ・徴収強化月間と定めた 12 月をはじめ、定期的に戸別訪問を行いました(延 92 件)。戸別訪問は、昼間だけでなく、夜間や休日などにも行いました。

(人権教育課)

①g・②a【高等学校授業料】

電話、文書などによる催告のほか、学校における面談、居宅訪問、民事訴訟法に基づく支払督促申立て、民事執行法に基づく預貯金の差押えにより回収を図りました。また、差押え等の強制執行の前提として、弁護士法 23 条の 2 に基づく報告の請求(弁護士会照会)を利用した財産調査を実施しました。
(教育財務課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、飯野高等学校、朝明高等学校、石薬師高等学校、みえ夢学園高等学校、飯南高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校)

①h【雑入（学校開放電気使用料）】

利用申請時に、後納となる電気使用料を遅滞なく支払うよう注意喚起を行うとともに、複数職員で確認するなどチェック体制を強化して、納期限日までに支払いがなされない場合は、電話や文書等による催告を実施しています。以降、同様の収納遅滞は発生していません。（木本高等学校）

①i【自動販売機等光熱水費負担金】

自動販売機等光熱水費負担金における収入未済については、出納閉鎖時期にかかり、当該年度内で収納するために債務者に対し早期納付を連絡していましたが、債務者の納付不履行が原因で発生しました。各職員が関係する事務手続きについて再度確認するとともに、債務者に対し期限内早期納付を促し、職員間で納付状況のチェックする体制の強化に努めました。（四日市中央工業高等学校）

出納閉鎖前の最終金融機関営業日である4月27日を納付期限とする納入通知書を交付し、事業者は4月27日に負担金を納付しましたが、県外金融機関での納付であったため、県への収納が5月8日となりました。同様の未収金が発生しないよう、適切な納付期限の設定と定期的な納入状況の確認を徹底しました。

（伊賀白鳳高等学校）

①j【日本スポーツ振興センター共済負担金】

窓口で現金収納したものは、記録簿に記載するとともに、担当者への引き継ぎを徹底しました。また、定期的に、財務システムで未収金の状況を確認するようにしました。（北星高等学校）

①k・②b【違約金（印刷機賃貸借契約）】

平成25年度に発生した印刷機賃貸借契約先事業者が事実上倒産し契約継続が不可能になったことによる契約解除に伴う違約金について、関係課と情報共有を図り、債務者の土地、建物の登記状況の確認、催告状の送付、預金の確認、登記上の住所の現地確認を行いました。（学校経理・施設課、相可高等学校）

③ 三重県債権管理マニュアルを再度確認し、複数の担当職員で適正な事務処理の徹底を図りました。

（福利・給与課）

2 今後の方針（取組予定等）**①a【三重県高等学校等修学奨学金返還金】**

滞納者に対しては、電話・文書による催告を実施し、滞納期間が長期化している債権については、債権管理回収業者への委託、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。（教育財務課）

①b【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金）】

遅延損害金等の滞納者には元金にも多額の滞納がある場合がほとんどであることから、債務者の滞納状況を考慮しながら、元金の納付に支障がないよう回収を進めます。元金、遅延損害金等双方の納付がない滞納者については、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。（教育財務課）

①c【雑入（教職員恩給及び退職年金過年度戻入）】

今後も「住民基本台帳ネットワーク」等による生存確認を実施し過払いの発生防止に努めるとともに、収入未済の債権については債務者の生活状況を定期的に聞き取り、自主納付の継続及び納付額の増額について交渉を続けていきます。（福利・給与課）

①d【雑入（退職手当返納金）】

債務者に対しては、引き続き経済状況を確認しながら催告を行うとともに、自主納付が難しい場合には法的措置も検討していきます。（福利・給与課）

①e・②c【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

今後も「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校と連携しながら滞納者の現状把握を行うなど債権管理に努めるとともに、返還金の回収に努めます。（高校教育課）

①f・②d【大学等進学資金貸付金返還金及び高等学校等進学奨励金返還金】

引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、債権管理を行うとともに、文書、電話、戸別訪問による督促を行い、収納促進に努めます。（人権教育課）

①g・②a【高等学校授業料】

滞納がある在学生については、電話・文書による催告のほか、学校における面談により、早期の回収に努めます。

長期の滞納者については、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。

(教育財務課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、飯野高等学校、朝明高等学校、石薬師高等学校、みえ夢学園高等学校、飯南高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校)

①h【雑入（学校開放電気使用料）】

引き続き、他の利用者にも同様に電気使用料の早期納付を促して、納期限内の収納に努めます。

(木本高等学校)

①i【自動販売機等光熱水費負担金】

今後も引き続き、債務者への注意喚起、財務端末での入金状況チェック等により再発防止に努めます。

(四日市中央工業高等学校)

同様の未収金が発生しないよう、自動販売機光熱水費負担金に限らず、3月に調定、納入通知書を発送する案件については、出納閉鎖期日を考慮した納付期限を設定します。

(伊賀白鳳高等学校)

①j【日本スポーツ振興センター共済負担金】

窓口の現金収納記録簿の継続と未収金の確認を徹底します。

(北星高等学校)

①k・②b【違約金（印刷機賃貸借契約）】

引き続き関係課と情報共有を図り、債務者情報の把握等、適切な債権管理に努めます。

(学校経理・施設課、相可高等学校)

③ 今後も引き続き同様の事案が発生しないよう、複数職員により適正な事務処理を徹底していきます。

(福利・給与課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 収入事務

- ① 現金納付された高等学校授業料の金融機関への収納処理が遅延していた。(桑名北高等学校)
- ② 現金納付された日本スポーツ振興センター共済掛金の金融機関への収納処理が遅延していた。(北星高等学校)
- ③ 現金納付された高等学校授業料の金融機関への収納処理が複数件遅延していた。(菰野高等学校)
- ④ 現金納付された高等学校授業料の金融機関への収納処理が複数件遅延していた。(津高等学校)
- ⑤ 財務会計システムへの現金受入日の入力誤りがあった。(みえ夢学園高等学校)
- ⑥ 現金納付された高等学校生產品売払収入の金融機関への収納処理が複数件遅延していた。(久居農林高等学校)
- ⑦ 証紙実績報告がされていないものがあった。(松阪高等学校)
- ⑧ 現金納付された高等学校授業料の金融機関への収納処理が遅延していた。(松阪商業高等学校)
- ⑨ 休学に伴う高等学校授業料の調定変更が行われていなかった。(宇治山田高等学校)
- ⑩ 現金納付された高等学校授業料の金融機関への収納処理が遅延していた。(宇治山田高等学校)
- ⑪ 現金納付された高等学校授業料を誤った日で受け入れ、金融機関への収納処理が遅延していた。(鳥羽高等学校)
- ⑫ 現金納付された高等学校生產品売払収入の金融機関への収納処理が遅延していた。(伊賀白鳳高等学校)
- ⑬ 高等学校授業料について、授業料非徴収者から誤って徴収したことにより、歳入戻出を行っていた。(伊賀白鳳高等学校)
- ⑭ 現金納付された高等学校授業料の金融機関への収納処理が遅延していた。(名張青峰高等学校)
- ⑮ 現金納付された日本スポーツ振興センター共済掛金の金融機関への収納処理が遅延していた。(特別支援学校北勢きらら学園)
- ⑯ 現金納付された物品売払代金の受入事務が遅延していた。(特別支援学校東紀州くろしお学園)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 高等学校授業料の納付があった場合には、職員間で情報共有を行い、会計規則に従い翌開庁日までに優先して金融機関に出向くこととしました。(桑名北高等学校)
- ② これまでの掛金徴収の事務手続きを見直すとともに、受領した現金は金融機関の営業日当日(営業時間に間に合わないものは、直近の営業日)に納付するようにしました。(北星高等学校)
- ③ 担当者が一人で行っていた収入事務を複数名で行うこととし、出張や休暇時に遅延が発生しないようにしました。(菰野高等学校)
- ④ 受領した現金については速やかに金融機関へ納めるよう、職員間で周知徹底しました。(津高等学校)
- ⑤ 受入日の誤りを正しい日付に修正し、登録しました。(みえ夢学園高等学校)
- ⑥ 金融機関への収納処理が遅延することのないよう、担当職員が注意深く収納管理を行うとともに、職員間でも遅延が発生するおそれがないかチェックを行う体制を強化しました。また、担当職員が休暇あるいは出張の日は引継ぎを行い、副務者が代わって確実に事務を行う体制を強化しました。(久居農林高等学校)
- ⑦ 修正報告を行うとともに、全ての証紙について報告漏れがないか再度点検を行いました。(松阪高等学校)
- ⑧ 三重県会計規則について確認を行い、授業料等が現金納付された後、金融機関への収納処理を速やかにするようにしました。取組を実施した結果、金融機関への収納処理の遅延は、発生していません。(松阪商業高等学校)
- ⑨ 三重県会計規則の規定を周知徹底するとともに、調定内容に変更が生じたときは速やかに調定変更を行うよう、担当職員が留意するとともに、職員間でのチェック体制の強化に努めました。(宇治山田高等学校)
- ⑩ 三重県会計規則の規定を周知徹底するとともに、金融機関への収納処理が遅延することのないよう、担当職員が留意するとともに、職員間でのチェック体制の強化に努めました。(宇治山田高等学校)
- ⑪ 現金納付後、金融機関が営業時間の場合はその日のうちに、営業時間外の場合は翌営業日に速やかに収納処理を行うよう努めました。(鳥羽高等学校)

- ⑫ 三重県会計規則について確認を行い、現金納付された高等学校生産品売払収入の金融機関への収納処理を速やかにするようにしました。取組を実施した結果、金融機関への収納処理の遅延は、発生していません。
(伊賀白鳳高等学校)
- ⑬ 生徒一人一人に対する授業料徴収の有無のチェックを複数人で行うようにしました。取組を実施した結果、授業料非徴収者からの授業料の誤徴収は発生していません。
(伊賀白鳳高等学校)
- ⑭ 三重県会計規則等で現金収納手順の再確認を行い、金融機関への収納処理が遅延することのないよう、職員間でチェックを行う体制を強化しました。
(名張青峰高等学校)
- ⑮ 三重県会計規則について確認を行い、現金納付された後、速やかに金融機関への収納処理を行うように努めました。取組を実施した結果、金融機関への収納処理の延滞は発生していません。
(特別支援学校北勢きらら学園)
- ⑯ 三重県会計規則について確認を行い、納付後速やかに金融機関への収納処理を行うよう職員間での周知徹底を行いました。取組実施以降は、同様の事例は発生しておりません。
(特別支援学校東紀州くろしお学園)
- 2 今後の方針（取組予定等）
- ① 職員間の情報共有と会計規則等の規定を周知徹底し、適正な事務処理に努めます。
(桑名北高等学校)
- ② 活動生徒数の把握を3月中に行い、4月1日付けの調定により掛金の収納に努めるとともに、現金収納した授業料、共済掛金等は、当日中に集計等処理を行い、同日中（営業時間外の場合は、直近の営業日）に金融機関に納付します。
(北星高等学校)
- ③ 出納員間の情報共有を図りつつ、引き続き、適正な事務の執行に努めます。
(菰野高等学校)
- ④ 同様の事案が発生しないよう、現金を受領したときには会計規則に基づき速やかに金融機関に納めます。
(津高等学校)
- ⑤ 帳票作成の際、複数での確認を行うようにします。
(みえ夢学園高等学校)
- ⑥ 今後も引き続き、職員間のチェック等によりミス削減に努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めていきます。
(久居農林高等学校)
- ⑦ 報告登録時に、報告漏れが生じにくいように一連番号を付した入力用の実績簿を作成し、複数職員で確認を行うようにしました。
(松阪高等学校)
- ⑧ 所属内において、改めて三重県会計規則の規定を周知徹底するとともに、複数人によるチェック体制を実施し、速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。
(松阪商業高等学校)
- ⑨ 改めて三重県会計規則の規定を周知徹底するとともに、引き続き、職員間の複数チェックにより適正な調定事務に努めます。
(宇治山田高等学校)
- ⑩ 改めて三重県会計規則の規定を周知徹底するとともに、引き続き、職員間の複数チェック体制により速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。
(宇治山田高等学校)
- ⑪ 今後も、速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。
(鳥羽高等学校)
- ⑫ 所属内において、改めて三重県会計規則の規定を周知徹底するとともに、引き続き、速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。
(伊賀白鳳高等学校)
- ⑬ 今後とも複数人によるチェック体制を継続して実施し、適正な事務処理に努めます。
(伊賀白鳳高等学校)
- ⑭ 引き続き収納遅延が発生しないよう複数の職員による確認を行い、適正な収納事務処理に努めます。
(名張青峰高等学校)
- ⑮ 所属内において、改めて三重県会計規則の規定を周知徹底するとともに、複数人によるチェック体制を継続して実施し、適正な事務処理に努めます。
(特別支援学校北勢きらら学園)
- ⑯ 所属内において、改めて三重県会計規則の規定を周知徹底するとともに、複数人によるチェック体制を実施し、速やかかつ適正な収納処理に努めます。
(特別支援学校東紀州くろしお学園)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- ① 【みえスタディ・チェックにかかる問題作成及び発送業務委託】
・出納局事前検査を受けていなかった。 (学力向上推進プロジェクトチーム)
- ② 【全国・ブロック体育大会引率教員旅費事業委託】
・出納局事前検査を受けていなかった。 (保健体育課)
- ③ 【冷温水発生器保守点検業務委託】
・出納局事前検査を受けていなかった。 (研修企画・支援課)
- ④ 【合併浄化槽維持管理業務委託】
・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (桑名北高等学校)
- ⑤ 【修学旅行実施業務委託】
・出納局事前検査を受けていなかった。 (桑名北高等学校)
- ⑥ 【污水处理施設管理業務委託】
・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 (四日市四郷高等学校)
- ⑦⑧ 【一般廃棄物収集・運搬業務委託】【ホームページ保守・更新業務委託】
・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。 (神戸高等学校)
- ⑨ 【ウェブサイトリニューアル制作業務委託】
・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (久居農林高等学校)
- ⑩ 【武道場の改修工事に伴う物品の移動及び再設置業務委託】
・業務完了報告書が提出されていなかった。 (あけぼの学園高等学校)
- ⑪ 【サーバー保守契約業務委託】
・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。 (名張青峰高等学校)
- ⑫ 【一般廃棄物収集運搬業務委託】
・執行伺い等に随意契約の根拠規定が記載されていなかった。
・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
・予定価格が記録されていなかった。 (木本高等学校)
- ⑬ 【修学旅行企画及び引率教員施設利用手配等業務委託】
・出納局事前検査を受けていなかった。
・執行伺い等に随意契約の根拠規定が記載されていなかった。 (木本高等学校)
- ⑭ 【修学旅行引率教員分企画等業務委託】
・執行伺いが作成されていなかった。
・出納局事前検査を受けていなかった。 (紀南高等学校)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 再発防止のため課内で情報共有し、複数の職員で確認を行うことを徹底しました。 (学力向上推進プロジェクトチーム)
- ② 三重県出納局検査要綱及び要領を再確認するとともに、複数の職員で確認を行うことを徹底しました。 (保健体育課)
- ③ 出納局事前検査の実施漏れがないよう、職員へ周知徹底を図りました。 (研修企画・支援課)
- ④ 起案に積算資料の添付が漏れていたことから、書類作成の際には必要書類を再確認するとともに、決裁の過程で複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めました。 (桑名北高等学校)
- ⑤ 三重県出納局検査要綱及び要領を再確認するとともに、複数職員によるチェックを行い、再発防止に努めました。 (桑名北高等学校)
- ⑥ 再発防止のため、所属内で契約行為に必要な決裁項目を三重県会計規則等で再確認するとともに、複数人によるチェック体制を構築して適正な契約事務処理を行いました。 (四日市四郷高等学校)
- ⑦⑧ これまでの契約書を見直したところ、暴力団等から不当介入を受けた場合、発注者の「解除権」の明記はありましたが、受注者の「通報義務」の条項が抜けていました。このようなことを繰り返さないために、来年度の契約用に「通報義務」の条項を盛り込んだ契約書(案)を作成しました。 (神戸高等学校)
- ⑨ 積算の過程を執行伺いに明記あるいは資料として添付し、所属内でも決裁の過程でチェックすることで、再発防止を行うこととしました。 (久居農林高等学校)
- ⑩ 以後の契約においては、業務完了報告書の受領を徹底しました。 (あけぼの学園高等学校)

- ⑪ 所属内で情報共有を行い、契約関係書類受領の際には、契約書に定めた必要書類に不足が無いか複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めました。(名張青峰高等学校)
- ⑫ 執行伺等に必要な記載事項や積算基礎等の漏れがないよう、決裁過程でのチェック機能を強化して、再発防止に努めました。(木本高等学校)
- ⑬ 執行伺等に必要な記載事項等の漏れがないよう、決裁過程でのチェック機能を強化して、再発防止に努めました。(木本高等学校)
- ⑭ 以後の契約については、執行伺を作成し、規定に基づいた事務処理を行いました。(紀南高等学校)
- 2 今後の方針(取組予定等)
- ① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き確認体制を維持し、適正な事務処理に努めます。(学力向上推進プロジェクトチーム)
- ② 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き十分なチェックを行い、適切な事務処理に努めます。(保健体育課)
- ③ 引き続き、適切な事務処理に努めます。(研修企画・支援課)
- ④ 会計規則等の規定を周知徹底するとともに、複数職員によるチェックを強化し、適正な事務処理に努めます。(桑名北高等学校)
- ⑤ 会計規則等の規定を周知徹底し、適正な事務処理に努めます。(桑名北高等学校)
- ⑥ 引き続き十分なチェックを行い、適正な契約事務処理に努めます。(四日市四郷高等学校)
- ⑦⑧ 来年度の契約用に、「通報義務」の条項を盛り込んだ契約書(案)を作成・保存し、再発防止を図ります。(神戸高等学校)
- ⑨ 今後も引き続き、職員間のチェック等により再発防止に努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めていきます。(久居農林高等学校)
- ⑩ 契約書の記載内容を満たす必要書類について、リストを作成することにより確認・受領を徹底し、適正な事務処理に努めます。(あけぼの学園高等学校)
- ⑪ 引き続き複数の職員により十分なチェックを行い、適正な事務処理に努めます。(名張青峰高等学校)
- ⑫⑬ 引き続き、決裁過程でのチェック機能の強化等により再発防止に努めるとともに、OJTや会計事務の研修会等に職員を参加させるなどして、適正な会計事務処理が行えるように努めます。(木本高等学校)
- ⑭ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。(紀南高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果 3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 旅費 ①【全国福祉研究協議会】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。(朝明高等学校) ②【全工協及び全高長総会・研究協議会】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。(四日市中央工業高等学校) ③【修学旅行下見】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。(白山高等学校) ④【全国高校総体南東北大会登山競技視察】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。(松阪商業高等学校) ⑤【全国高等学校校長協会総会・総合学科高等学校長協会総会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。(鳥羽高等学校) ⑥【天然ガスセミナー】 ・自家用車での出張について、公務出張に使用する自家用車届出書の要件の確認を、校長以外の者が行っていた。(名張青峰高等学校) ⑦【卓球部中部日本卓球選手権大会出場に伴う引率】 ・公務出張に使用する自家用車届出書が整理保管されていなかった。(紀南高等学校) 講じた措置 1 実施した取組内容 ① 県外出張等については、出張後速やかに復命書を作成するよう職員会議等で職員に周知徹底しました。(朝明高等学校) ② 監査結果を職員会議で周知徹底し、出張後は速やかに復命しなければならないことを確認しました。(四日市中央工業高等学校) ③ 出張後は速やかに復命を行うよう職員に周知徹底しました。現在、復命書は出張後速やかに作成されています。(白山高等学校) ④ 総合文書管理システム利用環境下にある教職員の復命書については一括登録によらず、随時登録することとしました。(松阪商業高等学校) ⑤ 管理職など総合文書管理システムを使用できる環境がある職員については、担当者からの声かけを行うなど、復命書作成時に総合文書管理システムへの入力を行うよう努めました。(鳥羽高等学校) ⑥ 県立学校教職員の自家用車による出張の承認等に関する基準について再確認を行い、校長による要件の確認及び承認を徹底しました。(名張青峰高等学校) ⑦ 所属で管理する「公務出張に使用する自家用車届出書」の簿冊の整理保管の徹底を図りました。(紀南高等学校) 2 今後の方針(取組予定等) ① 今後も出張後の復命を速やかに行うよう適時職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。(朝明高等学校) ② 今後も出張後の復命は速やかに行うよう職員に周知するなど適正な事務処理に努めます。(四日市中央工業高等学校) ③ 今後も出張後の復命は速やかに行うよう適時職員に周知するなど適正な事務処理に努めます。(白山高等学校) ④ 今後も出張後の復命は速やかに行うよう適時職員に周知するなど適正な事務処理に努めます。(松阪商業高等学校) ⑤ 今後も総合文書管理システムを使用できる環境がある職員については、登録漏れのないよう復命書作成時に総合文書管理システムへの入力を行うよう努めます。(鳥羽高等学校) ⑥ 引き続き県立学校教職員の自家用車による出張の承認等に関する基準に基づき、適正な事務処理に努めます。(名張青峰高等学校) ⑦ 自家用車届の提出について、教員に再度提出を徹底するよう促すとともに、所属で管理する「公務出張に使用する自家用車届出書」の簿冊の整理保管の徹底に努めます。(紀南高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 印刷物の作成 ① 【平成 30 年度学校案内】 ・配布計画が作成されておらず、多量の在庫が発生していた。(久居農林高等学校) ② 【平成 29 年度学校案内】 ・配布計画が作成されておらず、多量の在庫が発生していた。(鳥羽高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 事前に印刷物の配布計画を策定し、必要部数を把握したうえで事業者が発注し、配布状況や在庫部数についても一覧表で随時把握するなど、適切に管理を行い、できる限り廃棄量を抑えるよう努めました。(久居農林高等学校) ② 平成 30 年度分については必要部数を精査し、必要な分だけ、印刷を行いました。(鳥羽高等学校) 2 今後の方針(取組予定等) ① 今後も引き続き、決裁過程での職員間の相互チェック等により再発防止に努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めていきます。(久居農林高等学校) ② 今後も、印刷時に必要部数を精査し、必要な分だけを印刷するようにし、不要部数が発生しないように努めていきます。(鳥羽高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

エ その他の支出事務

- ① 筆耕翻訳料の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(教育財務課)
- ② 郵券証紙類について、平成 29 年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。(小中学校教育課)
- ③ 郵券証紙類について、平成 29 年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。(桑名西高等学校)
- ④ 資金前渡の精算手続きが行われていなかった。(桑名北高等学校)
- ⑤ 郵券証紙類について、平成 29 年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。(四日市西高等学校)
- ⑥ NHK 放送受信料の過払いにより歳出戻入を行っていた。(飯野高等学校)
- ⑦ 資金前渡により購入した物品の検査において、検査員及び検査年月日に係る記録が誤っていた。(津高等学校)
- ⑧ 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(津東高等学校)
- ⑨ 郵券証紙類について、平成 29 年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。(久居高等学校)
- ⑩ 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(名張青峰高等学校)
- ⑪ 消耗品費の支払い相手方誤りにより歳出戻入を行っていた。(紀南高等学校)
- ⑫ 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(杉の子特別支援学校)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 誤った処理をした支出命令の取消処理が完了していなかったことが原因であったので、支出命令の取消処理を行う際は、財務会計システムの取消確認票を出力し、複数の職員で確認することとしました。(教育財務課)
- ② 郵券証紙類について、購入時に在庫枚数と使用見込み枚数を精査し、購入することとしました。(小中学校教育課)
- ③ 郵券証紙類については、購入時に、使用実績と在庫数から、必要枚数の適切な把握に努めました。(桑名西高等学校)
- ④ 会計規則等の規定を再確認するとともに、複数職員によるチェックを行い、再発防止に努めました。(桑名北高等学校)
- ⑤ 郵券証紙類については、購入時に適切な使用見込み枚数を精査し、在庫枚数が過剰とならないように努めました。(四日市西高等学校)
- ⑥ 過払いの原因は、相手からの請求書に記載の受信契約件数について、当方の確認が不十分で 1 件過多なのに気が付かなかったことです。今回の不適切な事務の内容について全職員で再度確認し、職員間のチェックをより慎重に行うように努めました。(飯野高等学校)
- ⑦ 物品を購入したときの検査については、受領日に物品を受領した者が行うことを職員間で周知徹底しました。(津高等学校)
- ⑧ 支払処理後、請求書に記載の単価誤りが発覚し、差額分を戻入することとなったもので、より慎重に請求内容を確認するようにしました。(津東高等学校)
- ⑨ 使用見通しを立てることにより、在庫が多くなならないよう管理するとともに、高額切手 (310 円、205 円) の購入に際しては、従来のシート単位から 10 枚単位の購入に変更しました。(久居高等学校)
- ⑩ 二重払いの原因は、①誤った支出負担行為整理兼支出命令を入力し直した際に、当初の命令の取消処理を失念していたこと、②未取消データを、支出審査の際に登録処理を忘れたものと思い込み、十分に確認せず二重に審査情報登録を行ったことによるものでした。当該事例について情報共有し事務処理手続きの再確認を行うとともに、決裁過程での適切な相互チェックにより二重払いが発生しないよう努めました。(名張青峰高等学校)
- ⑪ 誤った相手方コードを入力して支出してしまったことが原因であったため、担当職員がこれまで以上に支出先の確認を意識して行うとともに、決裁を行う者および支出審査を行う出納員も誤りを見逃さないよう、職員間でのチェック体制の強化に努めました。(紀南高等学校)
- ⑫ 今回の歳出戻入は、請求金額を見誤り、請求額よりも多く支出してしまったことが原因でした。以後チェック体制の強化、特に請求時における支出科目、債権者の名称・口座番号、支出金額については、複数回確認するよう徹底しました。(杉の子特別支援学校)

2 今後の方針（取組予定等）

- ① 上記の取組を引き続き行うとともに、同様の事案が発生しないように努めます。（教育財務課）
- ② 郵券証紙類の購入時には、使用見込み枚数を精査して購入し、必要以上の在庫を持たないように努めます。（小中学校教育課）
- ③ 用途、購入時期等を適正に判断し、特に年度末に必要な在庫とならないよう精査したうえで購入します。（桑名西高等学校）
- ④ 会計規則等の規定を周知徹底し、適正な事務処理に努めます。（桑名北高等学校）
- ⑤ 引き続き、上記の取組を継続して行い、必要以上の在庫を持たないように努めます。（四日市西高等学校）
- ⑥ 同様の事案が再度発生しないように、今後も引き続き、決裁過程における職員相互のチェックを入念に行うように努めます。また、各職員が出納局の研修会等に参加し、関係する事務手続きに精通するよう努めます。（飯野高等学校）
- ⑦ 同様の事案が発生しないよう、物品を受領したときには会計規則に基づき、受領日に物品を受領した者が検査を行います。（津高等学校）
- ⑧ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き十分なチェックを行うように努めます。（津東高等学校）
- ⑨ 使用見通しを立てることにより、在庫が多くなならないよう管理を行います。また、高額切手の購入に際しては、10枚単位での購入を行っていきます。（久居高高等学校）
- ⑩ 引き続き、複数職員によるチェックを十分に行い、再発防止に努めます。（名張青峰高等学校）
- ⑪ この事例以降、同様の事例は発生していませんが、決裁過程における職員間の相互チェックによりミスの発生防止に努めます。（紀南高等学校）
- ⑫ 二度とこのような事案が発生しないよう、職員間のチェック体制を引き続き徹底するとともに、各職員が出納局の研修等に参加することにより、より意識を高めるよう努めます。（杉の子特別支援学校）

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産の管理

- ① 旧一志実業女学校用地について、台帳整理が行われておらず、また、知事への管理換えが行われていなかった。(学校経理・施設課)
- ② 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が行われていなかった。(社会教育・文化財保護課)
- ③ 教育財産目的外使用許可の手続きが行われていないものがあった。(桑名高等学校)
- ④ 教育財産の異動報告が遅延していた。(神戸高等学校)
- ⑤ 自動販売機設置場所貸付に係る教育財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(神戸高等学校)
- ⑥ 自動販売機設置場所貸付に係る教育財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(松阪高等学校)
- ⑦ 教育財産の目的外使用許可に係る光熱水費等について、免除する際の根拠を確認していなかった。(松阪商業高等学校)
- ⑧ 教育財産目的外使用許可の手続きが行われていないものがあった。(志摩高等学校)
- ⑨ 自動販売機設置場所貸付に係る教育財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(あけぼの学園高等学校)
- ⑩ 教育財産目的外使用許可の決裁を簡易処理により行っていた。(名張青峰高等学校)
- ⑪ 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が行われていなかった。(名張青峰高等学校)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 旧一志実業女学校用地については、台帳整理を行うための調査を行ったところ、登記簿と現状が一致していないことが判明しました。そのため、総務部管財課とともに当時の資料や登記簿等について詳細な調査を行いました。(学校経理・施設課)
- ② 自動販売機設置に係る賃貸借契約書条項の確認不足が原因であったことについて、所管する他施設も含め、担当職員と事例を共有しましたが、平成30年度からの指定管理においては、指定管理者の裁量により、直接、事業者と契約して自動販売機を設置できるよう改められていたため、従来のように県から当該通知を発出することはなくなりました。(社会教育・文化財保護課)
- ③ PTAが設置した購買については、平成18年3月6日付け教委第17-365号の『「県立学校における購買等の取扱いに関する基本方針」について(通知)』に基づいて運用を行うとともに、「三重県教育財産規則」第16条の規定に基づき教育財産の使用許可の手続きを行うこととしました。(桑名高等学校)
- ④ 教育財産規則(第25条・異動報告)を再確認するなど、財産管理の知識の向上に努めました。(神戸高等学校)
- ⑤ 教育財産規則(第24条・使用許可(貸付)台帳)を再確認するなど、財産管理の知識の向上に努め、指摘のあった期間の平成29年4月1日～平成32年3月31日までの「教育財産使用許可(貸付)台帳」を整理しました。(神戸高等学校)
- ⑥ 整理漏れのあった台帳を整理し、財産管理に関する知識や理解の向上に努めました。(松阪高等学校)
- ⑦ 「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」に基づき、電気料、水道料、清掃料及び電話料を徴収することとしました。(松阪商業高等学校)
- ⑧ PTAが設置した購買については、平成18年3月6日付け教委第17-365号の『「県立学校における購買等の取扱いに関する基本方針」について(通知)』に基づいて運用を行うとともに、「三重県教育財産規則」第16条の規定に基づき教育財産の使用許可の手続きを行うこととしました。(志摩高等学校)
- ⑨ 予備監査実施終了後、速やかに台帳の整理を行いました。(あけぼの学園高等学校)
- ⑩ 教育財産目的外使用許可の決裁については、公文書管理規程に基づき総合文書管理システムにて行うこととしました。(名張青峰高等学校)
- ⑪ 所属内で自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領の再確認を行い、必要な事務処理手続きについて複数の職員が確認できるようチェック体制を強化しました。(名張青峰高等学校)

2 今後の方針（取組予定等）

- ① 引き続き関係課と連携して調査を進め、台帳整理を行ったうえで、教育財産の用途廃止を行い、知事への管理換えを行います。
(学校経理・施設課)
- ② 類似事例の再発防止のため、業務引継書に今回の事例を明記するほか、協定書の内容確認を徹底することで、県から通知が必要なものについて漏れがないよう、適切な事務処理に努めます。
(社会教育・文化財保護課)
- ③ 引き続き、三重県教育財産規則の規定等に基づき、適正な事務処理に努めます。
(桑名高等学校)
- ④ 今後は異動報告が遅れないように留意し、再発防止に努めます。
(神戸高等学校)
- ⑤ 今後は「教育財産使用許可（貸付）台帳」の整理漏れがないように留意し、再発防止に努めます。
(神戸高等学校)
- ⑥ 引き続き、財産管理に関する知識や理解の向上に努めるとともに、台帳の整理漏れがないよう定期点検の強化を図ります。
(松阪高等学校)
- ⑦ 今後も引き続き、「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」の規定に基づき、諸設備経費の徴収について適正な事務処理に努めます。
(松阪商業高等学校)
- ⑧ 引き続き、三重県教育財産規則の規定等に基づき、適正な事務処理に努めます。
(志摩高等学校)
- ⑨ チェックリストを作成することにより整理漏れを防ぎ、適正な事務処理に努めます。
(あけぼの学園高等学校)
- ⑩ 引き続き、公文書管理規程に基づく適正な文書処理に努めます。
(名張青峰高等学校)
- ⑪ 引き続き、実施要領に基づき適正な事務処理に努めます。
(名張青峰高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 物品の管理

- ① 一式管理できる要件を満たしていない物品を「一組」として物品登録していた。(朝明高等学校)
- ② 物品標示票が貼付されていない備品が2件あった。(四日市四郷高等学校)
- ③ 所在不明となっている備品があった。(津高等学校)
- ④ 一式管理できる要件を満たしていない物品を「一式」として物品登録していた。(久居農林高等学校)
- ⑤ 廃棄された備品の処分手続きが行われていなかった。(鳥羽高等学校)
- ⑥ 所在不明となっている備品があった。(鳥羽高等学校)
- ⑦ 廃棄された備品の処分手続き漏れが2件あった。(名張青峰高等学校)
- ⑧ 備品の保管転換手続き及び処分手続きが適切に行われていないものがあった。
(名張青峰高等学校、特別支援学校伊賀つばさ学園)
- ⑨ 不用物品売払先の選定理由が不明確であった。(特別支援学校東紀州くろしお学園)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 備品登録を行う前に、一式管理できる物品であるかどうかの確認を行った上で登録するよう徹底を図りました。
(朝明高等学校)
- ② 対象の備品に物品標示票を貼付しました。(四日市四郷高等学校)
- ③ 調査したところ、当該物品(昭和55年購入のラジカセ)は廃棄済みであったため、財務会計システムで物品処分の手続きを行いました。(津高等学校)
- ④ 調理実習装置一式として物品登録されていた品目について、個々の機器ごとに再登録し管理を行いました。
(久居農林高等学校)
- ⑤⑥ 処分手続きが行われていなかった備品については、システムの登録を確認し、処分手続き処理を行いました。また、所在不明となっていた備品については、再度、確認を行ったところ、保管(現物を確認)はされていましたが使用できる状態ではなかったため、処分手続き処理を行いました。(鳥羽高等学校)
- ⑦ 対象物品の処分手続きを行い、物品管理台帳から削除しました。また、すべての備品を対象に現品照合を実施し、廃棄済みであることが判明したものは、順次処分手続きを行いました。(名張青峰高等学校)
- ⑧ a 廃棄済みの備品の処分手続きが行われないうまま、誤って保管転換(受領)が行われていたものです。すべての備品を対象に現品照合を実施し、廃棄済みのものは順次処分手続きを行うとともに、保管転換時には複数の職員で物品の特定及び現物確認を行うよう徹底しました。
(名張青峰高等学校)
- b 出納局が実施する研修等を受講し、正しい処理方法の知識習得に努めました。
(特別支援学校伊賀つばさ学園)
- ⑨ 三重県会計規則及び出納局作成の売り払いマニュアルにより、適正な売払先の選定手続きについて確認しました。
(特別支援学校東紀州くろしお学園)

2 今後の方針(取組予定等)

- ① 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。(朝明高等学校)
- ② 新たに備品を取得したときは、所属内で共有を図り、速やかに物品標示票を貼付することを徹底し、適正な事務処理に努めます。(四日市四郷高等学校)
- ③ 同様の事案が発生しないよう、備品を廃棄したときには、会計規則に基づき速やかに物品処分の手続きを行います。(津高等学校)
- ④ 今後も引き続き、決裁過程での職員間の相互チェック等により再発防止に努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めていきます。
(久居農林高等学校)
- ⑤⑥ 今後は、システム上の登録と現物との確認を定期的に行い、備品の管理に漏れがないよう徹底していきます。(鳥羽高等学校)
- ⑦ 引き続き会計規則等に基づき、適正な物品管理に努めます。(名張青峰高等学校)

⑧ a 引き続き会計規則等に基づき、適正な物品管理に努めます。

(名張青峰高等学校)

b 今後も研修等を通じて適切な知識習得に努めるとともに、不明瞭な事案が発生した場合は、必ず適切な処理方法について出納局へ確認を行います。

(特別支援学校伊賀つばさ学園)

⑨ 所属内において改めて三重県会計規則の規定を周知徹底して適正な物品管理に努め、売却する場合は売り払いマニュアルに基づき選定手続きを行います。

(特別支援学校東紀州くろしお学園)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 金品亡失（損傷） ① 三重県人事関係法規集の紛失 (教職員課) ② 県旗の紛失 (保健体育課) ③ 烏骨鶏の盗難 (明野高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 物品の保管方法について改善を図ったほか、職員に対し、物品の適正な管理、取扱いに細心の注意を払うよう、改めて注意喚起を行いました。 (教職員課) ② 三重県中学校体育連盟及び関係競技専門部と協議し、保管マニュアル等の作成及び連絡・調整を密にすることで、再発の未然防止に努めることとしました。今年度、それらの対応を行ったところ、紛失することはありませんでした。 (保健体育課) ③ 今回盗難にあった鶏舎については、ワイヤーではなく直接南京錠を通す対策を実施し、職員会議等において全ての執務室等の施錠について徹底するよう改めて注意喚起を行いました。 (明野高等学校) 2 今後の方針（取組予定等） ① 同様の事案が再度発生しないよう、物品の管理、取扱いについて引き続き注意喚起を行っていきます。 (教職員課) ② 三重県中学校体育連盟が県旗管理保管マニュアルを作成し、「管理責任について」「保管方法について」「受け渡し方法について」「返却の際の注意事項について」を定め、引き続き、再発防止に努めます。 (保健体育課) ③ 引き続き、全ての執務室等の施錠について徹底するよう注意喚起を行います。 (明野高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合: 県 95%、相手 5%) (物損額: 県 115,256 円、相手 339,607 円) (桑名高等学校) ② 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 58,402 円、相手 169,830 円) (明野高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 事故をした職員に厳重注意を行うとともに、教職員に対し交通法規の遵守等、安全確認の徹底について注意喚起を行いました。 (桑名高等学校) ② 職員会議等において、県有財産の適切な運用や交通事故の未然防止、安全運転意識への注意喚起を行い、安全運転を徹底するよう改めて職員に周知しました。 (明野高等学校) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 教職員に対し、交通法規の遵守等、安全意識を一層高めるよう注意喚起を行っていきます。 (桑名高等学校) ② 今後も職員に対して、機会あるごとに交通事故防止の注意喚起を行うことで安全運転意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。 (明野高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失報告書の提出が遅延していた。(特別支援学校西日野にじ学園)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 職員会議で再発防止と備品等の取扱いには十分留意するよう注意喚起を行い、金品亡失が発生した場合には、速報の提出が必要であることを周知徹底しました。(特別支援学校西日野にじ学園) 2 今後の方針(取組予定等) ① 金品亡失が発生しないよう努めるとともに、発生した場合には遅滞なく報告を行います。(特別支援学校西日野にじ学園)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (1) 平成 29 年度の懲戒処分については、公用物品を窃取したことや、上司からGPS捜査を行わないように命ぜられているにもかかわらず、GPS端末を使用したことにより、前年度の4人から1人増加し5人の警察職員が処分されている。 これらの事案は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。(警務部監察課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 懲戒処分を実施した非違事案について、これらの要因を分析し、非違事案の起こりにくい環境の構築と身上把握・指導の徹底のため、次のとおり、再発・未然防止対策に取り組みました。 (1) 総合・随時監察の実施 適正な業務推進と身上把握・指導に向けて、全警察署に対する総合監察を実施したほか、警察本部を含めた全ての所属のほか交番・駐在所に対して、随時監察を実施しました。 (2) 三重県警察業務指導部会の開催 監察課と業務主管部門との緊密な連携を図り、適正な業務推進と業務改善について協議・検討を行い、その結果を業務指導に反映させるなど予防監察の充実化を行うとともに、非違事案等の原因、背景について事例分析を行い、再発防止策に反映させました。 (3) 自主点検の実施 非違事案の未然防止に向けて、個々の職員が日常業務を通じて取り組む自主点検制度において、情報セキュリティを始めとする自主点検を実施し、自らの業務における問題点等の気付きの醸成も図りました。 (4) 懲戒処分の情報共有 全国及び県内で発生した懲戒処分等の事例を全所属で情報共有し、危機意識の醸成や規範意識の高揚を図るための教養資料の提供に努めました。 (5) 身上把握・指導の徹底 身上把握・指導を徹底し、職員について組織的に把握するため、定期的な面接の実施等を行うとともに、幹部職員に対して効果的な面接を行うための技能等の指導を実施しました。 (6) 業務指導等 適正捜査に関しては、巡回指導・教養を実施したほか、緊急会議を開催し、適正捜査の徹底等について、全警察署に対する指導教養を行いました。 (7) 物品管理の見直し 消耗品に関して、短期に消費が見込まれない物品については、出納状況の記録、点検等を実施することとし、物品の適正管理を図るとともに指導教養を徹底しました。 2 取組の成果 平成 30 年度の業務上の非違事案に係る懲戒処分者はないものの、私行上の非違事案に係る懲戒処分者数は2人であり、引き続き、職責の自覚や倫理観を醸成する取組と非違事案の起こりにくい環境を構築する取組等を推進する必要があります。
<u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u> 非違事案の絶無を図り、県民の期待と信頼に応える警察を確立するため、下記施策を重点的に実施します。 (1) 警察職員が高い規律を保持して積極的に「県民のため」の活動にまい進できる職場環境の確立に努めます。 (2) 各級幹部による身上把握・指導を支援するため、身上指導管理システムを導入し、効率的な身上把握・指導につなげるとともに、適時適切な賞揚を行うなどして、職員の士気の高揚に努めます。 (3) 非違事案が発生した場合、事案の真相を解明して厳正な処分を行うとともに、その原因・背景を詳細に分析し、引き続き、部門横断的な連携及び非違事案につながりやすい業務の仕組みの改善に努めます。 (4) 業務上又は私行上の失敗に対する適切な対処法を理解させるための教本の改訂を行うなど、非違事案の未然防止に努めます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上) (2) 平成 29 年の「刑法犯」の認知件数は 13,346 件（前年比－766 件）となり、平成に入ってから最少件数を前年に続き更新した。検挙率は、42.8%（前年比＋10.5 ポイント）であり、全国平均 35.7%を上回っている。しかし、認知件数が、殺人 9 件（前年比＋3 件）、放火 9 件（前年比＋4 件）など増加している重要犯罪もあり、特殊詐欺についても、205 件（前年比＋41 件）と増加している。 これらのことから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。 （生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課）
講じた措置
平成 30 年度 1 実施した取組内容 (1) 犯罪の抑止 ・ 地域の犯罪情勢に加え、地域住民が不安を感じる犯罪や事象を的確に把握し、これに即したきめ細かな犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、企業等による主体的な自主防犯活動の促進、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となった「安全安心まちづくり」に向けた取組を推進しました。 ・ 地域社会の安全安心を確保するためには、警察と自治体が連携・協働した取組が必要であることから、警察署幹部が市町の首長等自治体幹部に対し、次年度の当初予算編成前に、市町が主体となった防犯カメラの設置や自治会・商店街等に対する防犯カメラ設置補助金制度等の導入を働き掛けたほか、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充を図りました。 (2) 検挙率の向上 重要犯罪、重要窃盗犯等の早期かつ徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査による客観証拠の収集や目撃者の確保に努めたほか、DNA型鑑定や捜査支援分析システム等科学技術を活用した捜査を推進し、検挙率の向上に努めました。 (3) 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化 ・ 県民の特殊詐欺に対する警戒心・抵抗力の向上を図るため、毎月 15 日に設定した「特殊詐欺撲滅の日」を中心に防犯指導・広報啓発を強化したほか、三重県警察公式ツイッター等の広報媒体を活用し、防犯情報等を積極的に配信しました。また、平成 30 年は架空請求詐欺が多発したことから、スマートフォン等に送信される犯人からのメールをブロックするため、システム開発会社と連携した迷惑メール防止サービスを活用した架空請求詐欺対策を実施したほか、コンビニエンスストアと連携した電子マネー被害防止封筒の配付による被害防止対策を実施しました。 ・ 「だまされた振り作戦」等の積極的な実施による実行犯の現場検挙、犯行グループの中核被疑者の検挙に向けた突き上げ捜査、特殊詐欺助長犯罪の取締りを強力に推進しました。 2 取組の成果 ・ 平成 30 年中の刑法犯認知件数は、11,247 件で前年比－2,099 件（－15.7%）と減少し、また、特殊詐欺認知件数についても、107 件で前年比－98 件（－47.8%）と大幅な減少となりました。 ・ 刑法犯の検挙率は 44.1%で、前年比＋1.3 ポイント上昇しました。重要犯罪の検挙率は 86.7%、重要窃盗犯の検挙率は 83.3%でいずれも前年を下回りましたが、全国平均を上回っており、特に、重要窃盗犯は、全国平均の 60.0%を大幅に上回りました。特殊詐欺は、検挙件数が 63 件で前年と比べ 34 件増加し、検挙人員は 19 人で前年と比べ 5 人増加しました。特殊詐欺助長犯罪については、口座開設詐欺等で 191 件・62 人を検挙し、前年と比べ 56 件・11 人増加しました。
平成 31 年度以降（取組予定等） 1 犯罪の抑止 ・ 絶えず変化する地域の犯罪情勢に柔軟に対応し、真に効果的な犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となって犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを継続的に推進します。 ・ 引き続き、自治体や自治会、商店街等による自主的な防犯カメラの設置促進を図るほか、自治体による設置助成金制度の導入・拡充の働き掛けや、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充に努めます。 2 検挙率の向上 迅速・的確な初動捜査の徹底により、犯人の早期逮捕や連続発生の防止、防犯カメラ画像等の客観証拠の確実な収集に努めるとともに、DNA型鑑定やプロファイリング等の科学技術を活用した捜査を一層推進します。また、平成 31 年 6 月までに刑事訴訟法等の一部を改正する法律が全面施行となることから、新たな刑事司法制度に対応した適正な捜査を推進します。 3 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化 特殊詐欺の被害を減少させるため、引き続き、県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発、被害に遭わないための環境整備の促進、金融機関等と連携した水際対策を 3 本柱とした各種対策を推進します。また、実行犯やその上位者への突き上げ捜査を徹底するとともに、その背後にいるとみられる暴力団等に対しても、あらゆる法令を駆使した多角的な取締りを推進します。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止) (3) 平成 29 年の交通事故死者数は、前年を下回る 86 人に減少したが、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の目標値である交通事故死者数 70 人以下を達成していない。 平成 29 年の交通死亡事故については、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の死者数が全体の約 5 割、四輪車乗車中の死者数のうちシートベルト非着用者の割合が約 6 割を占めている。 また、飲酒運転による死亡事故は前年と比べ 4 件増加し、5 件であった。 このため、引き続き、関係機関と連携を図り、交通弱者に重点を置いた交通事故対策を推進するとともに、各種交通指導取締りを強化するなど交通事故の発生抑止に取り組まれない。（交通部交通企画課）
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 重点 4 S プラスワン対策の推進 平成 29 年中の交通死亡事故の特徴（高齢死者が約 4 割、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の死者が約 5 割、シートベルト非着用死者が約 6 割、飲酒運転が増加）等から、前年に引き続き「重点 4 S プラスワン対策（高齢者の交通事故防止対策（シルバー）・シートベルト着用促進対策（シートベルト）・飲酒運転根絶対策（サケ）・速度抑制対策（スピード）・歩行者の交通事故防止対策（プラスワン）」を柱として、総合的な交通死亡事故等抑止対策を推進しました。 特に、「高齢者の交通事故防止」と「歩行者の交通事故防止」を最重点に掲げ、関係機関・団体等と連携した取組を強化しました。 (2) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 飲酒運転、最高速度違反等の悪質性・危険性の高い違反や横断歩行者等妨害、信号無視等の交差点関連違反など交通事故に直結する違反に対する取締りのほか、シートベルト着用義務違反、携帯電話使用違反等の運転者の遵法意識に起因する違反の取締りを強化しました。また、薄暮時間帯には、主要の信号交差点において警笛を吹鳴させ、運転者に注意喚起を促す「イエロー・ホイッスル」活動を推進しました。 (3) 交通安全教育・広報啓発活動の強化 ア 「ベルカチャ運動」の推進 平成 29 年に実施した警察と J A F と合同によるシートベルト着用状況全国調査結果では、一般道路が全国ワースト 3 位、高速道路が全国ワースト 1 位と不名誉な結果であったことから、「ベルカチャ運動」と称して、サービスエリア、ドライブイン等で警察署と高速隊が合同による広報啓発活動のほか、シートベルト非着用には危険性を訴える交通安全教育を推進しました。 イ 「交通安全「見える・見せる」キャンペーン」の推進 平成 29 年中の夜間における歩行中の交通事故死者 19 人全てが夜光反射材を着用していなかったことから、歩行者には夜光反射用品の着用促進、運転者には前照灯の早めの点灯やハイビーム走行とこまめな切り替えの励行について交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。 ウ 「歩行者にやさしい三重づくり作戦」の推進 横断歩道上における歩行者事故を防止するため、「歩道・横断歩道では、人優先」であることを広報するとともに、ドライバーに対しては、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務の周知、歩行者等に対しては、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践についての交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。 (4) 安全・安心な交通環境の整備 子供や高齢者の交通事故防止に重点指向し、ゾーン 30 や学校周辺の通学路における交通安全施設の整備を推進しました。また、老朽化した信号制御機・信号柱や摩耗した横断歩道等の道路標示について、更新・塗り替えを推進しました。 2 取組の成果 平成 30 年中の交通事故死者数は、過去 2 番目に少ない 87 人（前年比＋1 人）となりましたが、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の平成 30 年交通事故死者数の目標値 65 人以下は達成できませんでした。 死亡事故件数は 82 件（前年比－1 件）となり、過去最少となったほか、人身事故件数は 4,687 件で 14 年連続減少、死傷者数は 6,223 人で 13 年連続減少しました。 高齢者の死者数は、57 人で前年比＋20 人と大幅に増加するとともに、全死者数に占める割合も 65.5%（前年比＋22.5 ポイント）と 65 歳以上と高齢者を定めた平成元年以降、最も高くなりましたが、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の死者数は 39 人（前年比－2 人）で全死者数に占める割合は 44.8%（前年比－2.9 ポイント）、シートベルト非着用者は 19 人（前年比－1 人）で非着用率は 54.3%（前年比－2.8 ポイント）、飲酒運転は 3 件（前年比－2 件）で原付以上第一当事者に占める割合は 4.1%（前年比－2.9 ポイント）といずれも前年を下回りました。
<u>平成 31 年度以降（取組予定等）</u>
○ 交通死亡事故等抑止対策の一層の強化 第 10 次三重県交通安全計画の目標値（平成 32 年までに交通事故死者数を 55 人以下にする。）及び「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の平成 31 年の目標値である交通事故死者数 60 人以下の達成に向け、「重点 4 S プラスワン対策」を柱として、交通指導取締りをはじめとする街頭活動、関係機関・団体との連携による交通安全教育・広報啓発活動、交通安全施設の整備等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の強化に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。 (1) 建築基準法における法定点検の制度が十分に認識されておらず、所有する特定建築物及び特定建築設備等について、当該点検を実施していなかった。(警務部会計課) (2) 厚生労働省に報告した障害者雇用率について、厚生労働省のガイドラインに定められた障害者手帳の確認等をせずに算定していた。(警務部警務課) (3) 上司からGPS捜査を行わないように命ぜられているにもかかわらず、GPS端末を使用していた。(刑事部捜査第三課) (4) 公用物品である乾電池を窃取していた。(刑事部鑑識課、交通部交通規制課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊) (5) 運転免許更新時、審査請求や処分の取消の訴えをする場合の留意点を教示する文書を交付していなかった。(交通部運転免許センター) (6) 不適切な管理により交通違反切符等を紛失していた。(亀山警察署)
講じた措置
1 実施した取組内容 事務処理に係る誤り等を防止するため、その発生原因や再発防止策を検討し、個別事案について次の対策を行うなど再発防止を図りました。 (1) 平成 30 年までに全ての法定点検の対象施設の点検を有資格者により実施しました。庁舎管理や法定点検の知識を有する警察職員 7 名に建築設備検査員の資格を取得させました。 (2) ガイドライン等に沿った障害者の把握・確認を確実に行うため業務マニュアルを策定し、障害者の算定に当たり所属長が障害者手帳等を確認することとし、障害者の名簿とともに、障害者手帳の写し等を保存することとしました。 (3) 通達を発出し、同種事案の絶無を期すべく全ての所属長に対し、所属職員に対する指導を徹底するよう指示したほか、刑事部幹部による全警察署に対する巡回指導を実施しました。また、捜査の適正な執行等について指導教養を行う立場にある捜査主任官を招集し、検察官から適正捜査に関する教養を受けました。 (4) 不正行為者に現物弁償をさせた上で懲戒処分を行いました。通達を発出し、乾電池についても受払簿による厳正な管理を徹底するなど、同種事案の絶無を期しています。 (5) 事案が判明した当日の午後から書面に代えて口頭で留意点等について説明し、翌日からは書面による教示を実施するとともに、業務マニュアルを改定し、警察署に対して連絡文書にて周知徹底を図りました。 (6) 発生所属に対する緊急の業務指導を実施したほか、当該所属では、捜査中の交通違反切符等の保管場所を変更し、幹部による点検・管理を強化するなど、業務管理を徹底しています。 2 今後の方針（取組予定等） 個別事案については次の対策を行うほか、自主点検制度による業務確認や制度改正時の実務マニュアルへの反映等により事務処理の誤り等を防止します。 (1) 平成 31 年度以降は、点検対象外となる施設を含め、法定点検の内容を含む点検を委託業務として発注します。点検実施状況を警察本部で一元的に管理して点検漏れを防ぎ、適正な庁舎管理業務を推進します。 (2) 業務マニュアル等を活用しながら、ガイドライン等に沿った障害者の把握・確認を実施します。 (3) 引き続き、最高裁判決を踏まえGPS捜査を控えることの再徹底（絶無）を含め、全ての職員を対象に捜査の基本を徹底するよう指導を行います。 (4) 引き続き、公用物品の適正管理を徹底するとともに、あらゆる機会を通じて物品の厳格な取扱いについての指導教養を実施します。 (5) 業務マニュアルに基づき確実に書面による教示を行うとともに、定期的に点検を行い、適正な業務の推進に努めます。 (6) 引き続き、交通違反切符等については専用キャビネット等での種別保管を徹底するとともに、幹部による点検・管理を徹底します。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 収入未済

① 収入未済額が平成 29 年度末現在 25,573,509 円あり、前年度と比べて 1,845,463 円増加していた。
(警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)

② 債権処理計画の回収目標が達成されていないものがあつた。(交通部交通規制課、交通部交通指導課)

イ 収入事務

① 自動車重量税還付金に係る調定事務が遅延していた。(警務部会計課)

② 道路使用許可申請手数料について、証紙の消印日が誤っているものがあつた。(いなべ警察署)

③ 継続している土地使用料等に係る調定日に誤りがあつた。(伊賀警察署)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 収入未済

【交番及び交通信号機に係る損害賠償金】

(1) 交番施設を損壊した債務者の元を訪問し、損害賠償金返済に関する納付指導に努めました。(刑事収容施設に収容中)

(2) 交通信号機を損壊した債務者に対して定期的に電話催告、訪問を行い、分割納付等の現状にあつた納付指導を行うなど、回収に努めました。

【放置違反金】

(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分(財産の差押え)を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。

(2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付の催促を行いました。

(3) 最終督促後の未納者に対しても、引き続き粘り強い催促を実施するとともに、滞納処分を念頭に放置違反金の早期徴収に努めました。

(4) 放置違反金サポート員を雇用し、未収となっている放置違反金の早期徴収に努めました。

(5) 平成 29 年度末現在の放置違反金の未済額は、7,537,190 円でしたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、2,052,468 円(3 月末)を回収するなど成果を上げました。

イ 収入事務

① 還付金の申請後、税務署から送付されてきた国庫金送金通知書を受領した都度、調定を行い、速やかに収納することとしました。

② 証紙を扱う各担当者に対し、確実な日付の確認及び消印日の試し打ち等を行うなど指導教養を徹底しました。

③ 継続している案件の調定を行う場合は、調定日は事実発生日とし、以後の事務処理において誤りのないよう指導を徹底しました。

2 今後の方針(取組予定等)

ア 収入未済

【交番及び交通信号機に係る損害賠償金】

電話、訪問による催促等の納付指導を行い、債権の回収に努め、また、債権処理計画の目標達成に努めます。

【放置違反金】

文書、電話及び訪問等による催促を推進し、併せて滞納処分による放置違反金の早期徴収を行い、収入未済額の減少と発生防止に努めます。

イ 収入事務

① ② ③ 共に、引き続き、会計事務の研鑽に努め、三重県会計規則等を遵守するとともに、担当者による自己確認及び複数職員によるチェック機能の強化に努めるなど、間違いのない適正な事務処理を推進します。

また、県警本部会計課が行う内部監査等において、各所属に対する指導教養を実施していきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【いなべ警察署一般廃棄物収集運搬業務委託】 ・ 検査記録調書に誤った検査日を記録していた。 (いなべ警察署) イ その他の支出事務 ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止が1件あった。 (警務部会計課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア、イ共に、担当者の認識不足や単純な記載ミス等に起因したもので、同種事案が発生しないように、会計事務研修会への積極的な参加や各種会計事務資料の活用等による会計職員の事務能力の向上を図るとともに、複数の職員でチェックを行う等の事務体制を強化して再発防止に努めました。 2 今後の方針（取組予定等） 上記取組を引き続き実施し、適正な事務処理に努めます。 また、県警本部会計課が行う内部監査等において、各所属に対する指導教養を実施していきます。

様式 1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 物品の管理 ① 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (警務部情報管理課)
講じた措置
1 実施した取組内容 当該備品は不用決定の上、処分（売却）を予定していたため、その準備作業の過程でシールを剥がし、その状態で保管していたものであり、物品管理台帳と現品の照合を行い、剥がしていたものについて再貼付するとともに、会計規則上の手続を徹底しました。 2 今後の方針（取組予定等） 処分（売却）予定の物品であっても、正式に会計手続を経るまでの間は、物品標示票を剥がすことのないよう徹底するとともに、物品管理台帳と現品の照合を確実に実施するなど再発防止を図り、適正な物品管理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 84,761 円、相手 220,352 円) (刑事部捜査第三課)
講じた措置
1 実施した取組内容 交通事故の防止対策として、次のとおり、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養、訓練を徹底するなど、継続的に各種取組を推進した結果、平成 30 年の公用車による交通事故発生件数は前年比で減少しました。 (1) 運転技能訓練等の実施 各所属において、若手警察官等を対象とした運転技能訓練や同乗者を想定した安全誘導訓練等、交通事故の発生実態に応じた指導教養を実施し、交通事故の防止に努めました。 また、各種会議など機会あるごとに、所属長等幹部が、交通事故防止について指示、指導を行ったほか、ドライブレコーダーの活用や車両に同乗しての技能指導を実施するなど事故防止対策を強化しました。 (2) 適切な業務管理等 新たに通達を発出し、幹部が、職員の勤務状況、健康状態等を把握し、特に当直勤務明けの職員には極力運転をさせないなど適切な業務管理を徹底し、交通事故防止を図りました。 また、幹部が、公用車で出発する職員に対し、運行経路、気象条件等に応じた安全運転確保のための具体的な指示を徹底し、公用車事故防止に努めました。 (3) 教養担当者に対する指導 警察本部担当者が各警察署を巡回し、警察署の指導教養担当者に対し、各種事故防止対策の推進を指導するとともに、各所属の事故防止に係る取組事例を改めて共有しました。 (4) 再発防止教養等の実施 公用車による交通事故を発生させた職員については、一定期間運転に従事させないこととし、その間に事故原因に基づいた指導、訓練を実施することにより再発防止に努めました。 公用車による交通事故を発生させた職員やその同乗者を召致して、運転適性検査、運転技能訓練、交通事故をテーマとした小集団討議を実施し、職員の運転技能及び交通事故防止意識の向上を図りました。 (5) 運転技能の検証 交通部運転免許センターの職員が、公用車による交通事故を発生させた職員の運転技能を検証し、運転技能に応じた具体的な助言・指導を実施しました。 また、運転技能の検証結果については、今後の指導教養に活用するため、対象職員の所属に通知し、所属においても検証結果に基づく指導教養を実施しました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養を推進するなど交通事故防止対策を徹底し、公用車の交通事故の更なる減少に努めます。

監査委員公表第4号

平成30年1月30日に包括外部監査人から提出のありました平成29年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年4月26日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	濱	井	初	男
三重県監査委員	石	田	成	生
三重県監査委員	内	田	典	夫

平成29年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容		対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見			
(1) 道路整備方針及び道路事業計画			
【指摘：1件】			
① 道路事業計画のチェックについて			
平成29年度道路事業計画の一部について、事業延長に平成28年度に見直した延長を用いず、誤って見直し前の延長としていた。 道路事業計画は、県のホームページに掲載し、広く県民に公表される情報であり、正確な情報を記載すべきである。今後は、前年度の道路事業計画との比較を行う等、チェックの強化が必要である。		県民への正確な情報提供のため、前年度の道路事業計画との比較を行う等、チェックを強化しました。 引き続き、適切な運用を行っていきます。	県土整備部
【意見：1件】			
① 事業実施検討箇所の実行可能性に基づく道路事業計画の策定について			
事業実施検討箇所は、おおむね3年以内に工事や用地買収の実施を目指す箇所であるが、3年超にわたり、事業実施検討箇所に記載され、未着手の事業が7箇所あり、計画策定時の実行可能性の判断の正確性に疑問を持たざるを得ず、道路事業計画自体が形骸化してしまう可能性が否めない。 道路事業計画策定時には、可能な限り今後の事業費と予算制約の見込みについて、より厳密に見積りを行うことにより、事業実施検討箇所の実行可能性をより正確に検討することが望まれる。		道路事業計画策定にあたっては、事業の進捗状況や今後の予算等の見込みを考慮し、事業実施検討箇所の実行可能性をより正確に検討し、道路事業計画に反映していくこととしました。	県土整備部

(2) 公共事業評価	
【指摘：1件】	
① 評価表のチェック体制について	県土整備部
再評価書に記載されている交通事故減少便益が本来0.02億円のところ、0.001億円となっていた。その原因として算定資料からの転記ミスと考えられる。 最終的な費用便益比は正確な数値となっていたため、再評価の判断に影響はないと思われるが、交通事故減少便益は再評価における重要な判断指標であり、本来は正確に記載する必要がある。今後同様のことが無いように、チェック体制を強化することが必要である。	交通事故減少便益については、再評価における重要な判断指標であることから、チェック体制を強化し、建設事務所及び道路建設課において複数の回のチェックを行い、正確を期すこととしました。引き続き、適切な運用を行っていきます。
【意見：16件】	
① 地域係数の設定について	県土整備部
事前評価を行うにあたって、費用便益分析による評価を実施しているが、交通量の多い都市部が高い値が出る傾向にあることから地域格差の解消のため、地域係数を加味している。 地域係数は、平成10年度の状況をもとに設定され、平成17年度に一度見直されたが、平成18年度以降、市町村合併があり、旧市町村の区分で所得等のデータを容易に把握することができなくなった。このため、現在の評価においても、過疎地域及び準過疎地域は、平成10年度時点の状況で判別している。 地域係数は、一般地域、準過疎地域、過疎地域別に係数を設定しているので、評価にあたっては、現在の区分に従って、地域係数を適用することが望まれる。	最新データを用いて、現在の一般地域、準過疎地域、過疎地域の区分に従い、地域係数を更新し、平成31年度新規事業の事前評価から適用することとしました。
② 地域係数の更新について	県土整備部
地域係数は、現在でも平成17年度と同じ係数を使用しているが、既に10年経過し、また人口も大きく増減していることから状況は変わっていると考えられる。道路等は数十年使用するものであることから、将来予測を見込むべきであるが、少なくとも最新のデータを使用することが望まれる。	① と同じ
③ 重点化係数の更新について	県土整備部
県民ニーズや各分野の整備水準を勘案した重点化係数により、重要度が高い分野の事業がより多く優先度の高いランクに位置付けられるように調整している。重点化係数は、平成12年に実施されたアンケートによって決定され、平成17年度のアンケート結果により見直されたが、以降アンケートは10年以上実施しておらず、重点化係数も見直しをしていない。 ここ10年でも県内の人口の増減率が10%を超える地域が多数あり、またその間、高速道路を含め道路整備も進められてきた。そのため、道路整備に関する住民のニーズも変化していることが考えられることから、定期的にアンケートを実施し、極力、住民ニーズを反映した係数で実施することが望まれる。	平成30年度に実施した県民ニーズのアンケート結果と現在の各分野の整備水準を用いて重点化係数を更新し、平成31年度新規事業の事前評価から適用することとしました。

④ 費用便益分析マニュアルへの準拠について 県は費用便益分析を、原則として国土交通省が示している「費用便益分析マニュアル」に沿って実施している。 「費用便益分析マニュアル」によると、再評価における費用便益分析は、原則として「事業全体の投資効率性」と「残事業の投資効率性」の両者を実施するとされている。また、「費用便益分析マニュアル」においては、費用便益分析に際しては、感度分析の実施を求めている。 県は、国に報告する補助事業についてはこれらの分析を実施しているが、それ以外の事業では、「残事業の投資効率性」の分析、「感度分析」は実施していない。しかし、これらは補助事業の評価に限らず有用な分析となることが期待されることから、原則として全ての事業で実施することが望まれる。	全ての事業において、再評価実施時には「費用便益分析マニュアル」に基づき、「残事業の投資効率性」及び「感度分析」を実施することとした。	県土整備部
⑤ 再評価実施要綱の見直しについて 事後評価の実施要綱には実施対象外事業として、維持管理事業の他、災害復旧事業が記載されているが、再評価実施要綱には実施対象外事業として、維持管理事業のみが記載されている。しかし、再評価対象事業としては経過期間要件のほか、「社会経済状況の急激な変化等」もあることや、そもそも実施対象事業を明瞭に示す観点からも、再評価実施要綱においても実施対象外事業として災害復旧事業を記載することが望まれる。	三重県公共事業再評価実施要綱を見直し、再評価対象外事業として「災害復旧」にかかると追記しました。	県土整備部
⑥ 事後評価実施要綱の見直しについて 事後評価の対象については、「三重県公共事業事後評価実施要綱」にて、「事業完了後一定期間（おおむね5年）を経過した事業から、事業主体（事業担当課）が事業規模及び事業特性等を考慮して選定するものとし、具体的には、道路政策事業については「改良延長L=5km以上もしくは再評価実施事業」を、街路事業については「改良延長L=1kmもしくは再評価実施事業」を対象と明記している。 しかし、国の補助事業については、国土交通省の「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」によると、事業完了後5年以内とされている。 国の要領に対する確実な対応を担保することや、実務を簡潔明瞭に明示する観点から、「三重県公共事業事後評価実施要綱」に、「なお、国庫補助事業等において、当該事業を所管する省庁から別途事後評価の対象事業要件が示された場合は、その要件に従って事後評価を実施する。」といったなお書きを追加することが望まれる。	三重県公共事業事後評価実施要綱を見直し、事後評価対象事業に、「なお、国庫補助事業等において、当該事業を所管する省庁から別途事後評価の対象事業要件が示された場合は、その要件に従って事後評価を実施する。」と追記しました。	県土整備部
⑦ 事前評価の実施要綱の制定について 現在、事業評価に関する実施要綱として、再評価実施要綱と事後評価実施要綱が作成されているが、事前評価については、要綱が作成されていない。事前評価は、再評価及び事後評価と同様にその評価の内容を公表しており、また再評価及び事後評価においても事前評価の結果と連動して行われていることから、事前評価についても実施要綱を制定することが望まれる。	三重県公共事業事前評価実施要綱を制定し、平成31年度新規事業の事前評価から適用することとした。	県土整備部

⑧ 事前評価における費用便益分析で使用する事業実施前データについて	事前評価における費用便益分析は、「費用便益分析マニュアル」に基づき、サマリーシートで職員が算定している。 しかし、平成22年度において、道路交通センサスの調査が従来の4区分（乗用車、バス、小型貨物車、普通貨物車）から2区分（小型車、大型車）に変更されたことから、費用便益分析マニュアルが4区分しか対応していないこともあり、止む無く4区分で最終となる平成17年度データを使用し続けている。 10年以上前のデータであり、そのデータが実情を表しているとは言いきれない。今後同様の方法で対応することになると、さらに実情と乖離する可能性が高まる。交通量推計や最近の交通センサスを用いて、4区分に按じたり、実際に4区分の交通量を計測したりするなどして、より実情に近くなるようにすることが望まれる。	周辺の開発状況や道路整備状況が変化していることから、最新の道路交通センサスの2区分を用いた方が、より実情に近くなるため、最新の道路交通センサスの2区分を用いて、または、交通量推計を用いて費用便益の算定をすることとした。	県土整備部
⑨ 事前評価における費用便益分析で使用する事業実施後データについて	アクセス時間短縮便益やアクセス経費節減便益の算定において、整備（事業実施）前と整備（事業実施）後の交通量や速度を入力して算定しているが、特に準拠するようないまぬエアル等もなく、整備後のデータの根拠が乏しい状況になっている。 整備後のデータの統一した考え方を設定し、担当者の判断の方向性をそろえることが望まれる。	整備後の交通量や速度について、統一した考え方を設定しました。	県土整備部
⑩ 費用便益分析の事前評価との比較について	実施要綱によれば、再評価に際し、「事業採択時の費用対効果分析の要因の変化」を視点として掲げているが、再評価書には、今回実施した再評価しか記載されていない。事前評価と再評価とでは費用便益比の計算過程は同一ではないものの、同一の費用便益項目が算定され、比較により費用対効果分析の要因の変化の分析に資すると考えられ、事前評価と今回の再評価の費用便益比を比較して分析することが望ましい。	再評価実施時には、事前評価と今回評価時の費用便益比を比較することとしました。	県土整備部
⑪ 費用便益分析の前回再評価との比較について	実施要綱によれば、再評価書における費用便益分析の記載は、前回評価と今回評価を比較して記載するべきとされている。本件においては前回の再評価が存在しており、全体工期を延長し、総事業費を改定していることから費用便益分析の結果も変わっているものと考えられるが、再評価書には今回実施した再評価しか記載されていない。実施要綱に従い、前回評価時と今回評価時の費用便益分析を比較して記載することが望ましい。	再評価実施時には、前回評価時と今回評価時の費用便益比を比較することとしました。	県土整備部
⑫ 費用便益分析の事前評価との比較について	(⑩と同じのため記載省略)	(⑩と同じのため記載省略)	県土整備部

⑬ 費用便益分析の事前評価との比較について (⑩と同じのため記載省略)		(⑩と同じのため記載省略)	県土整備部
⑭ 費用便益分析の前回再評価との比較について (⑪と同じのため記載省略)		(⑪と同じのため記載省略)	県土整備部
⑮ 費用便益分析の前回再評価との比較について (⑪と同じのため記載省略)		(⑪と同じのため記載省略)	県土整備部
⑯ 費用便益分析の手法について			
事後評価において前回の費用便益分析と比較をしているが、全体的に費用便益比が低下傾向にあった。これは人口減少により交通量が減っていることが大きな原因であり、さらに人口減少や高齢化が進むとさらに交通量の減少が進み、費用便益比が1未満の場合も出てくる ことが想定される。 道路整備の目的は、速度アップ、移動時間の短縮や渋滞の緩和だけでなく、緊急輸送道路など防災上の必要性や危険箇所の是正、地域振興など様々な目的があり、これらの定性的な情報は引き続き示すことが重要であるが、例えば災害等軽減便益など林野公共事業で使っているような多様な便益項目を考慮することも考えられる。	費用便益比が1未満の場合、多様な便益項目を考慮することとしました。	県土整備部	
(3) 入札から工事完了までの事務			
【意見：4件】			
① 業務チェックリストの管理状況について			
入札から落札、契約締結、そして建設工事完成までの事務処理において、適切に業務を実施するために実施項目を明示した各種チェックリストについては、地域機関において、共有化され実情に応じたツールとして利用されている。しかし、チェックリストについては、策定した当時のチェックリスト内容の趣旨や活用方法などの理解が薄れている可能性がある。 このため、チェックリストの利活用や目的などを再度、周知するとともに、今後それぞれのチェックリストが適宜、見直され適切に運用されていくことが望まれる。		チェックリストの目的などを地域機関の職員に再度周知徹底しました。 今後必要に応じてチェックリストを見直し、適切な運用を行っていきます。	県土整備部

② 建設事務所における契約時提出書類のチェック方法の本庁管理について 各建設事務所にて最終決裁される建設工事に係る案件の契約時提出書類の確認方法は、本庁から通知された法改正等による変更点を各建設事務所の地域性に合わせ本庁作成のチェックリスト等をアレンジした各建設事務所独自のものを使用している。 しかし、各建設事務所で使用しているチェックリスト等の更新を各建設事務所に任せていると、業務品質の維持は各建設事務所にゆだねることになり、適切に運用されているかわかりにくくなる。 建設工事の規模に応じて、各建設事務所が最終決裁権限を持つことは有用ではあるが、同一の業務品質を担保するため、本庁による管理は必要な行為である。チェックリスト等を更新した場合は、本庁が様式を確認する等、本庁による実効性のある管理を行うことが望まれる。	各建設事務所独自のチェックリストを確認・検証したうえで、同一の業務品質を担保するため、本庁で統一したチェックリストを作成しました。引き続き、適切な運用を行っていきます。	県土整備部
③ 入札方法の検討について 県では、落札者の決定方式が価格競争の案件で最低制限価格を、総合評価方式の案件で低入札調査基準価格を設定している。予定価格を事後公表とした場合に当該価格を探ろうとする不当な圧力を防止するため、県は平成14年度から予定価格を事前公表する入札方法を採用した。 予定価格の事前公表の入札方法は、価格の情報漏洩のような不正行為の防止には効果的であったが、市場及び業者間の適正な見積りによる競争が損なわれるリスクが生じる。現在、試行されている予定価格の事後公表での入札方法について、試行した結果について分析を行い、予定価格の公表方法について双方のメリット・デメリットを慎重に評価し、引き続き変更の可否について検討することが望まれる。	適正な見積りによる入札が行われるように、引き続き、予定価格の事後公表の試行を行い、その結果について検証を行ったうえで、公表時期を検討していきます。	県土整備部
④ 受益者負担割合のチェックについて 平成19年度より実施されている連続立体交差事業については、国の定める要綱に従い、鉄道事業者の受益が見込まれる鉄道高架にかかる費用の負担割合を、鉄道事業者5%、県95%とし、当初の協定で、双方の負担額をその割合により定めている。 一方、毎年度の負担額は、年度協定書により、都度定めているが、平成28年度においては、県負担が93.9%と、前述の負担割合と異なっていた。これは、最終年度に負担額の総額が正規の負担割合となるよう、以前に県が先行して負担した部分について調整するための措置であった。 当初の協定では各年度の負担額について、双方協議のうえ都度定める旨記されているため、このような措置は明らかな協定違反ではない。しかし、決定に至った経緯を示す文書が残されていないため、今後は決定に至った経緯を協議記録として残しておくことが望まれる。	毎年度の負担額について、双方で協議した経緯を協議記録として残していきます。	県土整備部

(4) 道路占用管理		
【指摘：1件】		
① 道路占用開始届の未入手について		
道路占用の許可を受けた者は、道路の占用を開始する日の前日までに「道路占用開始届」を県に提出しなければならないと規則で定められている。しかし、「道路占用開始届」が未提出になっていた案件が見られたため、規則に従った事務手続を運用する必要がある。	規則に従った事務手続きを徹底していきます。	県土整備部
(5) アセットマネジメント		
【指摘：3件】		
① 道路パトロールの対応順末の記載について		
道路パトロール（日常点検）においては、パトロール結果をパトロール日誌に記録することとされている。問題箇所については補修等の対応方針等が「協議事項」の「処理の内容」欄に記載されることとなるが、「処理年月日」欄については記載がされていないかった。 当該欄は、「三重県公共土木施設パトロール等維持管理業務実施要綱」に基づく所定の様式にて定められており、処理の順末について記載がなされないと対応がいつどのように行われたかが不明確となってしまう。修繕の委託業務報告等を見れば対応されたことは確認できるが、処理年月日を記載することで、漏れなく対応できたことを担保する必要がある。	問題箇所の処理に漏れなく対応できたことを担保するため、パトロール日誌の処理年月日欄に記載することを徹底しました。 引き続き、適切な運用を行っていきます。	県土整備部
② LCCシミュレーション等の見直しの必要性について		
平成20年に実施したLCCシミュレーションでは管理水準を面積ベースで95%以上達成するための必要額を約24億円と算出し、以降、同水準の予算は確保されてきたものの、実際としては管理水準を面積ベースで95%以上達成できていた可能性は低いと考えられ、実際の管理水準の達成状況と現実的な予算状況を踏まえたLCCシミュレーションを再試行する必要がある。また、その結果に応じて管理区分の定義等の見直しを行う等、「三重県道路路舗装維持管理基本計画」の改定の検討も必要と考えられる。 そして、今後も継続的に設定した目標（管理水準等）の達成状況をモニタリングし、その結果から、必要に応じてLCCシミュレーションの再試行による必要予算額の再検討や計画の見直しをしていくことが必要である。	LCCシミュレーションを再試行し「三重県道路路舗装維持管理基本計画」を見直し、平成31年度から適用します。 今後も継続的に達成状況をモニタリングし、必要に応じて見直しを行うこととします。	県土整備部
③ 軌道その他主要な占用物件の概要の記載について		
道路台帳の記載事項について、「軌道その他主要な占用物件の概要」欄が全て空欄であった。占用物件は実際には多数存在するが、記載しきれないことから別途管理としているものである。しかし、記載欄があるにもかかわらず空欄にすることは、不存在を誤認させるものであり、該当する旨や、別途管理している旨など記載する必要がある。	不存在を誤認させないよう、別途管理している旨を記載しました。	県土整備部

【意見：11件】			
① 舗装の要対応箇所の未整理について	舗装の修繕箇所の決定は、パトロール記録、MCI値、苦情等をもとに、緊急度の高いと考えられるものから順に実施されている。 しかし、当該判断は各建設事務所の保全課によりなされるが、緊急度の高いものをその根拠とともに一覧化するなど、判断過程を可視化した資料は作成されていないかった。 判断過程が可視化されることにより、上席者により判断過程の妥当性が確かめられやすくなったり、必要に応じて優先順位を見直すなどの対応がしやすくなったりすることが期待される。従って、判断過程を可視化した資料を残しておくことが望まれる。	判断過程の妥当性の確認や優先順位の見直しなどの対応を行いやすくするため、舗装修繕箇所決定の判断過程を可視化した資料を記録として残していきます。	県土整備部
② MCI一覧における踏切等の特殊要因の明示について	路面性状調査の結果であるMCIについて、一部に0点台や1点台など、異常に点数が低いものが見受けられた。実際には、このような異常に点数が低い箇所は、踏切などの特殊要因によることが多い。しかし、MCI一覧表上でそのような特殊要因は明示されていないかった。 特殊要因のある箇所は、MCI一覧表などにおいて明示されることが望まれる。	特殊要因のある箇所についてはMCI一覧に加えることとしました。	県土整備部
③ 必要な舗装修繕予算の確保について	修繕されるべき舗装について、大幅な修繕予算不足により修繕がままならない状態が続いているのは好ましくないことには変わりはない。 舗装の適切な管理水準を実現する上で必要な修繕であるならば、その旨を予算査定において財政課に丁寧に示すなどにより、予算措置状況の改善を図ることが望まれる。	必要な修繕予算については、適切に予算要求していきます。	県土整備部
④ 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の目標指標の妥当性について	「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」、「基本事業 35103 適切な道路の維持管理」基本事業の目標値として、「舗装の維持管理指数」を5.0以上とすることとされている。これは、具体的には「主要県管理道路の舗装の平均MCI」で測られ、対象の主要県管理道路は、県管理国道および主要地方道とされている。 しかし、平均ということ、中にはひどい状態の舗装が混ざっている可能性もあるということになり、「道路利用者が安全・安心・快適に利用」できている状態とは言い難いであろう。 また、「主要県管理道路（県管理国道および主要地方道）の舗装」のみが対象では、主要県管理道路以外の県道の舗装や、橋梁やトンネルについても問題があれば、「道路利用者が安全・安心・快適に利用」することに対する阻害要因となる。	今回の「みえ県民力ビジョン・行動計画」の更新に向けて目標指標の再検討を進めていきます。	県土整備部

「舗装の維持管理指数（主要県管理道路の舗装の平均MC I）」を5.0以上とするという目標は、平成28年度においては達成されているが、「エ 舗装修繕の遅れ（ア）舗装修繕に関する現状」でも見たとおり、実態としての舗装の状態は必ずしも満足のいく状態ではないと考えられる。 今回の「みえ県民力ビジョン・行動計画」の更新時などに際しての目標指標の再検討が望まれる。	⑤ 職員による点検記録について 職員により実施された橋梁点検の実施記録について、問題のないところは判定の記載を省略しているなど、部分的に若干の記載方法のばらつきがみられた。 点検記録について、「三重県橋梁点検要領」に基づく所定の記載事項を記入することが望まれる。	⑥ 道路台帳上では欄が設けられていない項目について 道路台帳様式に記載されている項目のうち、「道路一体建物の概要」、「協定利便施設の概要」については、県で作成する道路台帳上で欄が設けられていない。これらの項目は、現在、県で該当する案件はないが、欄自体がないことにより、記載が必要な項目であるとの認識自体が欠落してしまう恐れがあるため、道路台帳様式の欄を設けることが望まれる。	⑦ 道路台帳保管要領の様式の更新について 「道路台帳保管要領」において、作成すべき道路に関する施設の台帳は、「道路台帳保管要領」において定められている様式とは異なっている。 当面の実務において支障は生じていないとのことであるが、使用すべき様式を明瞭にする観点から、「道路台帳保管要領」の様式を更新することが望まれる。 なお、道路照明施設台帳、道路標識台帳、道路反射鏡台帳については、様式改定通知が出ており、現行の様式を「道路台帳保管要領」にまとめることで使用すべき様式がわかりやすくなることから、併せて「道路台帳保管要領」の様式の更新を行うことが望まれる。	⑧ 道路附属物について整備する台帳の様式について 4 か所の建設事務所において、道路附属物に関する各台帳の整備状況を確認したところ、記載事項に差異が見られる状況であった。 各事務所の判断で記載を省略したり、様式の項目自体を削除するなどの運用がなされている等のばらつきがある。本庁主導で、記載項目の重要性に応じて必須記載事項と任意記載事項を分け、定期的に最新の台帳を共有する等により、一定の管理レベルを確保することが望まれる。	県土整備部
	「三重県橋梁点検要領」に基づく所定の記載事項を記入するよう、「橋梁点検研修」を通じ周知徹底を図りました。	記載が必要な項目であるとの認識が欠落しないよう、備考欄に該当ない旨を記載しました。	使用すべき様式を明瞭にするため、道路台帳保管要領を更新しました。	一定の管理レベルを確保するため、様式を更新するよう各事務所に周知徹底し、定期的に本庁の共有フォルダに保存するようにしました。	県土整備部

⑩ 紙で管理される台帳の更新について	道路附属物に関する台帳（標識・照明・反射鏡）は、表計算ソフトの様式に入力後、紙に出力し、台帳管理は紙で行われている。資産番号を一覧にした目次についても別途紙で作成されている。台帳の更新は各建設事務所にて個別に行われ、新設・更新の事実が生じた案件に対して漏れなく台帳の更新が行われているかどうかを確認する統制が確立されていない。更新事実との紐づけを明確にし、台帳更新の網羅性を担保することが望まれる。	道路附属物の台帳のデータベース化について 道路附属物については、現状表計算ソフトの様式に入力して実質紙で管理しているため、データベースとして利用できる状況とはなっていない。個別の資産管理という点では、特段問題となるものではないが、全体の状況把握や更新計画にも利用できるようなデータベースとして利用できるような台帳の方式について検討していくことが望まれる。	⑪ 本庁の道路情報資産フォルダの保護について 本庁での確認を経た橋梁・トンネルの点検結果について、全庁の共有フォルダにて表計算ソフトで共有されているが、編集制限はかけられておらず、アクセス権のある職員全てが編集可能となっていた。「三重県電子情報安全対策基準／情報セキュリティ対策基準」に基づいてアクセス権が付与されている本庁道路管理課職員や各建設事務所職員が誤ってデータを変更・削除するリスクは存在する状態となっていた。 意図しないデータの変更・削除を防ぐため、表計算ソフトに対して適切なアクセス制限を施すことが望ましい。	(6) 道路移管に伴う引継ぎ	【意見：1件】	① 舗装の健全性に関する情報の引継ぎについて	道路公社からの引継ぎのうち舗装について、県は移管前の平成28年12月7日に目視にて舗装状況の確認を行ったとのことであるが、その状況を確認できる記録は残されていないかつた。 道路管理者として、移管を受けた道路の情報は庁内で把握できるようにデータベースとして保有されることが望ましい。そのためには、移管時の舗装の健全性を把握するために記録として残すことが望まれる。	県土整備部
	道路附属物を新設・更新した工事完成資料に、更新した台帳の写しを添付し確認することで台帳の更新が担保できるようにしました。		意図しないデータの変更・削除を防ぐため、アクセス制限を実施しました。				移管時の舗装の健全性を把握するため、移管を受ける道路の必要な情報を記録として残すようにしました。	県土整備部

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
